

平成24年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 3月2日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・町長の施政方針	6
・諸般の報告	12
・議案等の上程（第1号～第26号）（発議第1号～第3号） （意見書案第1号～第4号）（請願第1号）（陳情第1号～第2号）	12
・議案等に対する質疑	23
・意見書案の上程	27
・請願の報告	28
・陳情の報告	28
・議案等の委員会付託	29

第2号 3月5日（月）

・一般質問	35
本田芳枝議員	35
1. 乳幼児療育事業の委託について	35
2. 第2次子ども読書活動推進計画について	44
3. 就学校指定通知における保護者の申し立てについて	50
因 辰美議員	52
1. 原町バス停について	53
2. 若宮三叉路について	56
3. 長者原交差点渋滞について	58
田川正治議員	61
1. 障がい者におもいやりのある町づくりについて	62
2. 安心して子育てできる環境づくりについて	68
3. 安全、安心の町づくりについて	75
川口 學議員	77
1. 福祉バスの運行改善について	77
2. 学童保育の改善	79
3. 給食センター建替えについて	81

4. 小・中学校、幼稚園の（暗い・汚い・臭い）3Kトイレの改善について……	84
伊藤 正議員……	86
1. 町の財政について……	86
2. 安全安心な生活ができる環境の整備について……	95

第3号 3月6日（火）

・一般質問……	105
向野正幸議員……	105
1. 中学校必修科目柔道学習時での、事故に対する予防対策は……	105
久我純治議員……	110
1. 住民の自治会（組合）ばなれ等に関する行政の対応は……	110
2. 町政に対する昨年12月定例会での町長の所信表明に対して、次の事についてお尋ねします……	112
小池弘基議員……	119
1. 合併について町長の考えを尋ねます……	120
2. 町長の24年施政方針に対して尋ねます……	122
澁田順二議員……	125
1. 九州大学農場跡地の将来構想について……	125
2. 自然災害に対する町の危機意識は……	131
山脇秀隆議員……	135
1. バイオスタウンにみる学校給食の堆肥化について……	135
2. ブックスタート事業について……	145

第4号 3月23日（金）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……	155
議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて……	155
議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて……	155
議案第 3号 粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例について……	158
議案第 4号 粕屋町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について……	159
議案第 5号 粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について……	160
議案第 6号 粕屋町立図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について……	161
議案第 7号 粕屋町青少年健全育成交流基金条例の制定について……	162
議案第 8号 粕屋町雑草の刈取及び除去に関する条例の全部を改正する条	

	例について……………	163
議案第 9 号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	164
議案第 10 号	粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第 11 号	粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第 12 号	粕屋町居住幼稚園児の保育料の減額に関する条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第 13 号	平成 23 年度粕屋町一般会計補正予算について……………	169
議案第 14 号	平成 23 年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	175
議案第 15 号	平成 23 年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	175
議案第 16 号	平成 23 年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	176
議案第 17 号	平成 23 年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	178
議案第 18 号	平成 24 年度粕屋町一般会計予算について……………	180
議案第 19 号	平成 24 年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	188
議案第 20 号	平成 24 年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	189
議案第 21 号	平成 24 年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	189
議案第 22 号	平成 24 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について……………	189
議案第 23 号	平成 24 年度粕屋町水道事業会計予算について……………	193
議案第 24 号	平成 24 年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	194
議案第 25 号	町道路線の認定及び変更について……………	196
議案第 26 号	住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について……………	197
発議第 1 号	粕屋町議会基本条例の制定について……………	200
発議第 2 号	粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について……………	201
発議第 3 号	粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について……………	201
意見書案第 1 号	総合福祉法案（仮称）策定にあたっての意見書（案）……………	203
意見書案第 2 号	福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書（案）……………	204
意見書案第 3 号	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）……………	204
意見書案第 4 号	基礎自治体への円滑な権限委譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）……………	204
請願第 1 号	粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願……………	205

陳情第 1 号	国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書	205
陳情第 2 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	205
陳情第 2 号	安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情（継続審査分）	205
	委員会の閉会中の所管事務調査	206
・閉	会	208

平成24年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成24年3月2日（金）

平成24年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成24年3月2日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期の決定

第3. 町長の施政方針

第4. 諸般の報告

第5. 議案の上程

第6. 議案等に対する質疑

第7. 意見書案の上程

第8. 請願の報告

第9. 陳情の報告

第10. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基

3番 田川正治

4番 長義晴

5番 久我純治

6番 因辰美

7番 本田芳枝

8番 伊藤正

9番 澁田順二

10番 安川俊彦

11番 向野正幸

12番 安河内利明

13番 山脇秀隆

14番 浦元甫

15番 川口學

16番 八尋源治

17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義

ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町長	因 清 範	教育長	大 塚 豊
総務部長	田 代 眞	住民福祉部長	工 藤 龍 一
都市政策部長	松 永 誠 一	教育委員会次長	因 友 幸
総務課長	八 尋 恵 治	経営政策課長	工 藤 早 苗
協働のまちづくり課長	青 木 繁 信	税務課長	石 山 裕
会計管理者	伴 栄 子	学校教育課長	関 博 夫
給食センター所長	宮 川 健 二	健康づくり課長	安河内 祐 治
介護福祉課長	清 武 稔	総合窓口課長	水 上 尚 子
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	矢 野 正 剛
都市整備課長	野 中 清 人	庶務人事係長	今 泉 真 希

(開会 午前9時30分)

◎事務局長(長 克義君)

開会に先立ちまして、粕屋町議会議長であります進藤啓一議長に対し、議会運営及び地域の振興発展に寄与された功績により、全国町村議会議長会から表彰を受けておられます。ここで、八尋副議長から伝達をしていただきます。

◎副議長(八尋源治君)

表彰状、福岡県町村議会議長会副会長進藤啓一殿。

あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成24年2月9日。全国町村議会議長会会長 高橋 正。

(進藤啓一議員 表彰)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

昨年3月11日、東日本大震災が発生しました。多くの方がお亡くなりになり、多くの集落も瓦礫の山と化しましたが、東京電力福島原子力発電所の事故も含め、今なお思うような復旧復興が進んでいないようであります。そのような状況の中、先日、被災地の一つであります宮城県の女川町と南三陸町を訪問する機会がありました。被災地の状況は想像を絶するものでありました。両町とも町長さんや議員の方がお会いしてくれました。毎日が寸暇を惜しんでの業務でありましょうが丁寧に対応していただき、全国からの支援に対しましても深い感謝の念を表しておられました。こちらこそありがとうございます、と言いたい気持ちにかられました。

宮城県町村議長会の会長さんともお会いしました。話の中で、私から私の町の議員さんが、石巻市の大川小学校を訪れ、チューリップの球根を植えることによって、多くの児童を含む亡くなられた方々のご冥福と被災地の復興をお祈りされてきた旨をお話させていただきました。会長さんも感謝され、それはテレビで報道されていたとおっしゃっていました。そのことをまず皆さんに報告しておきたいと存じます。

今、「絆」ということが言われています。糸へんに半分の「半」を書いて絆であります。半分の残る半部分を、国・県のゆるぎない立ち回りは当然のことではありますが、被災地以外の国民、そして自治体が、難しいことだとは思いますが、何らかの形で負えないか真剣に考えねばならないと思います。そして半分と半分とが結ばれ一つの糸、本当の「絆」となって、被災地が一時も早く震災前のふるさとに近い状態になることを願うばかりであります。

さて、今議会は、その年度を占う当初予算などの議案、また、議員発議の議案もあります。会期も長めの設定であります。皆さんの真摯にして活発なご審議をお願いする次第であります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、10番 安川俊彦議員及び12番 安河内利明議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長の24年度施政方針の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

本日、平成24年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご出席たまわり誠にありがとうございます。

それでは、まず最初に、平成24年度の施政方針を申し上げます。

別途配付しております施政方針をご覧いただければありがたいかと思います。

本日ここに、平成24年第1回定例町議会が開会され、予算案をはじめとする諸議案の審議をいただくに当たり、平成24年度施政方針の一端と予算案の大綱を述

べさせていただきます、町民の皆様並びに議員各位の深いご理解と町政への格段のご協力を賜りたいと存じます。

まずはじめに私は、去る10月23日の粕屋町長選挙におきまして、町民の皆様からの熱い期待とご支援・ご支持をいただき、第6代の粕屋町長として、町政の重責を担わせていただくこととなりました。

町政運営に大切なものは、住民の皆様のお声に耳を傾け、大きな変革期に突入した行政運営の様々な課題解決に向けて、これまでの経験を活かしつつ、新しい時代に向けて知恵を出し創意工夫して、困難な課題にも真摯に取り組んでいくことであり、それが私に課せられた使命であろうと考えております。

町民の皆様が「粕屋町に生まれて良かった」、「粕屋町に住んで良かった」、「粕屋町に住み続けたい」と感じられるような、安全で安心して、そしてやさしさや幸福を感じ暮らせるまちづくりを目指して全力を傾注してまいりますのでご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成23年を振り返りますと、3月11日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から早や1年が経とうとしておりますが、800年に一度と言われる大地震と大津波、加えて福島原子力発電所の事故、さらには国内外で夏の豪雨災害と悪夢のような大災害が続きました。被災者の方々に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興がなされますことを心から念じるものでございます。

さて、世界的にはリーマンショックに始まる金融経済危機の影響が、依然として各国の政治・経済・社会に暗い影を落としております。

我が国も、未だにデフレから脱却できずギリシャに端を発した欧州危機、円高と景気の沈滞、さらには雇用不安等を抱え、経済の先行きは一層不透明な状況に陥っておりますが、東日本大震災から復興、少子高齢化・人口減少が急速に進む中で、支え合う社会づくりのための社会保障と税の一体改革、TPP交渉等の課題が山積している状況であります。

本町におきましても、税収の見通しが立てにくい中で扶助費等の社会保障関係費の増加をはじめ、その舵取りは大変難しいものではあります。粕屋町は一般会計予算の概ね50%もの町税収入があり、厳しいと決して悲観する状況ではないと私は思います。

まず行財政改革に取り組み、新しい時代の新しい行政経営にシフトし、町民の皆様の信頼に応えるべく、次世代を担う子どものために時代の変革に対応できるように町民の皆様とともに協働でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そこで、平成24年度の予算編成に当たりましては、昨年12月の第4回粕屋町

議会定例会におきまして私が所信表明をいたしました、5つの柱、「心やさしいまちづくり」、「安心して子育てのできる環境づくり」、「安全安心のまちづくり」、企業誘致や開発等を含む新たな「自主財源の確保」、「行財政改革の推進」の実現を重点分野として、限られた経営資源で最小の経費で最大限の効果を発揮すべく検討を行ってまいりました。

住民の皆様のご理解とご協力を得ながら豊かさや幸福を感じられるやさしいまちづくりを目指します。

平成24年度の予算の概要でございますけれども、平成24年度の予算総額は、209億円余と23年度に比較してマイナス3.8%の予算を提案するものであります。

一例として「安心して子育てのできる環境づくり」をあげてみますと、障害者自立支援・私立保育所運営補助・乳幼児医療費助成の充実等に約1億7,000万円余を増額し、小・中学校及び保育所・幼稚園運営事業として9億800万円余を計上いたしております。

なお、子ども手当につきましては、法改正により3億3,600万円余、前年度より減額いたしております。

限られた財源の中で、将来を展望した財政の健全化に努めますとともに、特に子育て支援と安全安心のまちづくりに配慮する中で予算を編成いたしました。

内訳といたしましては、一般会計は、114億2,600万円の前年比8億8,000万円、7.2%の減となっております。

主に、小・中学校施設整備事業が4億3,700万円余減少したのが大きな要因となっております。

このほか、4特別会計の合計は60億2,700万円余で5.6%の増、2企業会計の合計は、34億5,000万円余で7.1%の減であります。

財政の健全化では、地方債残高の縮減に努め、平成24年度末には平成23年度末と比べ、7億5,900万円余減の96億5,000万円余の残高となる見込みであります。

以上が平成24年度の予算の概要でございますが、事業の中には補助事業や交付金事業等で未だ国の政策、予算関連法案の審議の行方が不透明な部分もありますので、今後の経済の動向や国会審議の推移を見ながら情報収集に努め、町民の皆様の生活に不安を与えることのないよう、配慮してまいります。

それでは、平成24年度の重点的な施策について、第4次総合計画に掲げる5つの将来都市像の体系を基にご説明を申し上げます。

まず、1点目は、「都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまち」の実現に

に向けた取り組みでございます。

平成24年度は38事業20億9,552万3,000円の予算配分をしております。いわゆるハード面のまち（環境）づくりであります。特に、平成22・23年度に引き続き「阿恵大池公園整備事業」を進め、快適な水辺空間の創出はもとより浸水対策も併せて実施してまいります。

交通環境の整備につきましては、県事業ではありますが、「基幹道路整備事業」として千代・粕屋線、福岡東環状線及び筑紫野・古賀線のバイパス工事を進め、道路・交通の利便性を高め快適な交通環境を整備し、魅力あるまちづくりへと繋がります。

環境対策といたしましては、旧清掃センターの解体を視野にダイオキシン類等の調査分析を行い、環境に負荷を掛けないように対策を取りながら事業を実施してまいります。

農業の振興につきましては、農業施設の整備や後継者の育成、生産・流通体制の整備を進め、安全で安心できる農作物の生産促進に向けた活動を支援することによって、地産地消や「食」を通じた教育の推進へと繋がります。

また、地域の振興につきましても、交通の利便性が良い立地条件と交通ネットワークを活かし、商工会や他機関との連携により、町の魅力や特産品を発信し地域経済の活性化を図ってまいります。

2点目は、「誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち」づくりに向けた取り組みについてであります。

平成24年度は67事業、95億9,156万8,000円の予算配分をいたしております。本町は、子育て世代が非常に多い町でございますので、乳幼児の成長段階に応じて心身の発達状況の確認をし、母親の育児不安の軽減に努めるとともに、健やかな成長へと導くため乳幼児健診や妊娠期からの相談事業を充実させ、子育ての悩みや不安を解消し、安心して妊娠・出産・子育てができるように支援してまいります。さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、保育所への入所希望の増加に 대응するため、民間保育所の新設をはじめ待機児童ゼロを目指してまいります。

また、健康寿命を延ばせるよう引き続き特定健診・特定保健指導事業を強化し、生活習慣病の発病予防・重症化防止に努めるとともに、がんの早期発見・早期治療を目指したがん検診の充実を図ります。また、福祉総合相談窓口を充実させ、障害者支援体制と介護予防支援体制の強化に努め、ケアプランの作成・各種相談や福祉サービス機関との連携強化を図ってまいります。

地域医療の取り組みとしては、救急時に適切な医療が受けられるよう救急医療体

制の確立に努めてまいります。

3点目は「人・地域・文化を愛する人を育むまち」づくりに向けた取り組みでございます。

平成24年度は27事業、8億5,467万円の予算配分をいたしております。粕屋町には頑張っている人や企業、こだわっているモノづくりがあります。行動力のある人をはじめ、多様な団体が活動しやすい環境をつくり、また、これらの活動を町が支援し有機的に結びつけるコーディネーターとしての役割を果たすことが今後は必要であろうかと思えます。

また、子ども達が地域の人々と触れ合いながら、豊かな心と生きる力を育み、未来の担い手として成長していくことができるよう地域全体で見守り、互いに支え合う地域力の醸成に努めてまいります。

学校教育におきましては、確かな学力と豊かな心の育成が必要であり、学校教育施設の整備充実を図りますとともに日々の学校教育活動を支援してまいります。

社会教育におきましては、自らの資質向上を願う町民一人ひとりの生涯学習活動を推進しながら、町民の各種組織・団体による社会教育活動が発展・充実し、まちづくりに繋がる活動になるよう支援してまいります。

給食センターにつきましては、粕屋町学校給食検討委員会のご意見をもとに、食の安全・安心を考えた給食センター建設について調査を進めてまいります。

4点目は「交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまち」づくりでございます。

平成24年度は21事業、7億5,773万6,000円の予算配分をいたしております。昨年2月9日、町内において将来ある若い二人の高校生の尊い命が失われるという飲酒運転による痛ましい死亡事故が発生いたしました。これを受け、3月議会では「飲酒運転撲滅に関する決議」を採択いただき、12月議会におきまして県内初の「飲酒運転根絶条例」を可決いただいたところでございます。

今後とも関係団体と連携して飲酒運転と交通事故のない社会の実現に不断の努力を払ってまいります。

昨年の東日本大震災を教訓に防災計画の見直し・整備を行うため、平成23年度に浸水等災害時の危険区域及び避難場所の確認を行い、町内校区別の防災マップに反映できたところでございます。また、相互支援の強化を図るため、新たな災害時相互応援協定を本年1月、国土交通省九州地方整備局と粕屋町とで「粕屋町における大規模な災害時の応援協定」の締結を行ったところでございます。平成24年度に災害時の対応について、地域防災に課題がないか検証を行い、防災計画の見直しに着手をいたします。

ハード面におきましても、近年の局所的なゲリラ豪雨に対処するため、平成23年度に引き続き、雨水調整池等の工事を実施してまいります。さらに、地域自主防災組織を確立し、これらが上手く連携できるように、防災知識・技術の習得や、地域住民と消防団、町職員を主体とする「地域防災訓練」の実施を行い、行政との更なる連携協力体制の構築を図り、地域防災力の向上に積極的に取り組んでまいります。

加えて、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害がある方等の要援護者に対しても災害時に支援が円滑に行えるよう、要援護者システムを導入活用し、地域との連携を強化した支援体制の整備を促進してまいります。

また、街路灯や防犯灯の増設、防犯カメラの設置など犯罪「ゼロのまち」づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

最後に5点目といたしまして「みんなで創り進めるまちづくり」の実現に向けての取り組みについて申し上げます。

平成24年度は34事業、13億757万8,000円の予算配分をいたしております。

平成22年に地域主権戦略大綱が閣議決定されたことを踏まえ、昨年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次及び第2次一括法案）が成立し、いよいよ平成24年4月から地方自治体へ権限移譲が開始されることになっております。

そこで、自治体力を備え町政を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、平成18年に策定した「粕屋町行財政改革大綱」の見直しを行い、町の財政基盤を確固たるものにする必要がございます。

これまで、歳出の徹底した見直しなど財政の健全化を進め、平成23年度の当初予算で基金4億8,200万円の取り崩しを計上いたしました。平成22年度に引き続き、これらを取り崩さないところで今3月補正予算の計上を予定したところでございます。

また、平成23年度の決算からは公会計制度の導入により行政コスト結果を分析し、わかりやすく町民の皆様にお示しすることができるようになりました。

行財政改革は、終わりのない不断の取り組みが重要であります。町民の目線に立ち、外郭団体の経営の自立、公共施設などの長寿命化を含めた資産管理、適正な行政運営に努めてまいります。また、東日本大震災の教訓を受けて地域情報化推進事業として、防災や防犯に関する情報を一斉に複数の手段で情報配信できる緊急情報伝達システムを構築・導入し、災害時のみならず児童生徒の安全対策にも繋げてまいります。

終わりに、私は粕屋町が魅力ある町として更なる発展に向けたまちづくりを、町民の皆様と協働でつくりあげてまいります。

議員各位並びに町民の皆様の温かいご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

長時間のご静聴誠にありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

諸般の報告を申し上げます。

今定例会で報告といたしましては、一部事務組合等の平成22年度決算が1件、一部事務組合等の平成24年度予算が8件でございます。これにつきましては、別途紙面に一覧表を載せてございます。後ほどご一読お願いしたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は26件であります。

提案理由の説明を求めます。因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

議案の上程をいたします。

平成24年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、専決処分の承認が2件、条例の改正が9件、条例の新規制定が1件、平成23年度補正予算が5件、平成24年度当初予算が7件、町道路線の認定及び変更が1件、住居表示の実施が1件、以上26件でございます。

それでは、議案第1号から順にご説明申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税法の臨時特例に

関する法律及び地方税法関連の政令と省令が平成23年12月2日に公布、施行されましたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要性が生じたものでございます。地方税法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成23年12月19日に専決処分をいたしたところでございます。よって、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の地方税関連の改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の税減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこを対象としたたばこ税が移譲されます。

また、退職所得に係る個人住民税の10%の税額控除が廃止され、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用されます。さらに、東日本大震災から復興を図る目的として、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率が平成26年度から平成35年度までの間、県民税、町民税合わせて1,000円が引き上げられるものでございます。

以上、これらの措置を講じるための一部改正でございます。

議案第2号も専決処分の承認を求めることについてでございます。平成23年4月27日に公布されました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律、いわゆる震災特例法に伴い、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられる個人住民税及び固定資産税に係る特例等の条項を附則に追加する税条例の一部改正を平成23年6月議会定例会において可決をいただいておりますが、その一部であります東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の条項について、地方税法の一部改正が平成23年12月14日に公布、施行されましたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありますので、平成23年12月26日に専決処分をいたしたところでございます。よって、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、雑損控除等の特例の対象となる支出の範囲について、現行の4項からなる条文を2項の条文に整理されたものでございます。

以上、これらの措置を講じるための一部改正でございます。

次に、議案第3号は粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例についてでございます。防災会議委員を選考するにあたり、より広汎な意見を防災計画に反映させるため、委員の定数を増やす必要がございますので本条例を改正するものでございます。

改正の内容は、委員定数を15名から20名に変更するものでございます。

議案第4号は、粕屋町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例についてでございます。公共施設、道路、橋りょうなどの社会資本の老朽化と更新は全国的にも自治体にとって深刻な問題となってきたところでございます。そこで、公共施設等の整備及び補修等を円滑かつ効率的に行うことを目的といたしまして、施設整備等に要する資金を基金へ積み立てていくために本条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。児童福祉法の一部改正により同法の条文に条項ずれが生じたため、同法を引用している粕屋町学童保育所設置条例について、所要の整備を行うものでございます。

議案第6号は、粕屋町立図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地方分権一括法が平成23年8月に交付され、図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会委員の任命基準を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号は粕屋町青少年健全育成交流基金条例の制定についてでございます。青少年の健全育成及び国際交流並びに地域交流を推進するため、現行の粕屋町国際交流基金を廃止し、新たに青少年健全育成交流基金として制定するものでございます。

議案第8号は、粕屋町雑草の刈取及び除去に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。今回の全部改正は、あき地における雑草等の放置状態に対する指導強化を図り、もって、助言または指導から代執行等の手続きを明確にするためのものでございます。題名も、粕屋町あき地の雑草等の除去に関する条例に変更するものでございます。

主な改正内容といたしましては、当該所有者に雑草等の除去を命じる措置命令や、行政代執行法による代執行を履行できること、また当該あき地に立ち入って調査できる権限を新たに設け、指導強化を図るものでございます。

議案第9号は、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてございま

す。今回の改正の理由は、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間中の介護給付費に係る第1号被保険者の負担割合が現行の20%から21%に変更になるためでございます。変更に伴いまして、第1号被保険者の保険料率の基本区分を8段階に設定いたしますとともに、2区分に軽減保険税率を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第6号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い公営住宅法施行令から削除され、同居親族要件や老人障害者等の入居要件を維持するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例についてでございます。改正の内容は、満100歳に支給しております鶴寿祝金を「20万円」から「10万円」に減額するものでございます。長寿社会を迎え、高齢者を支える総合的な支援サービスの充実は今後とも大きな課題でございます。事務事業の見直し検討の結果、鶴寿祝金につきましても支給額の変更を行うものでございます。

議案第12号は、粕屋町居住幼稚園児の保育料の減額に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。平成22年度税制改正による所得税及び地方税の所得控除のうち、扶養控除の見直しにより、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の一部が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

議案第13号は、平成23年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。今回は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,047万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を121億7,783万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、町税を1億260万円、諸収入を1億1,733万5,000円増額し、国庫支出金を9,910万円、繰入金を3億5,203万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、粕屋西小校舎耐震補強工事費を7,315万8,000円、国民健康保険特別会計繰出金を4,000万円、流域関連公共下水道事業会計補助金を5,002万1,000円増額し、子ども手当を1億7,449万円、千代・粕屋線街路建設負担金を2,570万円、清掃施設組合負担金を2,505万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第14号は、平成23年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,108万5,000円を増額し、歳入歳出総額を38億6,381万8,000円と

いたすものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を3,940万5,000円、療養給付費等交付金を2,860万円、共同事業交付金を1,222万6,000円、繰入金を7,341万7,000円をそれぞれ増額し、諸収入を9,291万4,000円減額いたすものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、療養給付費の増加に伴い保険給付費を6,470万円増額し、保健事業費を426万3,000円減額するものでございます。

議案第15号は、平成23年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,813万4,000円を減額し、歳入歳出総額を3億7,253万7,000円といたすものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を1,650万円、繰入金を163万4,000円減額するものでございます。

一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を1,813万4,000円減額いたすものでございます。

次に、議案第16号は、平成23年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。保険事業勘定の補正は、歳入歳出予算のそれぞれを4,425万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を16億5,444万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を963万1,000円、国・県支払基金を3,264万4,000円、一般会計繰入金を190万円それぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費5,170万円を増額し、総務費416万9,000円、諸支出金123万1,000円、地域支援事業費204万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

介護サービス事業勘定の補正は、歳入歳出予算をそれぞれ104万9,000円減額し、952万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、サービス収入を44万円増額し、繰入金を148万9,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を23万6,000円、サービス事業費委託料を81万3,000円を減額するものでございます。

議案第17号は、平成23年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。主な補正の内容につきましては、業務の予定量において年間総

配水量が354万立方メートルに増えたため、さらに一般会計からの繰入額が確定したため、収益的収支につきましては収入を9,380万円増額し、10億36万4,000円に、また支出を1,868万1,000円増額し、11億2,316万8,000円といたすものでございます。また、交付金の削減により、汚水処理事業費、雨水処理事業費を減額したため、資本的収支につきましては収入を2億2,721万円を減額し、9億6,282万9,000円に、また、支出を2億8,135万7,000円減額し、10億8,815万9,000円といたすものでございます。

議案第18号は、平成24年度粕屋町一般会計予算についてでございます。平成24年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億2,600万円といたすものでございます。これは、対前年度比7.2%の減になり8億8,000万円下回りますが、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、障害者自立支援給付事業3,792万4,000円、私立保育所運営事業9,526万5,000円、乳幼児医療費助成事業3,493万5,000円、それぞれ前年度より増額し、保育施設整備事業を1億7,702万1,000円、子ども手当給付事業3億3,664万7,000円、小学校施設整備事業3億3,529万9,000円、中学校施設整備事業を1億139万7,000円をそれぞれ前年度より減額し、計上いたすものでございます。

また、財源不足を補うため、減債基金から2億4,300万円、財政調整基金から2億円をそれぞれ繰り入れをいたしております。

議案第19号は、平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。平成24年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ39億9,502万4,000円といたすものでございます。これは前年度当初予算比で6.6%の増になっております。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税8億3,278万3,000円、国庫支出金10億1,409万9,000円、前期高齢者交付金5億2,346万7,000円、共同事業交付金5億5,766万3,000円、繰入金2億8,355万円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費25億1,451万6,000円、後期高齢者支援基金等3億9,849万8,000円、共同事業拠出金5億7,112万7,000円等でございます。

議案第20号は、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。平成24年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ4億112万1,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比6.5%の増とな

っております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億1,937万2,000円、繰入金8,050万4,000円を計上いたしましたところでございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,027万8,000円が主なものでございます。

次に、議案第21号は、平成24年度粕屋町介護保険特別会計予算についてでございます。平成24年度の本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております。保険事業勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ16億1,819万4,000円といたすものでございます。これは、対前年比3.3%増となっております。その主な理由は、介護給付費の増額に伴うものでございます。

歳入の主なものは、介護保険料が3億2,402万9,000円、国庫負担金2億7,219万1,000円、国庫補助金5,909万円、支払基金交付金4億3,956万6,000円、県負担金2億1,547万5,000円、県補助金665万7,000円、一般会計繰入金2億6,985万8,000円、介護給付事業準備繰入金3,000万円等でございます。

次に、歳出でございますが、主なものは総務費7,563万8,000円、保険給付費15億51万7,000円、諸支出金174万6,000円、地域支援事業3,929万円等でございます。

次に、介護サービス勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ870万9,000円とするもので、対前年度比17.6%の減額となっております。

歳入の主なものといたしましては、介護予防サービス計画給付費収入が848万5,000円、繰入金22万3,000円、歳出の主なものは一般管理費777万8,000円、サービス事業費の93万円等でございます。

次に、議案第22号は平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ385万1,000円とするものであり、これは前年度当初予算比15%の減となっております。

歳入の主なものといたしましては、貸付金元利収入285万円、前年度繰越金100万円であります。

また、歳出の主なものといたしましては、総務費15万1,000円、諸支出金360万円が主なものでございます。

次に、議案第23号でございますが、平成24年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。収益的収支につきましては、収入は9億3,960万6,000円、支出が9億915万9,000円で、収入の主なものは営業収益9億3,400万1,000円、営業外収益560万3,000円等でございます。

支出の主なものとしたしましては、営業費用 8 億 2,222 万 1,000 円、営業外費用 7,979 万 8,000 円でございます。

資本的収支につきましては、収入が 20 万円、支出が 3 億 6,471 万 3,000 円で、支出の主なものは建設改良費 2 億 5,320 万円、企業債償還金 1 億 1,151 万 3,000 円等でございます。収入は、支出に対して不足します額につきましては損益勘定留保資金等で補填する予定といたしております。

議案第 24 号は、平成 24 年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。収益的収支につきましては、収入が 10 億 2,102 万 5,000 円、支出が 10 億 6,734 万 7,000 円で、収入の主なものは営業収益 9 億 3,163 万 3,000 円、営業外収益 8,939 万円、支出の主なものは営業費用 8 億 219 万 4,000 円、営業外費用 2 億 6,220 万 2,000 円でございます。

資本的収支につきましては、収入が 8 億 4,213 万 8,000 円、支出が 11 億 925 万 5,000 円でございます。

収入の主なものとしたしましては、企業債 5 億 2,890 万円、他会計負担金 1 億 6,365 万 8,000 円、国庫補助金 1 億 4,600 万円等でございます。

支出の主なものは、建設改良費 4 億 7,625 万 5,000 円、企業債償還金 6 億 3,300 万円等でございます。

収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたすことにいたしております。

次に、議案第 25 号は町道路線の認定及び路線の変更についてでございます。まず、町道認定についてでございますが、路線番号 688 番ヒラキ四線と 689 番ヒラキ五線は、花ヶ浦ヒラキ土地区画整理事業として道路を新設するにあたり、町道認定が必要とされたためでございます。

路線番号 690 番日守六線は、宅地開発等により延長された道路を公衆用道路として町が帰属を受け、管理が必要となったからでございます。

路線番号 691 番、コモハラ～戸井ノ元線は、道路隅切り等で道路改良を行うため、改めて町道認定を行うものでございます。

次に、町道路線の終点の変更についてでございます。路線番号 497 番ヒラキ一線と、656 番ヒラキ二線は、花ヶ浦ヒラキ土地区画整理事業に伴う道路計画により道路の終点を変更するものでございます。

路線番号 576 番瓦ヶ田二線は、宅地開発により公衆用道路として新たに町が帰属を受けたことにより終点を変更するものでございます。

最後に町道路線の路線名及び終点の変更についてでございますが、路線番号 687 番開き線は花ヶ浦ヒラキ土地区画整理事業に伴う道路計画により路線名を整理し

てヒラキ三線とし、併せて終点を変更するものでございます。

最後に、議案第26号は住居表示を実施する区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでございます。住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について議決を求めるものでございます。実施につきましては、別図に示しておりますとおり、甲仲原区の大半を占める区域を粕屋町住居表示実施基準要領に基づき街区方式で行うものでございます。これらの件につきましては、さきに開催されました住居表示審議会において諮問どおりの答申をいただいているところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。終わります。どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、発議についてを議題といたします。

発議第1号につきましては、粕屋町議会活性化特別委員会を代表し、委員長であります安川俊彦議員より提案理由の説明を求めます。

(議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎議会活性化特別委員長（安川俊彦君）

発議第1号、提案理由の説明をいたします。

粕屋町議会基本条例の制定について、粕屋町議会には地方自治運営を担う二元代表制のもとで、合議性の議事機関として粕屋町にとって最良の意思を決定することで町民の付託を的確に受け止め、町民全体の福祉向上と地域社会の発展を目指す使命があります。よって、時代に対応し、町民からより信頼される粕屋町議会を実現するため、ここに基本的事項を定め、議会や議員の担うべき役割と町民との関係等を明確に示すことにしたものであります。

今回の粕屋町議会基本条例制定には継続的な議会活性化に取り組む粕屋町議会の意志を表したものであり、町民に信頼され、民主的なまちづくりへの決意を示すものが提案理由であります。

以上で、発議第1号の提案理由並びに説明を終わらせていただきます。

(議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、発議第2号につきましては、提案者であります因 辰美議員より提案理由の説明を求めます。

(6番 因 辰美君 登壇)

◎6番（因 辰美君）

それでは、発議第2号、粕屋町町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。この条例を提出する理由といたしましては、粕屋町行財政改革の一環として議会議員の定数を削減するためでございます。2点目は、地域代表議員の意識が強すぎるので粕屋町全体の議員としての意識を高めるためでございます。3点目といたしましては、現在の議員報酬では若年の議員の子育ても困難であり、粕屋町を担う若い世代が議員を目指せる水準に改善を求めるものでございます。

粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中、17人を10人に定める。附則といたしまして、この条例を平成24年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後の初めてのその期日を告示される一般選挙から適用するものでございます。

以上、提案を終わります。

(6番 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、発議第3号につきまして、提案者であります本田芳枝議員より提案理由の説明を求めます。

(7番 本田芳枝君 登壇)

◎7番（本田芳枝君）

発議第3号、粕屋町町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。上記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

その理由としては、このたび粕屋町議会基本条例が発議1として上程されました。この条例の内容を審議する過程で議員定数や会議の公開について、また事務局体制の強化などを条例の制定時に、つまり今議会において具体的な内容を同時に提案すること、それができなければその明確な道筋を決めておくことを私は一議員として求めていましたが、制定後に審議するということだったので、それをそのまま了承していました。ところが、今回先ほど述べられました突然の7人削減の発議2号が出ました。

この発議2号を審議する場合には賛成か反対であり、そのほかの選択肢はありません。7人削減に賛成か、もしくは反対であれば現在の17人体制を容認する現状維持となります。本当にこれでよいのでしょうか。

近隣の町は大幅に削減した今、粕屋町議会としても議論を徹底的にして議会総意で結論を出さなければなりません。粕屋町議会では活性化の審議の際に、小委員会では提出削減に関して審議された事実があります。したがって、ほかの選択肢、また議論の幅を広げ深めるために、ここで別の選択肢の定数削減2の議案を提出いたします。

これは、当初の私の予定では24年度中に発表しようと思っていた案です。と言いますのは、予算書を見なければこの決断が下せなかったという事実があります。平成24年度当初予算書には、議会事務局の増員、嘱託職員も含めてはありませんでしたし、委員会議事録の公開、本会議の録画、ネット上公開の予算もなく、何ら変わらず昨年どおりです。本当に予算がないのか、提案力が弱かったのか、正直とても残念に思いました。私は、7年前の議会当選当時から3委員会、常任委員会ですね、で事務局2人体制に異論を唱えてまいりました。監査の事務も含めた現在の体制は能力とかの問題でなく、3委員会制では無理があるのです。1つの委員会に1人の正規の職員を配置する、これは当たり前のことです。が、しかし、この基本条例制定の時期になっても3人体制がとれないのなら、逆に2委員会でいけばいいのではないかと判断しました。

常任委員会を2つにして、その機能を高めるための内容に活性化の審議をシフトさせる方がより現実的だと判断いたしました。常任委員会を現在の3から2にする、それは粕屋町議会にとって大きな変革で、現在の状況では実現に無理があり、2委員会制にする動機づけが弱いと感じており、そういう意味でも議員定数削減を2というのを提案するに至りました。

それでは、私が考える2委員会制の利点、メリットを上げてみます。

1、議会事務局体制を正規2人体制でやっていける。所管事務の大幅な変更が可能となり、町の施策を一貫して一つの委員会で審議できる。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、2委員会するとか1委員会、3委員会というのは改選後のことだと思いますから提案、議員定数に限っての提案理由にとどめてください。

◎7番（本田芳枝君）

はい。それで、例えば子どものことに関して就学前の子どもと就学後の子どもに対して実態を把握し、分析検討して問題点に対する改善策と対応策を結論づけることができます。午前、午後あるいは一日委員会の開催をずらすだけで互いの傍聴が容易にでき、本会議での表決をする判断がしやすくなります。委員会の事務、とりわけ審議の会議録公開のための作業が容易になる。議長は委員会委員にならなくて済む。今挙げられる利点です。

もちろん、弊害、デメリットもあるでしょう。それは今後の審議の過程で明らかにすればよいことです。粕屋町議会のよりよい方向を目指すために久我議員と一緒に提案をさせていただきます。以上です。

それで、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則「17人」を「15人」に改める。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するという内容のものです。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

すべての提案理由の説明が終了いたしました。

これより、議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。（挙手あり）

2番、小池議員。

◎2番（小池弘基君）

すみません。遅くなりまして。ただいま、議案の中でですね議員の方から出ております発議2号について、ちょっと質問させていただきたいと思います。よろしいですか。

先ほど、因議員の方から3つの理由がございましたけれども、ちょっと漠然としているところがありますので。一つは粕屋町の行財政改革の一環として議会議員の定数削減ということですが、地方自治法ですね91条には人口2,000人未満の町村は12名の議員を超えてはならないといったような項目がございます。粕屋町は、今4万3,000人に迫るような人口ではありますけれども、そういった中で10名といった議員で本来の議会といったものが運営されるかどうかといったその辺の根拠をちょっとお尋ねしたいと思います。

もう1点は、2番目に上げてあります地域代表議員の意識が強すぎるといったようなことで粕屋全体の議員としての意識を高めるといったことですが、この地域といった定義はですねどういったことを考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

もう1点は現在の、3番目に上げてあります議員報酬では若年議員の子育ても困難であるし、また粕屋町を担う若い世代が議員を目指す水準に改善を行うとありま

すけれども、この若い世代の議員が議会議員を目指せる水準の報酬というものは大体どれぐらいのところを考えてあるのか、幾らの歳費であれば若い方が議会議員になろうといったそういった意欲が出るのか、そこら辺りの説明がちょっといただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員、自席でお答え願います。

◎6番（因 辰美君）

第1問、1点目につきましてはですね行財政の一環ということで、先ほど、大体本来ならば24名から26名ぐらいの定員だと、4万人だったと思いますけれども、今のですね議会、参議院でもですね議会不要論が出ております。そういった中でやはりですね少数精鋭でやってもいいのではなかろうかと。それとまた、委員会制度もですね廃止して1委員会、そして通年議会ぐらいをですね考えたらどうかと考えております。

それから、2点目につきましては地域代表議員ということで書いておりますけれども、昔からの踏襲で部落推薦というような形でそういった見受けられる点が多々ありますので、やはり粕屋町議会としては全体をですね見るような議員がやっぱり出る方がいいのではなかろうか、そしてまた部落の推薦であったにしてもやはり全体を考えるようなですねそういった意向で、方向に進められたらと思っております。

3点目につきましては、議員のですね子育てができるように、これは今ですね年間ですね4回の議会でございます。そして、定例会の出席が約40日です、これで行政のチェックができるというのがなかなか困難ではないかなと私は思っておりますので、やはり職員と同じようにですね毎日議会に登庁いたしまして、ずっとですねやっぱり切磋琢磨しながら勉強し、そして議会にきちんとした対応をしていけばと思っております。

そういった中でですね報酬につきましては年俸制でいいのではなかろうかと考えております。そして、その分につきましては、やはり報酬審議会の検討が必要となってくると思いますのであえてですね、あとは今の現在の議会費よりも超えないぐらいですね。やはり検討させていただければと思っております。

それで、大体ですね方向性といたしましては2名とか3名程度の削減をしていきましても議会報酬の検討はできないと私は考えております。ですから、ここにですね1回に7名を削減して、その代わりといたしまして報酬の審議もセットに検討させていただければと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。16番、八尋議員。

◎16番（八尋源治君）

発議第3号に質問させていただきます。

本田議員より提案理由の説明がなされました。その中で、連名で久我議員を提出されておりますので、久我議員の方に角度を変えてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

条例は日本国憲法を頂点とし、国内法体系の一部をなすもので制定・改定等は法律の範囲内を根拠とし、地方自治法の規定に基づき行うものと規定されております。以上のことから、お二人は粕屋町の将来を見据え、それぞれ相当の時間を掛け、法律、条例等の範囲内で検討・審議されたと思っております。そのされた理念並びに議員改革の一環として2名削減に至ったと推測されますが、提出に至った経緯と結果について説明をしていただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ご指名は同意者であります久我議員でございますけれども、代表は本田さんでございますが、どちらが答えられますか。本田議員、どうぞ。

◎7番（本田芳枝君）

経緯と結果ということがよくわからなかったんですが、理念はそれなりにありますけれども、私がお答えする前に経緯と結果というのはどういう意味でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎16番（八尋源治君）

条例制定改定は国でいえば法律の改定と一緒に思っています。それをですね発議になりますと短期間に集中審議しなければなりません。これについては、いろいろな角度、そういうものをですね検討しながら議員で最終結論を出さないかん状態でございます。それが発議でありますと、期間、日にちと時間も限定されておるわけですね。そういう大事な法律を決めるものをですねこういう身近なものでいいのかなというふうに思います。

そういうことですので、皆さんにより詳しく理解のできるようにいろいろな検討をされた結果があると思っております、ですね、数字とかいろいろなもの。それを説明していただきたいなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

7番、本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

先ほど、私が理由を説明したときに時間のことをちょっと言われましたが、だからどの程度述べたらいいかわからないんですけども、まず、八尋議員に申し上げます。同じ問題を因議員も代表として発議をされたので、聞いていただきたい。同じことだと思います。

それで、因議員の場合は7名という体制です。私の場合は2名という体制です。私の場合はですね、私と久我議員は現状維持、つまり委員会制を取って、その委員会をですね3から2に減らしたいという内容で提案をしております。このことに関しては、私は長年考えております。というのは、先ほど理由を申し上げましたので、私が当選したときからいろいろ考えてきた結果で、最終的にこの予算書を見たときにですね昨年までと何ら変わらない状況、もちろん来年の予定はあるでしょう、補正予算でも上げられるでしょう。しかし、議会がこれほど頑張って皆さんと審議しても議会事務局体制は変わらない、それから予算に関しても変わらない。そういう状態、それほど予算は厳しいのかと、あるいはここで考え方を変えないといけないのか、私はこの間の月曜日ですね予算書を頂いてから何人かの議員の方ともお話をしました。その後、夜、検討しました。そして、その前にですね7人の削減の発議が出ております。私はこの案はもう少し時間を掛けて皆さんとお話するつもりでした。最初に提案理由に申し上げておりますように、議会基本条例が制定された後に、24年度中にこの話は出るでしょうし、定数削減の話は。その時に提案する予定でした、皆さんとご一緒に。

ところが、今回ですね私にとっては急遽です、急遽7人もの削減をと提案をされております。それにはそれなりの理由があるでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

ほかの方ですね議員についての説明ではなくて、本田さんが出されております第3号についての提案理由の説明を求めます。それとですね、今求めていますのは、提案に対する質疑でございますので、内容についてはですね予定といたしましては議会活性化特別委員会の中で付託する予定となっておりますので、今求められておりますのは提案に対する説明でございます、それ以上の説明は、もし、このとおりに特別委員会に付託されればですね、そのときに十分おっしゃってください。今求められておりますのは、何遍も言いますように提案理由の説明であります。

◎7番（本田芳枝君）

ということは、副議長の八尋議員の質問はですね、どういうことでしょうか。そ

れを採用されましたでしょう、だから、私はこの機会に申し上げているということで、しかも、理念を言ってくれ、それから経過と結果をきちんとお話してくれということなので、もちろんその時間はいただけると思って今お話をしているところでございますが、それが必要がないと議長の判断でおっしゃるならば、議会活性化特別委員会の席で十分に審議をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

必要がないとは申しておりません。第2号議案につきましてはですね因議員のことでございますから、あなたが提案されておる3号のことだけがあなたがおっしゃる理由にはなりませんので、何もあなたの説明を停止しているのではございません。どうぞ。

◎7番（本田芳枝君）

それでは申し上げます。私は発議2がなければこの提案はこの時期には差し控えておりました。だから、経過として、これはとても大事なんです。それで、その説明を今しておりますが、私の説明ではおかしいところがございますか。今、経過と結果をおっしゃっています。条例の案の提案をしたのに何で結果がいるのか、その辺がよくわからないんですけど、議長はそのことに対する質問を八尋議員にはしておられません。私はそこが不満です。

◎議長（進藤啓一君）

質問に対する不満が出ましたが、ほかに質疑はございませんか。ございませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は4件であります。事務局長が意見書案を読み上げます。事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

本日、配付いたしました日付を押印した議事日程表を使います。議事日程表の5ページ以降、4件でございます。

まず、7ページをご覧ください。意見書案第1号、総合福祉法案（仮称）策定にあたっての意見書（案）。標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。平成24年2月20日、提出者、粕屋町議会議員、川口

學議員、田川正治議員。

続きまして、9ページ。意見書案第2号、福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書（案）。標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。平成24年2月20日、提出者、粕屋町議会議員、川口 學議員、田川正治議員。

11ページをお願いします。意見書案第3号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）。上記の意見書（案）を、別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。平成24年2月23日、提出者、粕屋町議会議員、浦元 甫議員、山脇秀隆議員。

13ページでございます。意見書案第4号、基礎自治体への円滑な権限委譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）。上記の意見書（案）を、別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。平成24年2月23日、提出者、粕屋町議会議員、浦元 甫議員、山脇秀隆議員。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情書を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。
事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

同じく議事日程表の15ページをお開きください。陳情文書表。受理番号1番。受理年月日、平成24年2月24日。件名、粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願。

請願の報告をいたします。請願文書表でございます。途中からになりますが、件名、粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、粕屋町仲原2-16-14、『ことばの教室』の存続を願う会代表、大賀愛さん、役員6名、請願署名996名。紹介議員氏名、久我純治議員、田川正治議員、本田芳枝議員、川口 學議員。
以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

若干の行き違いがあつて申しわけございません。

次に、陳情書を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。
事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

陳情の報告をいたします。同じく議事日程表の20ページをお願いいたします。陳情文書表。受理番号1番。受理年月日、平成23年12月16日。件名、国民

医療と国立病院の充実強化を求める陳情書。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市博多区、全日本国立医療労働組合福岡地区協議会、議長、原 正勝さん。

受理番号2番。受理年月日、平成23年12月16日。件名、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市博多区、福岡県医療労働組合連合会、執行委員長、武石節子さん。

あと、30ページに前回継続審査となっておりました陳情1件を掲載いたしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、請願・陳情につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時12分)

平成24年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成23年3月5日（月）

平成24年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成24年3月5日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番 議席番号	7番	本 田 芳 枝 議員
2番 議席番号	6番	因 辰 美 議員
3番 議席番号	3番	田 川 正 治 議員
4番 議席番号	15番	川 口 學 議員
5番 議席番号	8番	伊 藤 正 議員

2. 出席議員（16名）

2番 小 池 弘 基	10番 安 川 俊 彦
3番 田 川 正 治	11番 向 野 正 幸
4番 長 義 晴	12番 安河内 利 明
5番 久 我 純 治	13番 山 脇 秀 隆
6番 因 辰 美	14番 浦 元 甫
7番 本 田 芳 枝	15番 川 口 學
8番 伊 藤 正	16番 八 尋 源 治
9番 澁 田 順 二	17番 進 藤 啓 一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克 義 ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町 長	因 清 範	教 育 長	大 塚 豊
総 務 部 長	田 代 眞	住 民 福 祉 部 長	工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長	松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長	因 友 幸

総務課長	八尋恵治	経営政策課長	工藤早苗
協働のまちづくり課長	青木繁信	収納課長	箱田彰
会計管理者	伴栄子	学校教育課長	関博夫
社会教育課長	安川喜代昭	給食センター所長	宮川健二
健康づくり課長	安河内裕治	介護福祉課長	清武稔
子ども未来課長	安河内涉	環境生活課長	矢野正剛
都市整備課長	野中清人	上下水道課長	吉武信一
総務課庶務人事係長	今泉真希		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則等を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも、簡潔にされますことを、議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

7番、本田芳枝議員。

(7番 本田 芳枝 登壇)

◎7番(本田芳枝君)

おはようございます。7番、本田芳枝でございます。それでは、通告書に従って質問させていただきます。

まず、今回は町長の施政方針演説の後にもう一度追加なり変更をしいというところだったので、私、最初の12月の所信表明演説と今回の施政方針で見ますと、実は所信表明のときに期待していたことが12月の予算の施政方針では記述がなかったので、少し質問の内容を変えております。それでよろしく願いいたします。

最初、乳幼児療育事業の委託について。平成24年度からことばの教室が完全委託事業になると1,300万円の予算が計上されています。私に関与する昨年3月の23年度の予算特別委員会でもほとんど説明がなく、ただ一部委託を考えた上で予算を計上しているという発言があっただけです。その前の段階での平成22年の12月の議会、3月議会の厚生常任委員会での委託の話は全く出ていないと常任委員のメンバーから聞いています。

それでは、利用者に対してはどうだったのか。現在通っておられる方に聞いてみると、ほとんど説明がなされてない状態です。工藤部長は要望を出すのは卒業したお母さん方が多いと答えておられましたが、当事者には事前通知はなかったのです。これは、幾つもの事例ではっきりしています。しかも、昨年4月から利

用料金を徴収し、この来月ですね、からはそれが倍額になるような情報も得ています。実際会ってお話を聞くと、こんぺいとうや旧ことばの教室に通う保護者は、何らかの形で自分を責めたり、引け目を感じたりしておられるような気がします。だから、ご自分たちからはよく聞けない状態で、まして内々のことだと感じたらなおさらです。福祉を担当する職員として、事前説明を当事者にきちんとする、この当たり前のことがなされていないような気がしています。それで、第一の質問をしております。

少しちょっと申し遅れましたが、最初の質問の要旨のところ、平成24年度からことばの教室が完全委託事業になるということですが、本当に委託をしなければならないのか、今後の方向性を探りたいと思って質問を4つ用意しております。その1つを、今申し上げました。

次に2番目ですが、委託先の決定はどのようになされたのか。昨年11月の要望書の内容が業務内容の仕様書に活かされるのか、直営のまま、一部業務委託で派遣職員は常駐という形もあるのでは。

それから、3、「きこえとことばの相談会」は、保育園、幼稚園、小学校と健康づくり課との連携という意味ではとてもよい事業だったんですが、今後はどうなるのか。

それから、4、療育を行う場所が2自治体にまたがっていることは、利用者を分断することになる。あまりに配慮が足りないのでは。こういった4つの質問を町長にいたします。

よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

おはようございます。それでは、本田議員の質問にお答えします。

現在の発達ルームこんぺいとう、就学前、5歳、6歳でございますが、この委託につきましてはできるだけ利用者の過剰な不安を与えないように配慮しながら進めてきたつもりでございます。その上で、保護者への説明につきましては、療育教室の名称変更や療育の指導が委託事業となることなどを昨年の3月に個別にお知らせをしたと聞いております。また、遅れましたが議会には12月議会におきまして、厚生常任委員会で説明をしたところでございます。町民の方々に向けては、昨年の5月号の広報に掲載して、その周知を図ったところでございます。また、2番、3番につきましては、住民福祉部長のほうからお答えいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

本田議員の質問、委託先の決定、それから「きこえとことばの教室」についてお答えをいたします。

まず、今予定しております委託先、昭和学園でありますけれども、理由といたしましては、特に知的障害児の教育、それから後半生発達障害あたりの子どもに対して、長年そういったことに携わっておられるということがあります。それから、現在多種多様な症状の方がおられます。それに対して、その昭和学園については小児科精神医院、それから臨床心理士、それから言語聴覚士、社会福祉、それから保育士など、多様な人材を雇用してあるということでありまして。また、粕屋町におきましても、平成14年度からこの昭和学園に集団療育、1歳半から3歳までの乳児に対してですね、教育のほうを委託しております。既にもう10年が経とうとしております。そういった意味からも、今までの実績を踏まえまして昭和学園ということになっております。また、つくしんぼ、さくらんぼというふうに言っておるんですけれども、それから年長児のほうに向けてですね、発達障害を十分理解されておるといことでことばの教室も昭和学園でお願いしたいというふうに考えているところでございます。

また、昭和学園については、篠栗のほうに障害者自立支援法に基づいて児童のデイサービスも行っておるところでございまして。そういった意味からもですね、1歳半から児童まで連続した支援のサービスが期待できるというふうに思っておるところでございまして。

それから、住民からの要望書を11月に出しております。内容についてですね、現在、委託先と協議を行っておる最中でございまして。備にいり際にいりですね、今協議を行って、昭和学園が受け持つところ、それから自治体が受け持つところ、その辺をきちっと決めていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の年長児「きこえとことばの相談会」の件ですけれども、これは引き続き町のほうでやっていくということにしております。年少児までですね、なかなか発見できなかった障がいについて、この相談会においてですね、二次障がいの予防とかいうことにつながっていく大事な相談会でありますので、今後も引き続きやっていきたいというふうに考えております。

また4番目の粕屋町と篠栗の2カ所になるということにつきましては、ちょっと町長のほうからお答えをいたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、4番目の療育を行う場所が2つにまたがるということについてお答えいたします。

2つのまたがるというのは、現健康センターのほうと篠栗のほうの2つにまたがるということですが、私といたしましてもできるだけ2カ所に分かれて保護者の負担がないようにということで考えてはおります。再度、健康センター内の活用の移管並びに通級指導教室の自校方式等も含めて、できるだけ早く方針を決めたいと思いますので、しばらくのお時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

質問の内容を4項目にしましたので、それで一つ一つ答えていただきましたが、実は一つ一つが疑問だらけで時間が足りないなと今思っています。それで、どの程度私が利用者の方が思っておられる質問ができるか、ちょっと不安になりながら今用意していますが、まず第一にですね、1番の説明責任といいます。私は、2回、粕屋広報の5の計算の仕方について昨年6月疑問を投げかけています。それはあくまでも計算の仕方ですね。そのときに、今、計算しているというふうにおっしゃいましたが、実は年長さんのきこえとことばの相談会のページが1ページ取ってあります。それからですね、最後の29ページに粕屋町の療育事業が新しくなりますと。本当小さくですね、こういうふうになりますという形でしか町民の皆さんには報告されていません。それから議会はですね、昨年、それから一昨年の内容は本当にほとんどなかったような状態で、去年初めて要望書は11月に出されましたけれども、それを受けて昨年常任委員会で報告といいますが、経過説明がやっとあったという状況です。それでですね、利用者に対しても私はいろんなところから情報を集めましたけれども、ほとんどの方が正式な説明は聞いていないと。個別に教室が変わるとかですね、内容が少し変わるとか、先生が代わるという話ですが、ですがですよ、何回も保護者会、年に2回大きな保護者会があるんですけども、そこでも正式な説明は何らあってない状態なんですね。それでね、説明があったとか、十分説明していますとかいうことが言えるのかどうか。それは、行政としてですね、やっぱりこのやり方は非常に拙速だと。あるいはですね、影で何かが動いて、私はちょうど保育園はですね、

私立認可保育園に委託しようという話があったのと平行しているんですね。それで、これは何か裏に大きな動きがあるのではないかと今考えています。

それから2番ですね、昭和学園、長年昭和学園につくしんぼ、さくらんぼという授業を委託しているから問題はないから、そのままですね、ことばの教室を委託するというその考え方はですね、あまりにもいい加減といえますか、なぜその昭和学園を検証する、今までの10年間のおつきあいが本当によかったかどうかですね。私は、これも、実はこの10年間、そばから見ています。私自身が子育てに非常に関心があるし、発達につまづきのあるお子さんの状態を心配しておりましたので、自分が読書の読み聞かせとか、ブックスタートとか、幼稚園、保育園のお子さんの状況を見ながらですね、そして平行してつくしんぼ、さくらんぼの子どもさんの様子、それから昭和学園の様子も、その保護者会の集まりにも何回も出た状態があります。利用者からですね、いろいろ疑問の声が出ているのも知っています。それを知っていながらですね、長年おつきあいしているからこれでいい。しかも、ことばの教室を丸投げですよ。何の検証もせず、ほかの業者もあたらず、それで完全委託というその流れに非常に疑問を持っています。

それから連続していると。1歳半の健診後につくしんぼ、3歳後の健診にさくらんぼという昭和学園が委託している療育事業があります。これを4、5歳がするその言葉の教室と連携すれば、連携はうまくいくと、自然だというふうにいわれますが、粕屋町全体のこととして考えていますと、言葉の教室が健康センターにあるということで、すべてが連携してうまくいっているんです。ただ人数が確かに多くなっています。受ける人が、待機児童も出ている話も聞いています。だから、全体でそのことを考えないといけない。それなのに、つくしんぼ、さくらんぼで療育を担当している昭和学園にそのまま継続がいいからということで丸投げをするような状況では、全くですね、行政の仕事としては、仕方としては私はよくないのではないかと思います。

それから、3、きこえとことばの相談会ですね。町のほうでやっていく、人材をどのように求めるかということですが、現在ですね、いろいろ調べましたら、現在の体制では町ではできません。具体的にどういうふうな人材でやれるのか。実際どうしてですね、このきこえとことばの相談会を今までしていたのか、どういう人材が必要で、どういう流れが必要だったのか、私は工藤部長はどの程度ご存じなのか、よくわからない。具体的にですね、どうするかをお答え願います。

それから4番ですね、これは町長にですが、療育を行う場所が2自治体に広がっているというふうに言われました。私は実際、この昨年ですね、10月に相談を受けて療育の勉強をいたしました。それまでも知っていたんですが、実際何カ

所かの療育センターに行きました。そして、例えばこれですね、宇美町の子ども療育センターのパンフレット、これは先ほどうちの町がお願いしている粕屋子ども発達センターの概要書です。この2つを見ただけでもね、その保護者に理解を得られるような姿勢は取っておられないということがはっきりします。それから、実際そこにお尋ねしてもですね、その担当者の方とお話をしてもですね、その印象を非常に強く持ちました。本当にですね、粕屋町が旧ことばの教室をやっていた事業をですね、昭和学園の粕屋子ども発達センターにお任せしているのか、非常にその辺の疑問を持ちました。それでこれもですね、すぐに任せるのではなく、もう少しですね、様子を見るということが必要ではないか。その4つを、今、再質問いたしました。答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

1点目は、説明の仕方が適切であったのかということです。2点目は、10年間のつきあいが町はよかった、議員はあまりという評価であります。3点目は、それについてどうするのか。4点目には、すぐじゃなくてももう少し時間をというようなことでもございました。どなたか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

再度お答えいたします。

説明責任の関係ですけれども、私はそれなりに説明をいたしておりますということで所管のほうから聞いております。それと併せてですね、昭和学園との10年のつきあいがあるといったことで、そこにそういったつきあいがあるから全面的に任せるということでいいのかというご質問でございますけれども、これを全面委託をするというわけじゃないんですよね。あくまで町も管理の部分で中に入ります。ですから、私は今以上に専門的な各いろいろな障害者いらっしゃいますから、それに関わる方々のそれぞれのやっぱり専門的な知識でもって関わっていただいたほうが、より効果が上がるだろうというふうに思っております。本田議員は、その全面的に昭和学園に委託して、もう町は関わらんよというふうに思っているんでしょうけれども、決してそうじゃありません。それともう一つは、その学園がことばの教室の子どもたちが2つに分かれるというようことは父兄の保護者の負担にもなるのではないかと、子どもにとっても負担になるのではないかとということでございます。それは、もちろん同感でございます。ですから、そういったことにならないでいいように、今の現状の中でどう対処できるのか、今の健康センターの中、並びに学校等の教室等があれば、今の療育教室の子どもたち、そっちのほうに行ってもらおうとかということで、何とか2つに分かれないような工

夫をですね、実際に分かれる段階までに対処していきたいというふうに考えておりますので、本田議員がおっしゃるような心配は、むしろ療育にとっては充実をしていくのではないかとこのように私は思っております。どうぞご理解、よろしくをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私は、委託することがですね、まるっきり反対ではありません。保育園のことに関してもそうですし、このことに関してもそうです。ただその委託の仕方、委託の経過に問題があると思ってここで発言をさせていただいております。

まず最初に、1番の説明責任のことについてですが、町長は十分説明をしていると担当課から聞いているということですが、実際、議会も、利用者の皆さんも、町民の皆さんも、このことに関しては異論を唱えておられます。それをああだ、こうだここで言っても仕方がないので、その事実を踏まえて話を進めていきたいと思っております。

それから2番ですね。委託先の決定についてですが、昭和学園は非常に良心的な委託先だと行政の方は思っておられるようですが、その具体的なその内容について、こういうところが良心的、こういうところがとてもいいという相談も何も私たちは聞いていない状態です。だから、検証をどの程度されるのか。それで、先ほどの質問でお答えがなかったんですが、何年契約なのか。それから、どういう形で契約をされるのか。これはですね、予算審議がありますので、そのときに十分、今、もちろん答えていただきたいんですが、ここでは時間も限られますので、私が質問している内容に沿ってお答えを願いたいと思っております。

それから3番目ですね。実は、これは私今回調べましたら、5歳児の健診としてうちの町がやっているこの「きこえとことばの相談会」は、非常に先駆的な事業です。ことばの教室自体も非常に優れた事業でしたが、この今ここ5年ぐらいだと思います。保育園、幼稚園にそれぞれ先生方が出向いて保育園の状態を見ながら、そこで子どもたちの様子を見る。それが結果的に5歳児健診につながっている。この5歳児健診は、国が方針としていずれ定期化するとか、きちんと予算を取るような方向性になっていた話は聞いていますが、現在進んでいません。それで、粕屋町はこういう形で非常にこれは利用者に評判がいいんですけども、今ですね、工藤部長は、これはやっていくと。ただやっていくと言われても、町の職員はですね、母子保健の方は、今もうほんとうにぎりぎりなんです。私、ブックスタートであの辺をよく見ているんですが、もうこれ以上したら

パンクしそうな、そういう状態の中で、具体的にですね、どうやってされるのか。その案を示していただきたい。

それから4番目ですね。今、町長は具体的に2つに分かれるのではなくて1つの、粕屋町の中でそれをしたいというふうに思っておられるので、それはとてもうれしいと思いますが、時間がありませんね。もう4月から、もう既に正式な説明はあっていませんが、そこに通われるお子さんの何人かの該当の方には、こうなりますと、ただ文書で出されたような話を聞いています。具体的な説明はなしにですね。保護者の方もそれを聞く勇気がない。どうなるのか。やっぱりこれはですね、子どもさんを学校に預けてたり、そういう療育の事業にお願いしている利用者の方は、非常に引け目に感じておられます、それをですね。だから、こちらから、それが福祉だと思うんですが、懇切丁寧な説明をするべきだと私は思っていますが、それがなされていません。それで、もし教室が本当に足りないのであれば、土曜日、日曜日の開室でもいいんじゃないかと思うんですよ。図書館も土曜日、日曜日空いてますし、サンレイクもドームも開いています。そういう柔軟な対応でやっていくという方法も一つの形ではないかと思しますので、それぞれ再質問した分をもう一回お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

4番目の件について、私からお答えします。場所が2つに分かれるという問題ですけれども。4月から半年ぐらいはですね、今の場所で大丈夫だそうです。しばらくのお時間をいただいて、その間に今の健康センターの少し手直しをすとか、空き教室のほうをお借りすとか等々の対策を講じたいという意味でしばらくお時間をいただきたいというふうに言ったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

説明責任ということですが、これは担当者に言わせるとですね、やはり個別にきちんと説明したほうがいいということで、何か個別に個人個人に説明をしていったようでございます。それがよかったか、悪かったかというのはですね、またちょっと検証してみる必要があるかと思えます。

それから、契約の関係ですが、まだ正式にはやっておりませんが、1年契約で1年更新ということでやっていこうというふうに考えておりま

す。先ほどから10年やっているから任せたということで私は言ったつもりではありません。それも昭和学園に委託する一つの要因であるということで申し上げたものでございます。

それから、今の体制でやっていけるのか、役場の健康づくり課の関係なんですけれども、来年ですね、事務職、それから専門職、1人を雇って相談会の充実を図りたいというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

大体私が説明したい内容は見えてまいりました。その結果については、また予算常任委員会でも説明を求める機会があると思うのでお話ししますが、ただ説明責任に関しては、納得がいきません。具体的な内容についてはまた機会がありますので、町民の皆さんにですね、私は、広報の今、編集自体に疑問を抱いています。この2号ぐらいはですね、協働まちづくり課の特集がぼんと最初に出てですね、非常におもしろい。ただ後の編集には疑問を持っています。あんまりこれを言うと私は議会だよりの委員長なので、じゃそっちはどうなんだと言われそうなのでちょっと控えていましたが、今からはそれを申し上げます。ただですね、ただ最後にですよ、5月にこれだけの説明で、しかも新しくなりますとかですね、この内容には非常に稚拙といいますか、本当に粕屋町がきちんと説明をする気持ちがあるのかなというのをすごく疑問に思っていますので、この検討をよろしく願いいたします。

それから、契約ですが、2番目の。1年契約でこういう福祉のことをやっているいでしょかね。それがいいという考えが、私にはまた疑問を持ちます。その昭和学園に対して1年契約、1年更新でやるということは、臨時職員を雇用するときも1年契約ですよ。何かそういう感じを受けますので、このやり方には少し疑問がありますが、ただこれは予算委員会でお話する機会があるのでさせていただきます。

それと3番目ですね。今、事務職員とその専門家を雇う予定だというふうに、それは予算の中に入っていますか。入っているそうなんです。それでは、ある程度そのことは了承できました。ただですね、私はここで皆さんに申し上げたいのは、時間がないんですが、このことばの教室を設立するにあたって、25年前の行政職員は非常に立派な仕事をしています。それで今ですね、多岐に渡っているから専門家が必要だというふうに言われましたが、最初からそのことを考えて

専門家を採用しています、3人、正式採用です。その後、だんだんそれが減って、事情があって減ってきていますけどね、それ今中身を聞きますと、昭和学園の方は実際ですね、資格がないために、中での指導とか、そういうのがわざわざ粕屋の発達支援センターのほうに聞きにいかなければいけないような状態。しかも聞いてもですね、最初のプラン、療育プランしか立てられないので、その変更ができない。子どもの様子を見ながら変更するという、そういうことが今の昭和学園のシステムではできてないような気がいたします。ところがですよ、ことばの教室では、そのお子さん、それから保護者と一緒になってその問題を解決できるようなシステムを今つくっています。だから、そのことをもう少し考えていただきたいということで、私のその療育に関する質問は、予算特別委員会でまたお話をもっと聞くということで終わりにします。

次に、2番目の第2次子ども読書活動推進計画についてですが、24年度から新たな2次計画がスタートする予定です。1次の反省を踏まえた上で、その内容と計画を推進するにあたって、施策の説明を求めます。

1、教育行政施策要項への掲載について。2、学校司書待遇の学校間の格差について、3、小学校の朝読や読書ボランティアの研修は。4、学校図書館への新聞配備について。5、辞書などの調べ学習の書籍購入について。6、計画の進行管理はどのようになされるのか。以上の6点を教育長に質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、粕屋町の教育行政の施策要項についての掲載でございますが、例年どおりに載せていく予定でございます。まだ国の動向とか、県の動向とかが出ておりませんので、それを受けまして、粕屋町の教育施策要項に載せていく予定です。

それから、学校司書待遇の学校間格差についてですが、現在、司書には町職員が3名と事務職員が3名おりますが、職務内容は図書館の蔵書管理運営が主なものでございまして、仕事内容は大体いたようですが、町職員につきましては町全体の世話をお願いしております。したがって、これも人事の時期になりましたので、待遇はありますものの仕事内容は一緒ということで考えたいと思っております。

3番目に小学校の朝読や読書ボランティアの研修はということですが、これはもう小学校4校、中学校2校、朝の読書活動、あるいは読書ボランティア、意欲的に入っていただいておりますので、これも継続し、読書ボランティアの研修も

進めていくように計画をしたいと思っております。

学校図書館への新聞配備についてが4番目でございますが、文科省の・・・にはこのような情報が入っておりまして、読書活動をさらに進めていくためには、学校図書館に新聞を配備しなさいということです。教科の中にも新聞を活用した学習活動が入っておりますので、図書館にこども新聞、あるいは小学生向け、中学生向けの新聞を配備するように薦めていきたいと思っております。

それから、5番目、辞書などの調べ学習の書籍購入について、これは各学校の図書司書の管理、仕事内容になりますので、そういう古い時代にそぐわない辞典・辞書類があるのは処分をしていく。それから、時代に合ったものを配備していく、新しく購入していくということで、学校教育課長のほうで聞き取り調査をいたしまして、校長から上がってきますもので新年度70万円ほど予算を付けておりますので、その中で買っていくように進めています。

6番目、計画の進行管理はどのようになされているのかということですが、新しく第2次の粕屋町子ども読書活動推進計画が今策定中でございまして、これについても私も勉強させていただいて、これに実際合っているかどうか、評価をその都度していくつもりでございますし、直接関わっております学校の司書教諭、あるいは司書、校長、教頭会を通じて確認をしていくようにしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

最初からいきます。教育行政施策要項への掲載というところで、例年どおりいたしますと。ちょっとがっかり来ているんですけど、例年どおりのやり方では、ちょっといけないんじゃないかということで私6月に一般質問をして、お答えをきちんといただいているんですね。だから、今度は変わってこういうふうにしますというお話があるのかなと思っていたんですがそれがないので、それはおかしいですよ、教育長。その認識といたしますか、その認識はですね、こちらがどういことを質問しようとしているのか、これだけの時間を使ってですね、それだけのお答えしかないというのがちょっと非常に疑問なんです、それが1。もう少しきちんとした答えがほしいです。

2はですね、学校司書の待遇について。教育長もおっしゃったようにですね、1、小学校の場合、1つの学校が正職で、あと3校が臨時職員です。それで、町全体の世話をお願いしているからという発言ですが、今のシステムでは外から見

る限りですよ、その1つの司書が全体を見るシステムにはなっていません。もちろん、正規の一生懸命やられる職員の方ですから、その都度そういうお話は部会でされていると思います。ただその部会もですね、教育委員会がどの程度そのことに関与しているのか、粕屋町の町立図書館、あるいは行政の学校図書館、学校教育課の職員がその部会に参加されているのかどうか、その流れがはっきりいたしません。それで、あくまでも抽象的な答えで、私はこのお答えは不満足です。

それから、3番目ですね。意欲的にやっていってもらうから今後も続けてもらうというふうに言われましたけど、ボランティアの意欲で今やっている状況で、各学校間の差もあります。学校というところは、校長がすべて責任を持っていると思います。校長に対して発言ができるのは教育長だけです。だから、教育長が粕屋町の読書のことについては、こういうふうな方針で、こういうふうにやりますと学校長にお伝えされたら、それは下に下がります。けども、現状はですね、各小学校がばらばらに、その小学校の校長先生の意向に従ってやっているという状況なんですね。それで私は新たに、第2次子ども読書活動推進計画をつくるんだったら、そこまで踏み込んだボランティア、育成のことを聞いていますが、今のお答えでは答えになっていません。

それから、4番目の学校図書館への新聞配備ですが、これは去年の閣議決定、それから今年の2月20日の文科省の通達の中に多分あったと思いますが、新聞をですね、各小中学校に配置、あるいは高校に配置するような内容だったということでそのお答えがありましたけれども、中学校に対する言及がないんですね。小学校は子ども新聞を取ると。でも、中学校のことは答えておられません。それから、学校側がそれをどういうふうに生かすか、教育委員会としてどういう立場でその予算をつくったのか、学校に説明をしているのか、その言及がありません。

それからですね、辞書のことですけれども、実際、学校に行きまして、その辞書が1984年発行の辞書だったんですよ。私はちょっとびっくりしまして、その辺、70万円各学校にやっているから、その範囲内で購入をするようにと言われてますが、それでは足りないんです。だからその辺の配慮をですね、今回、子どもたちが勉強するにあたって、もう少し力をいれてもらったらどうかということで質問をいたしました。

6番目ですね、計画全体のことで、教育長は勉強させていただいて評価をするというふうにおっしゃいましたが、それではこの質問の答えにはなりません。今ですね、行政の皆さん方は、それぞれ行政評価ということをお頭において仕事をしてあると思います。数値目標をつくってですね、それに対してどうだった

か。それから、教育委員会の現場でもですね、粕屋町教育行政の施策要項をつかって、その報告を1年ごとにしています。具体的にその計画がどのように進んだかを、やっぱり最終的なチェックをなさるのは教育長なので、そこできちんと目を通し、そのうまく計画がスムーズに流れていくかどうかのシステムづくりを今回きちんとされると思っていてこういう質問をしましたがけれども、今のお答えでは従来どおりです。その辺が物足りないんですがどう思われるか。

以上のことについて質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

なかなかわかっていただきたいと思う願いで、もう少し詳しく申し上げますと、本田議員からは教育行政の施策要項について子どもの読書活動推進計画が記載されるかどうかというお尋ねでしたので、一般の教育行政施策には子どもの読書活動推進は載せないと答えたわけですね。具体的に読書活動をどのように進めていくか、あるいは、例えばですよ、毎月23日は粕屋町読書の日であるとかですね、朝の読書活動とか読み聞かせ活動を推進しますとか、各教科療育で文献を活用した辞書とか辞典を使った学習を進めますとか、そういうことはですね、教育施策要項には載せないんですよ。それは、粕屋町の読書活動推進計画の中に具体的に載せていくわけですね。ですから、教育は全般的に読書活動を進めますよと書いて、23日は読書の日ですよというのはこっちのほうに載せるんですね。本田議員からお尋ねなのは、これを教育行政の中に載せないかというお尋ねでしたので、例年どおり載せていきますけど、具体的にはこちらのほうを見ていただきたいということでございました。おわかりいただいたでしょうか。

それから、司書の待遇とか、学校間格差については、もちろん学校間の格差が今出ております。特に子どもの読書活動については、学校の格差が出ておりますので、教育委員会といたしましては、小学校4校、中学校2校ございますが、どの生徒児童についても読書を勧めていかれまますように、格差が是正されますように努めていきたいなと今考えているところです。ということは、教育委員会で話が起っております。

それから、その中心になるのが司書教諭であり、図書館司書でございます。それについての改善点は、校長から上がってきておりますので、校長の意見を聞きながら改善を進めているところでございます。

それから、読書ボランティアの研修についてですが、これも時期を見て、課題を見て進めていきたいと思っておりますし、私も都度学校に行きましたときには、

図書館に寄って困ったことはないか、課題はないかということで聞いておりますし、定例、月に教頭会、校長会が毎月1回あっておりますので、その都度校長から問題があったら定義を受けていきたいと思っております。

それから、学校の新聞については、小学校、今の大人が見る商業新聞はですね、小学校1年生、2年生にはちょっと無理です。ですから、学校では小学生新聞とか中学生新聞、あるいは学生新聞ありますので、これを消耗品のほうで買っていただくように校長をお願いをしております。

辞書などの調べ学習というか、年表とかですね、時代に合わない辞典とかは変えていかなきゃなりません、国語辞典、漢和辞典とかいうのは、そうそう日にちが10年前、20年前だからと、20年前は行き過ぎましたけど、あまり変わらないものはそのまま置いて大事に使うということでもいいんじゃないでしょうか。計画の進行管理ということは、先に申しましたように、図書館協議会での管理もありますし、私も学校の図書室の先生、司書教諭の先生、校長、教頭会から聞いて年度年度の評価を進めていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、3回目です。

◎7番（本田芳枝君）

はい、これで終わりですね。1番と大体1、2、3、4、5、6とありますが、時間がもうありませんので、1番と6番を再質問いたします。

1番は、因次長は黙っておられますが、私は因次長が6月の答弁で答えられたので、そのことについて因次長の質問を求めたいと思います。

それから6番ですね、進行管理の件ですが、粕屋町教育委員会では、家庭教育リーフレットと、非常に立派なものをつくっておられます。これは教育長自身のご自慢で機会あるごとに、家庭教育をどういうふうにしていったらいいかをするための指針を非常に具体的にですね、勉強時間を何分取るとか、具体的なことを書いておられます。私が言いたいのは、学校経営にあたって具体的な内容を校長に、学校長に、この子ども読書推進計画について具体的な内容で計画を立てるということをどのようにされるのか。その計画の結果はどうされるのか。そして、教育長これはですね、子ども読書活動推進計画は学校だけではないんですよ。0歳からその学校上がるまでの未就学児の問題も非常に、それから社会教育で図書館との関係も非常にあります。そのことに対する計画の進行、あるいはそれを把握するところ、きちんとおっしゃいませんが、その2点、1と6について、1は特に因次長に質問したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

はい、因次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

本田議員の質問にお答えいたします。

教育施策要項の中に入れますのは、教育長が言ったとおり第2次の読書計画書
を載せるということで、それに推進していくということには私の意見も同じです
けれども、読書活動推進計画書に載っています4つの項目をやはり進めていかな
ければいけないと思っております。それは、今さっき教育長が言いましたとお
り、毎月23日は読書の日を意識づけること、それから2つ目が朝の読書活動、
読み聞かせ活動の推進、3つ目が各教科、療育学習における文献を利用した調べ
学習の活用、4番目が図書委員会を中心とした読書推進のための児童組織の確立
と、その活動の指導でございます。また、その中には社会教育の生涯学習の進行
の中で粕屋フォーラムの利用促進という欄も設けまして、町立図書館を中心とす
る文化活動、ボランティア団体の育成とともに、第2次粕屋町子ども読書活動推
進計画に基づく取り組みを掲載するようにしております。具体的には、町立図書
館及び図書活動のあり方の研究と、実際、学校図書館との連携、読み聞かせボラ
ンティアによる学校図書館の促進と支援、家庭における子どもの読書活動の推進
を上げていかなければならないと思っております。

6点目も私のほうでよろしゅうございますでしょうか。私の意見を述べさせて
もらって。読書活動推進計画書のいわゆる計画というのはですね、それだけで終
わるんじゃないなくて、やっぱり計画をつくれれば、そこからがスタートに僕はなるん
じやなかろうかと考えております。まず、今さっき図書館だけでこの協議会をつ
くるんじゃないなくて、本田議員もおっしゃったとおり、子どもに直接関わる学校、
幼稚園、保育園、それから図書館職員諸々のそういう読書ボランティアですか、
その方たちの意識を同じにしてもらわにゃいかんということで、今度の第2次計
画書ができましたら、早い段階でそういう方々を集めて第2次計画書の計画説明
会を開いて、意識を共に共有したいというふうに考えております。その別に、ボ
ランティアの関係につきましては、さっきちょっと出ていましたけど、ボランテ
ィア団体あたりの研修もしていかなければならないと思っております。今年、たま
たまちょっと機会がありましたのでボランティアの方の研修会させてもらいまし
た。これも来年度以降は定期的にやはり意識を持ってもらうということで、やは
り学校間の格差が出てきていますので、ボランティアの方もやっぱり意識を持っ
てもらう。職員も3名を6名にしろというお話も出ていますけれども、これは役
場全体のこともありますので、臨時の方と職員の配置の定期的なやっぱり移動も

考えて今後はしていきたいと思っております。

それと、今さっきブックスタートのほうでも出ておりました、ブックスタート、今10カ月でやっていますけれども、私としては、これがやっぱり次の段階で3歳で今年から社会教育課、いわゆる図書館の方で3歳児に図書の読み聞かせをしてプレゼントをしようかということを考えております。なぜかというと、やっぱり三つ子の魂百まで、ゆりかごから墓場までという言葉もあるとおり、やっぱり幼少期に覚えたことは一生忘れないということもありますし、ここ3歳でやっぱりするのが一番大事なことじゃなかろうかと思えます。3歳でして、幼稚園、保育園でまた本を好きになってもらう、学校に行ってもまた本を好きになってもらうということで、それが最終的には学力向上にもつながるんじゃないかということで、そういうふうな形で今後進めていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員に申しておきます。因次長から冒頭の質問でですね、因次長から手が挙がっておりましたけれども、本田議員は教育長ということでご指名でございましたので教育長を指名いたしました。質問の相手をはっきりして質問をしてください。

◎7番（本田芳枝君）

はい、わかっております。今までの経過、一般質問で6月、9月経過した内容がありますので、その内容と教育長が行き違いがありますので、そのとき答えられたのが因次長だったので、そういうふうをお願いいたしました。

次に、また教育長なんですが、次の質問に行きます。就学校指定通知における保護者の申し立てについてというところで質問をいたします。就学校指定校の流れで、現在、文科省は次のように通知しています。1、市町村委員会の判断により、この指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することもできる。2、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合において、市町村の教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申し立てにより市町村内の他の学校に変更することができるということがあります。それで、学校選択制など、就学校指定に係る制度弾力化について、さらに具体的に申しますと、指定した小学校または中学校を変更することができる要件及び手続きに関して必要な事項を定め公表するものであること。それから、入学予定者に対して行われる就学指定通知において、その指定の変更についての保護者の申し立てができる旨を示すこと。それから、就学校の変更を相当と認めるときは、指定の変更ができることとされている。いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な利用、部活動、学校独自の活動などについて、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められて

よいとして示したものという現在の状況があります。これを踏まえた上でですね、今年小学校卒業する児童の保護者が学校教育課に指定校の変更について相談に行きました。それに私関わっていますので質問の内容で、粕屋町の就学校の変更に係る要件及び手続きの公表について、2番目、文科省の通知では変更を適当と認めている例を参考にするようにとあり、保護者の申し立てができるとあるが、実際はどうか。

この2点について、教育長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員さんのご質問にお答えいたします。

簡単に申し上げますと、学校選択制度はできないかということでございます。小学校を卒業して、私は粕屋中学校に行きたい、あるいは東中学校に行きたい、粕屋中学校に行きたい子どもは全部粕屋中学校に行かせていただけないかというご質問ですが、粕屋町教育委員会といたしましては、今のところできないと、原則考えております。ある学校にですね、粕屋町ご承知のように児童生徒の数が年々増加をしております、ある学校に児童生徒が集中しますと教室が足りない、授業ができない、PTAが解散する、子ども会、育成会等も問題がある、そういう教育面で非常に大きな課題が出てまいりますので、今のところ原則として学校選択制度は採用しておりません。それが1点。

だからといってですね、弾力的な措置がないのかということで、引っ越したらすぐ学校を変わらなさいということではありません。粕屋町の教育委員会のホームページ開いていただきますと、指定学校の変更理由別一覧表を掲げております。例えば、年度の途中で引っ越された場合ですね、A小学校、2学期に家を建てられて引っ越しされた場合、卒業式まではぜひこの学校に置いてくださって、もちろんいいですよ。そういう弾力的措置。それから、一時的におうちの事情で一時的に引っ越した場合でも、その学校に継続的に通うことができるとか、あるいは家庭の事情、その他いろんな事情がありますので、そういう面では弾力的措置を考えております。今回、部活動とかいう問題でですね、具体的に学校を代わりたいという問題も出ておりますが、粕屋地区、各市町村ございますけれども、基本的には学校選択制は取っていないということでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員

◎7番（本田芳枝君）

問題は少し違います。学校選択制についてああだこうだ言っているんじゃないかと、その弾力化の運用についてどうなんですかという内容なんですけど、実は教育委員会でお話をされたそうですが、それを私は情報公開で求めました。そして、今も同じように教育長がおっしゃっているのを聞いてちょっと残念な気がします。弾力化について、その制度の運用について粕屋町はどうしているかということで、粕屋町は現在規則でですね、部活は認めていません。そのことは平成20年の3月に規則決めておられます。ところがそれ以降ですね、保護者のいろいろな要望があるんですね。その要望のあった、今回私に相談があったことは端的なことだったので、その方と一緒に同行してお話を聞いております。その内容はですね、その利用者が規則の表を職員が見せてできませんと言われただけ。事情を説明しようとしてもだめだったので、後日やむなく住所を変更しましたが、けれどももう少し保護者の事情を聞くシステムがあってもいいのではという相談があって、教育長にご一緒したんですね。経過説明をされて、希望を述べられたけれども、今回は話を聞くだけという合議の上での面談でしたので、それ以上の進展はありませんでした。私は、ただ側でこのお子さんの場合は、特別な事情があるので、しかる場所で検討することはどうしたらいいのかとお尋ねしましたが、明確な答えはそこではなかったんですね。それが1月17日でした。

それでは、このことに関しては、具体的に、別な場所で教育長と学校教育課とお話をしたいと思います。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

就学についてはいろんなご相談ごとがあると思いますが、いつでも学校教育課に来てください。

以上です。

（7番 本田 芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

6番、因 辰美議員。

◎6番（因 辰美君）

議席番号6番、因辰美です。

まず、冒頭に因清範町長におかれましては、第6代粕屋町長に就任されましたことを心からお祝いを申し上げます。非常に厳しい社会情勢の中、大変と思いますが、リーダーとしてぜひ実力を発揮していただきたいと思っています。昨年1

0月の粕屋町の指導者を決める大切な選挙でありながら30.13%、過去最低の投票率という有権者から厳しい洗礼を受けました。これは、町長選挙に限ったことではありません。我々の町議会議員の選挙も同じことです。しかし、政治に携わるものとして、なぜ投票率が低いのかという原因をしっかりと追究しなければならないと思います。私が住民に話して感じることは、どうせ何も変わらないし、変えようもしないじゃないかという閉塞感です。粕屋町住民の閉塞感を改善するためにも、悪しき慣習は率先して改革に取り組む。良い慣習はしっかりと継承する。スピード感ある住民の対応が改善策につながると思います。私は今回、山脇議員と一緒に議会改革の一つとして、議員定数を17人から10人へと7人の削減を発議しました。議員からすれば無謀に感じられるかもしれませんが、議会の近い将来を真剣に考えれば、納得できる発議であると思っています。3月22日午前中に議会活性化特別委員会で定数削減の審議が行われます。傍聴席の皆さんも、ぜひ傍聴していただきたいと思います。政治が何も変わらない、何も変えない、今までどおりが一番いいという対応は、一番の最悪パターンであると思います。行政がやる気もないのに議員に希望を持たせるような曖昧な答弁や、その場しのぎの答弁はもうやめたほうがいいと思います。無理なものは無理、時期尚早ならば時期尚早と理由をしっかりと明確に答えていただいたほうが議論が白熱するし、議会も活性化すると思います。一般質問は粕屋町の将来をよくするための議論の場として、議会が切磋琢磨し研鑽しなければならないと思っています。議会を魅力あるものにするためにも、しっかりと方向性を示した答弁を要望し、質問に移ります。

まず、住民に身近な交通対策について質問をいたします。1問目は、誰が見てもおかしいという思いから指摘をいたします。2問目、3問目は、住民が本当に喜ぶだろうなという思いから提案をさせていただきます。粕屋町の市街地、渋滞緩和策として、国道201号線のバイパス化に始まり、現在は門松交差点、県道35号線の改良、あるいは福岡東環状線の整備、扇橋から広田の早期着工に向け、粛々と進められております。しかし、肝心の粕屋町の中心部である原町から長者原交差点周辺の渋滞緩和について、3年前から何回も指摘提言いたしておりますが、施策が全く見えません。

まず、1点目の質問ですが、粕屋町の交通渋滞を考えると、原町バス停のバスカット使用は当然であると思いますが、未だに使用されていません。昨年的一般質問後の進捗状況について、担当部長の説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

バスカットの現在の進捗状況につきまして答弁させていただきます。

その後ですね、地域の行政区役員さんと協議を行い、また西日本鉄道営業部や隣接の関係者と協議を重ね、現在、隣接していますMJRマンション、またテナント及びテナントオーナーですね、にご理解を求めているところでございます。歩道部分に建設されますバス停シェルターの上屋ができる限り店舗等阻害しないように、またマンションやテナントの出入りに支障が出ないような位置を考慮しております。そしてまた協議を重ねております。

また、マンションの臨時総会に出席し、説明を行ってまいりました。理事会役員さんに何度か現地ですらに説明も行ってきております。しかしながら、バス停シェルターを建設することのみならず、バスの進入及び停車に対しての居住者の反対の声が大きいため、現在、計画位置の見直しとシェルター設置の有無につきましてマンション理事会と協議を重ねております。今後も関係者との協議を行っていきたいと考えておりますので、どうぞご理解お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因 辰美議員。

◎6番（因 辰美君）

もう何年もこのバスカッター設置されて年数が経つわけでございますけれども、大変当初から利用しておりませんので、長年の間利用してないということからいろいろな問題が多発しておると思います。町は、いろいろと問題があるかと思っておりますけれども、粛々とですね、進めていただきたいと思っております。

原町のバスカッターの面積は213平方メートル、64.5坪です。購入価格は5,780万6,000円、1坪当たり90万円です。県道ですから県費ですが、私たちが支払った大切な税金から用地を買収されています。交通渋滞の緩和策としてバスカッターをつくっておきながら、一部の住民の反対によりバスカッターは使用できず、県道607号線の交通渋滞緩和の役にも立ってないのであれば、無駄な事業であった、税金の無駄遣いをしたということになります。一般住民から見れば、責任の所在はどこにあるのか、明確にしていきたいと思うのは当然であると思っております。原町のバスカッターは、粕屋町でも地価が一番高いところであり、それに加えバスカッターの工事も発生していますので、非常に高価な買い物になっているわけです。しかし、粕屋町の中心部の交通がスムーズになればいい、行政が少々高価な買い物をして交通対策に有効な工事であれば住民からは感謝されるでしょう。私も、大変有効であると思っております。しかしながら、現在の状況はどうでしょう。つくった当初から何年もタクシーの待機場所になって

いるではありませんか。西鉄の大型バスが片側1車線の全部をふさぎ、乗降客が終了しバスが発車するまで、後続車はただじっと待っている状況であり、朝夕の607号線は連日大渋滞をしています。住民にとってバスカットを利用していない状況を見ると、行政は何をしているんだ、地域住民に大変な迷惑を掛けているし、交通対策はほったらかしにしているじゃないかと絶対に許すことのできない問題であります。町長は県道607号線の舗装整備をしたときの建設課長であるとお聞きしました。整備当時の状況をよく理解されていると思いますので、確認のためにお聞きいたします。

原町のバスカットは何のためにつくられたのでしょうか。誰がバスカットの立案をされたのでしょうか。肝心なところですので、町長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

確かに質問者がおっしゃったように、当時、原町の交差点部分の歩道整備をしたときにバスカットを県のほうに要望し、県のほうもバスカットが必要だということで建設をしたものでございます。そうではありますけれども、今までこのバスカットがバス停車場として使われてないということに対しては、大変遺憾に思っております。私もいろいろな部分で入り込んで早い解決をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

非常に明快な回答をいただきまして、本当にありがとうございます。私はこのバスカット設置事業はですね、本当に正しかったと私も思っております。福岡県も、粕屋町も、地域がよくなるために正しい事業をされたと一住民として評価したいと思います。しかしながら、それは建設まで、そうつくるまではよかったです。しかし、一部の住民の反対で使用されておらず、渋滞は緩和されていません。先ほど町長が述べられましたが、前向きに関わっていきたいということでもあります。しかしながら、やはりですね、こういったものにつきましては、要望しておりながら実際には使われていない。であるならば、土地代に支払った税金5,780万円はどうなるのでしょうか。バスカットに費やした工事代金はどうなるのでしょうか。一体誰が責任を取るのでしょうかと私は思っております。先ほど前向きに関わってまいりますということでございますので、しかしこういった問題

は今から公共事業にいろいろと発生してくると思いますが、こういった税金の不当な使い方、そういったものをですね、だれが責任を取る、できなかった場合は誰が責任を取るのでしょうかということを町長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

難しい問題ですよ。大変難しい問題です。あくまで事業主体は県でございますので、責任の所在がどこにあるかといえば、県にあるというふうに言わざるを得ないでしょうね。以上です。公共施設というのは、箱物にしても、つくってそれだけの予想しとった以上の人が入らんじゃないかと、これは誰の責任かというようなこととあまり変わらるところですよ。これはもう今、バスカット自体があるわけですから、早くそのバスカットとしての活用ができるようにすることが責任だというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

要望は粕屋町からされたということですね。ぜひやはり町の中の交通渋滞を、慢性化の渋滞を改善していただきたいと思います。この件についてはですね、何回も言っておりますけれども、お金はかかりません。建設当初からの経験を生かして、ぜひ関係者の方に十分な説得をしていただきましてですね、当初からの目的である交通渋滞の緩和について取り組んでいただきたいと強く要望いたします。本当にですね、思うんですけれども、なぜ当初からバスカットを毅然とした態度で利用しなかったのかと残念でなりません。これから行政はいろいろな事業に取り組まれると思いますが、尻切れトンボにならないように、費用対効果をしっかり認識されて、最後まできちんと事業を完成することを要望し、1点目の質問を終わります。

2点目、若宮三叉路について質問をいたします。これからは提案でございます。旧役場庁舎跡地を利用して、県道607号線の原町から長者原方面へ向かう車線に渋滞緩和策として右折レーンをつくったらどうかという提案です。この件は、平成20年12月議会、22年12月議会で提案させていただきました。その後の進捗状況を担当部長に説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

2点目の県道607号線若宮交差点の旧役場の町有地を利用した交差点改良のご質問でございますが、正式に右折レーンを設置するには大がかりな費用または事業が必要となります。このため、小規模な右折レーンの確保、または現況の直進レーンの拡幅による暫定的な改良が可能であるかどうか、警察と現在協議を進めております。

なお、本路線が県道であり、福岡県道整備事務所の管理のため、県に対し要望を行ってまいります。

また、以前にも要望を行ってききましたが、渋滞緩和対策といたしまして、時差式信号への改良を町より公安委員会に再度要望したいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

今ですね、回答いただきました。これは前回の20年、それから22年にも説明を受けております。前回の答弁では、旧庁舎跡地の一部改良だけでは、道路の構造上は解決しない。用地買収、物件保障、住民の理解も必要である。土木事務所は渋滞ではなく、交通事故の発生率が指標である。ですから、要望しても難しいと答えられています。20年からですね、右折の信号機のことにも要望してまいりますということですが、もう4年間経っておりますが、未だにできてないということが現状だと思います。ということで、そういった問題で前回の答弁いただきましたけれども、であるならば民地を利用しないで旧庁舎跡地の範囲で道路改良ができれば可能であると思ひ、調査をいたしました。道路改良に詳しい方に聞くと、旧庁舎跡地のセットバックの改良で右折レーンの設置は可能であると回答いただきました。この回答をいただき、行政がやる気を持って調査されたのかなと疑問を持っています。皆さんも十分に認識されていると思いますが、原町から長者原に向けて走る車列の中で、右折車両が1台でもあれば交通は嫌をなしに止まってしまいます。その結果、九大農場入口付近まで渋滞となり、旧道へ迂回する車が多く、原町、若宮、長者原付近において住民の安全な暮らしが脅かされています。昨年、乙仲原西区の釜屋交差点が改良されました。あの交差点を見ると、県道に向かう道路を大きく左に振って右折レーンを設置したことにより、交通渋滞の緩和と交通安全が確保されました。大変有効な道路改良であると思ひます。若宮T字路、三叉路も、この道路改良を見習い、県道に向かう道路を旧庁舎跡地のほうに、道路を大きく振って交差点をずらし、県道沿いの旧庁舎跡地をセットバックし、原町から長者原に向かう県道に右折レーンを設置

することができるはずですが。道路改良に費用はかかるとは思います、用地買収は発生しません。交通安全、交通対策から考えると、費用対効果は十分な事業であると思いますが、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、因議員のほうからご提案がありましたようなことも含めて、右折レーンができるような形ですね、右折レーンに何か福岡方面から篠栗方面に行く車両の部分のみを少し拡幅していくとか、いろんな方法がございます。ですから、道路構造令等の関係もございまして、十分そこら辺検討し、また暫定的なものであれば県の事務所のほうと十分協議しながら、できるだけ費用のかからないような形での対策を講じていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

ぜひですね、もう何年も言っておりますので、前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、3点目、長者原踏切について質問をいたします。JR福北ゆたか線の長者原踏切の県道607号線は、かなりの高低差がありますので、普通車だけでも通り抜けできるアンダーパスをつくったらどうかという提案です。前回の答弁では、県が調査した結果、膨大な工事費と立体化による土地利用の面から取りやめをしたという回答がございました。交通対策については、福岡東環状線と筑紫野古賀線、県道35号線で対応すると答えてられています。県が調査された膨大な工事費の内容と立体化による問題点とは何か、担当部長の説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私からお答えします。

今の長者原交差点の福北ゆたか線のアンダーパスの件でございますけれども、概略は質問者が言われたとおりでございます。また、少し詳しくお話しすれば、福岡東環状線とJR福北ゆたか線の立体交差として県が予備設計の検討をいたしました。測量もしてですね。これをアンダーパスとする場合は、粕屋交番から福祉センターの入口まで影響します。本線の切り下げ改良が必要でございますし、

合わせて現道とは別に両側の側道の設置であるとか、切り替え道の設置であるとか、相当の費用がかかります。また、九電のほうもかかりますし、これは切り替え、あそこの交通をストップするわけにはいきませんから、交通を通しながらということになります。膨大な費用がかかります。そういったことからですね、そういったこともあって、県のほうは踏み切りがされていないというところがございます。

それと併せてですね、今、県の将来交通量の予測としましては、今、福岡東環状線、要するに九大農場の横ですね、横のやつが今、サンライフとかあの辺の買収をしております。その路線をつなぎますと交通量は半分以下になると、長者原の交差点はですね、そういった予測がございます。そういった予測があるからなおですね、とても膨大な費用、先ほど費用対効果のお話もありましたように、そういったことから大変難しい、現時点では難しい。東環状線の完了は平成30年ということになっております。あと7年がかかりますけれども、しばらくのご辛抱をお願いせざるを得ないかなと。前向きな回答はできませんけれども、そういったことでご理解をいただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

ちょっと高さですね、アンダーパスの高さとか、そういったことをちょっと詳しく説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

検討した結果の構造でございますが、全幅が25メートルでございます。片側の側道ですね、側道がつきます。これが5.5メートルでございますして歩道が3.5メートル、車道が片側だけでいいますと3.5メートルでございます。先ほど議員が言われました高さですが、これは道路構造令等もありましてですね、道路構造令の建築限界が4.5メートルになっております。それに余裕幅の高さを入れまして20センチ、合計で4.7メートルを設定しております。そのときの概算工事費は21億円でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

今、内容が説明されて21億円ということです。幅が25メートル、そして高さが4.7メートル、これはですね、香椎線と篠栗線の立体化を考えますとですね、これは不可能というしかないと私は思っております。アンダーパスにいたしましても、4.7メートルも掘ってしまえばですね、底に水が溜まって第2次災害が上がってくると私はそういったことも考えております。私が今回提案したいと思うものは、私は今の法務局の右側にある、大体が低いんですね、あの辺は。横の駐車場を図ってみるとですね、2.5以上あるんです。粕屋町の町民が一番あそこを利用するわけですね、結構ですね。その中で、私は4.7メートルのものをつくってもですね、そら膨大な金額があるかと思えますけれども、私は原町でもあるように、ああいった2.4メートルか5メートルぐらいのですね、普通車が通り抜けるだけのですね、そういったものができないかということ私には思っているわけですね。何も大型まで全部通り抜けて、ものすごい改良をやってくださいということは私は何も希望しておりません。先ほど冒頭にも言いましたように、普通車だけでも通れるぐらい、真ん中にも支柱立ててもいいと思うんですよ。そういった中でですね、幅が2.5メートルもあれば普通車は通れるんですから、車幅だけであれば5メートル、真ん中の支柱があれば6メートルもあれば十分対応できるんじゃないかならうかと私は思って、素人考えですけどね、そういった考えもできないのだからと。今は本当にですね、607号線と篠栗線が2つ並んでおりますのでですね、もう横のラインが全く進まない。大隈のほうから来ましてもですね、もう派出所の前の左折レーンをずっと止まってですね、もう右折レーンも、直進が全くいけないというような状況にもなっておりますし、県道の東中学のほうからも来られてもものすごい長蛇の列がある。ほとんどですね、トラックはあんまり通ってないんですよ。ですから、やはり町民の希望としては、普通車ぐらいがとおるぐらい、大型車は右左折をしてから、先ほど言われるように門松交差点、35号線を対応したり、東環状線のほうに迂回したりということをやったりされたら、私はものすごく住民に喜ばれるような事業ではないかと私は考えております。やはりこれは県道であったり、やはり町道ではありませんからそういった協議はあるかとは思いますが、やはり町民が喜ぶような事業をやりたいと思っております。

一つ、私が一住民から聞いた話ですけども、現在、福祉にもものすごく行政にお金がかかっている、これはもう理解されております。しかし、福祉に何も関わっていないですね、恩恵も何もないと、そういうことで税金払ってですね、何かそういう交通対策ぐらいしてくださいよというようなそういった意見もございませぬ。ですから、やはり福祉にはやはり命がかかっておりますのでぜひやっていた

だきたいと思っておりますけれども、やはり住民の中にはそういった社会的な交通状況もしっかりやってくださいよというような要望もございますので、ぜひ前向きに、この点もやはり原町から長者原間の改善をぜひ前向きに、やはりこれはやっていただきたい。そして、やはりこれは町だけではできません。やはり国会議員、県会議員あたりも使いながら、県の要望、国への要望あたりもやはり取り組むべきであると思っておりますし、これはやはりトップがやる気を持ってそういった方をお願いしながら行政に携わっていただければと私は思っております。

今回は、町内の交通対策についても同じことを3点、指摘・提案をいたしました。これ実はですね、もう何回も提案していますから、もう何回しても一緒だなと私はもうあきらめておりました。しかし、今回なぜ一般質問を繰り返したのか。私は、町長のやる気に期待をしているからです。町長は施政方針においても、住民の皆さまのお声に耳を傾け、これまでの経験を生かし、知恵を出し、創意工夫して困難な課題にも真摯に取り組んでいくことが私に課せられた使命であると力強く述べられました。私はこの言葉を信じております。町長という職は、経験を重ねるに連れ初心を忘れる人が多いと感じております。ぜひ初心を忘れず、町民のために活躍されんことを切望し、私の一般質問を終わります。

以上です。

(6番 因 辰美君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ここで暫時休憩といたします。再開は、今11時5分でございます。11時20分からの再開といたします。では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時20分)

◎議長(進藤啓一君)

では、再開いたします。

3番、田川正治議員。

(3番 田川 正治君 登壇)

◎3番(田川正治君)

議席番号3番、田川正治です。通告書に従いまして、因町長の施政方針に対して質問いたします。私の質問は、これまで篠崎前町長から引き継がれた施策と因町長が施政方針で述べた予算編成にあたっての5つの柱のうち、心やさしいまちづくり、安心して子育てのできる環境づくり、安全・安心のまちづくりについて行います。また町長が特に子育て支援と安全・安心のまちづくりに配慮する中で予算を編成したとして、子育て世代が非常に多い町でありますので、乳幼児の成長段階に

じて心身の発達状況を確認し、母親の育児不安の軽減に努めると方針を述べられました。私も、粕屋町の将来を担う子どもたちの元気よくすくすくと成長し、安心して学ぶことができる環境をつくるために、町長の施策に大いに共感するものであります。

そこで、町民の皆さまから寄せられた町政に対する願いとそれぞれに関する要望、そしてこれらの施策に対する予算について質問いたします。

まず最初に、障がい者に思いやりのあるまちづくりについてであります。町長が施政方針で、乳幼児の成長段階に応じて心身の発達状況の確認をし、母親の育児不安の軽減に努める。また、障がい者の支援強化に努めると述べたことに関して質問いたします。先日、知的障がい者の親の会の初代会長の梶本さんにお会いしました。31年前に知的障がい者の親の会を立ち上げたときから、特別支援学級の開設、北筑前養護学校のスクールバス停までのタクシー補助、授産施設みつばの里の開設など取り組まれ、ゆたか学園の親の会の会長のときに、精神薄弱者相談員に粕屋町から一人選ばれ、そして親の会の機関誌でこのように語っておられるのを拝見いたしました。紹介いたします。私は、障がい児を持ったおかげで、この子らに教えられることが多く、ありがたく思います。そして、おざなりにすることなく大事に育てていかねばと思います。例えば知能が遅れていても、体が不自由でも、決して心の障がいではありません。私は人と人とのふれあいを大切にしたいのです。すべての障がい者に温かく、深い理解を、同情でなくやさしい手を差し伸べてください。偏見と差別がなくなる世の中になってほしいと願わずにはおれません。このように、障がいを持つ親の気持ちを話されています。私は、現代の社会が格差社会、弱肉強食社会と言われるよう、いろいろな障がいを持つ子供や障がいを克服していく子どもへの温かい支援が必要であると考えます。以下、質問いたします。

1つ目は、発達障害児の乳幼児療育事業「ことばの教室」を引き続き町の運営で行うことについてであります。12月議会で質問したときに町長は、保護者の方が陳情に見えたけど理解をしてもらったと答弁され、厚生常任委員会での説明は改めて行いますとのことでしたが、その後、保護者からは民間に委託することについて、具体的には説明がなく不安が募るばかりですと話されています。私が12月議会で質問した後に所属する厚生常任委員会で説明はありましたが、全面民間委託を承認してはおりません。それなのに委託業者とは1月に話し合いをして進めていくやり方は、全く納得がいきません。保護者は当然のことながら、私たち議員に対しても事後承認を迫るやり方は議会を軽視することです。ですから、ことばの教室の存続を願う会の保護者は、民営化中止と直営存続を願う

請願署名 996 名を集めて 3 月議会に提出されました。この署名は、障がいを持つ子どもを抱えながら 1 週間で集めたと言われております。寒波が来て雨が降る中、集めた署名です。そして、議会中も今、保護者の方は皆さんに訴えて署名も引き続き集めているということでした。障がいを持つ子どもを抱えた保護者の必死の思いに胸が熱くなります。町長、保護者のことを思い、正面から受け止めてもらいたい。民営化する理由として、利用者が増え、健康センターでは収容できないことや療育指導の内容が多くなり、職員が不足しているのを委託したいとのことでしたが、健康センターで収容できるようにするためには、プレハブや建物の増築、部屋の改修を行えば可能です。現在、利用していない休館日である土曜日や日曜日を活用して、平日と合わせれば篠栗教室に通っている子どもも健康センターに収容できると思います。また、職員が不足しているということであれば、民間に委託する委託料 1,300 万円を人件費に充てれば、職員を増やせるのではないですか。現在いる嘱託の職員 2 人と必要な専門職を持つ人を合わせて 4 人体制で療育指導にあたる職員を増やすべきです。また、民間の専門職を受け入れて行うことも検討すべきであります。先の 12 月議会の厚生常任委員会の説明では、民間委託にするため 2 人の嘱託職員の人件費 480 万円も含めて委託料に充てるということが言われております。専門的に療育指導にあたってきた職員を辞めさせて昭和 61 年から 25 年の間、町として療育事業を蓄積してきた宝を放棄すべきでないと考えます。保護者の心配や不安に答えず、ただ民営化ありきで強引に進めるやり方は許せません。署名に込められた願いと保護者の声を真摯に受け止めて、引き続き直営で実施すべきと考えます。

2 つ目は、町内に障がい者施設を誘致する計画の進捗状況について質問します。知的障がい者関連福祉施設は、現在粕屋地区内では 1 市 6 町に施設があります。篠栗に 3 施設、志免町に 2 施設ありますが、施設がなかった粕屋町に定員 6 名の居住系サービス型と定員 20 名の日中活動系サービス型の施設が社会福祉法人で建設されるということになっております。長年、町に対して要望を出して、関係者と一生懸命取り組んでこられた親の会の保護者の方たちは大変喜ばれておられます。私も一般質問で何度となく取り上げました。篠崎前町長の公約でもありました。我が粕屋町に障がい者施設を建設するという約束が実現することになってきておりますが、その進捗状況はどのようになっているのか、親の会との話し合いはどのように進められているのか、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

田川議員の質問にお答えいたします。

まず、発達障害児の乳幼児療育事業「ことばの教室」を引き続き町の直営で行うことについての質問でございますが、ご承知のとおり、我が町は大変出生率が高うございます。出生率福岡県で1位というような状況でございます。なお療育等の必要がある、発達支援を必要とする乳幼児も増加をしております。そういったことから、年中、年長児、5～6歳の療育を実施しておりますが、発達ルームこんべいとうにおきましても、年々対象児の増加がありまして、待機児の問題や指導室の不足、対象児の発達特性が非常に広範、多様になってきております。そういったことからですね、様々な職種による対象児の発達特性に合った指導が必要でございます。そういう意味で、民間の専門的な力を借りるということが、よりこの子どもたちの障がいの緩和につながるだろうというふうに思います。私は今以上にですね、よくなるんじゃないかと思っております。これは全面委託をするんじゃない。あくまでスタッフの不足の分とか、専門分野についての委託をすることによってございますので、町がもう投げ渡して、何も関わらんよ、お願いしますよということじゃございませんので、今までどおり就学前については学校側との打合せとか、協議とか、そういうものにも委託します、昭和学園と一緒に入ってまいりますので、私は心配されるようなことじゃなく、むしろ改善されるのではないかというふうに思います。

それから、また施設の関係が篠栗町と粕屋町の2つになるんじゃないかというご心配でございますけれども、これは本田議員さんにもお答えいたしましたように、4月から半年ぐらいは今のセンターでできるということでございますので、その間にいろんな対策を講じましてですね、できるだけ篠栗のほうに行かないでいいような対策を講じてまいりたいというふうに思います。どうぞご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目の障がい者施設を誘致する計画の進捗状況についてということでございますけれども、一つはですね、居住系のサービス、これは寝泊まりをする施設です。約10人ぐらい、男性6人、女性6人を預かるというような施設がございます。この施設は、給食センターの入口の部分に建設を予定しております。代表者が町内の方で青木さんという方でございますけれども、つい先日、県のほうの内示が、前の話が来たということで、恐らく内示は確実だろうというお話が来ております。24年度中には建設されるものと思っております。

それから、もう一つはぼた山の酒水園の付近でございますけれども、これは今、新設道路が酒水園の下に須恵に至る区間でできておりますけれども、その旧道の残地がございます。その残地に今度は日中の作業とかする、そういった活動の

施設をつくるということでございます。これも24年度中にできるものと思えます。これは、経営者が違います。これは昭和学園のほうでおつくりになるということでございます。今、そういったふうな計画でございますので、それぞれの目的にそぐう施設ができるだけ早く建設されることを願うものでございます。

なお、この方々の保護者に対して町との折衝とか、協議とかはございません。それぞれの建設される事業所がその関係の保護者と協議をするということになるのではないかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

町内に障がい者施設をつくることについては、進んでいるということですが、これは前回質問したときもこういうような説明でありましたけど、一刻も早くできるように努力してもらいたいというふうに思います。

それと、私が先ほどこの発達障がいの問題でことばの教室について質問をして、その中でこの療育内容が増えている、そして職員が健康センターで収容することができないというようなことについての問題として、プレハブをつくることとか、そういう委託する料金についても、職員の補充というようなことを含めて、いろんな必要な人たちを町で臨時でもいいし、民間の人に来てもらうということややるべきじゃないかということについては回答はありませんでしたけど、私はこの問題についてですね、何が問われとるかというのがあると思うんですね。具体的な問題もまだそれぞれの保護者の方とか、いろんな点で不十分な状況、また議会にも説明不足というような状況の中で進めるということが問題だということと、もう一つはですね、公的責任をいかに果たすかということがですね、こういう問題には出てくるんですよ。だから、保育所の問題でもあるし幼稚園の問題でもある、学校の場合は当然ですが、そういう点で、この一番今社会的弱者と言われる、そういう障がいを持つ人たちに対してどう公的責任を果たしていくかと。国がどういう制度の状況をつくろうともですね、町でやっぱりそこは努力して、町民に対する責任として果たしていくということが問われていると思いますね。そういう点では、この私も発達障害の支援法の施行についてというのを通達が出ているのをインターネットで取り寄せました。平成17年4月1日に厚生労働省から県知事と県の教育長あてにしているんです、4月1日ですね、17年。この中ではですね、国及び地方公共団体の責務についてこのように述べているんですよ。発達障がいの症状の発言後、できるだけ早期に発達支援を

行うことが特に重要であることに鑑み、発達障がいを早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者の支援、就労への支援とかいうことについて責任を持つことが求められているんです。そういう点と、もう一つは国と公共団体の責務という点ではですね、支援などの施策を、5項の分です、の中にこういうふうにあります。発達障がい児が早期の発達支援を受けることができるよう発達障がい児の保護者に対し、相談、助言、その他適切な措置を講じていくということが必要であるということで、母子保健法とか、学校保健法に則ってですね、そういう障がい者の人たちに対して、この施設の問題もそうですが、学校のことも含めた点としてですね、求められているわけですよ。そういう立場から考えれば、今、民間に委託していくということではなくて、先ほども言いましたように予算の問題も考えてですね、同じ予算、1,300万円使う、それをどのように保護者の人たち、障がい者の人たちに対して思いにつながる要求を汲み上げて取り組んでいくかということが求められていると思うんですね。そういう点について町長はどういうふうに考えてあるのか、見解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご質問にお答えいたしますが、私はこの昭和学園に、全面委託じゃないで委託するということは、それぞれの子どもに合った専門職の方がいらっしゃいます。ですから、そこら辺の指導をしてもらうことによって、田川議員がおっしゃったその責任はどうかということにもつながると思います。全く町が手を出さない、もう丸投げでお願いしますよということじゃございません。より専門的な知識を持った方々に療育してもらうことによって、その子どもたちのより症状の緩和であるとか、そういった対策であるとか、ということは今以上に専門的な視点で見ってもらうということでございますので、私は今よりも、むしろよくなるだろうと、よくなることを願ってこういったふうな一部委託をしておるわけですから、心配なような状況にはならないと思います。保護者の方には、再度ですね、ご理解をいただくように所管のほうからそれぞれお話をしていきたいと思っております。

それで、悪くなるとか、町が丸投げで町の手から放すよということではございませんので、最終的には町が全部責任を持つわけでございますので、そういったふうな町が手を離す、もう知らんよということではございませんので、そこら辺をご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

町が責任を持たないわけではないと言われますが、予算の関係で言えばですね、先ほど言いましたように1,300万円が今まで650万円だったのが倍で民間に委託料を出すと。そして、もう一つは嘱託職員の人件費なくなる。そして、臨時で先ほど言われたような相談員の方をつくるというのはありますけど。もうほとんど今までやってきた人たちの、いわゆる役割も含めてですが、しないということにしかないと思うんですね。この出されている予算の関係等を見ても。同じ1,300万円を出すならば、町でそのプレハブなども横に立ててね、そしてそこに必要な物置をつくって部屋を確保するとか、健康センターということだってできると思うんですよ。その立場に立ってやるかどうかというのを先ほどから私は公的責任として、こういう障がい者の人たちに対して、社会的弱者を守っていくと、みんなでというのがやっぱり大事じゃないかということからですね、直営で引き続き行うようにして、委託してしまうのをやめるようにということを行っているわけですね。そういう点で、今言いました再度質問ということになりましたけど、町長はこれから先ですね、今、先ほども本田議員のときに質問もありました1年契約であるというようなことなども言われていましたけど、先の見通しも含めて全く計画性がそういう点ではないまま去年から今年にこの来て、十分な説明もないままという状況があるわけですね。そういう点じゃ行政の責任と問われていると思うんですよ。そういう点で町長はどういうふうに思われるか、見解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

おっしゃるように説明責任が足りなかったということは一部あるだろうと思います。全くないということではないと思いますが、ただご父兄の方には一定の説明はしたというふうに聞いておりますし、田川議員おっしゃるように、その予算を減らして委託するとかということでもございません。その詳しい内容については、住民福祉部長のほうから答弁をいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

本田議員のときも申し上げましたように、従来は嘱託2人でやっておりまし

た。それでは、今町長が言いましたように、いろんな症状の方が入ってきております。それに対応するためには、医師やら、社会福祉士やら、それから保育士とかですね、言語障がい関係の方とかですね、そういった専門職の方がどうしても要るようになります。それを一人一人頼むよりも、そういう方をみんな雇っている社会福祉法人に委託したほうが、より効率的にできるということ。それから、粕屋町が発達障がいの方が人口の割に多少多い統計も出ております。これもですね、やはり早期発見が充実しているということの裏返しにもなるというふうに思います。これについてはですね、乳幼児健診から十分気を付けて、そういった方の掘り起こしといたしますか、発見につながっておりますので、そういったこともやはり行政としてはやっております。今回委託するのはあくまでもですね、指導部分だけでございます。先ほど言いました、おっしゃいました母子の相談会あたりもですね、粕屋町直営で今後もやっていくということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

次の質問に入りますが、今の点について一言。いずれにしても今問題について、乳幼児を含めたですね、この一貫した町での公的責任をどう果たすかという点について、改めてまた引き続きですね、この問題について委員会の中でも取り上げていきたいというふうに思います。

次に、安心して子育てできる環境づくりについて質問いたします。一つは、老朽化した町立保育所や幼稚園の建て替え、施設の改修、設備の改修予算です。これは、12月議会でも私は質問をいたしました。予算化されているかどうかということについてもまだ明らかにはわからない問題がありますけど、いずれにしてもこの幼稚園からも関係者からも老朽化した建物の問題について要望も上がっております。そういう点では、町のお金がどういうふうにするかという問題が当然あるかと思えます。それは、中央保育所するときでもそうでした。大川保育所するときでもそうでした。国の補助金を使ってできる分はしたいということでしたけど、しかしそれは補助金があればできるけど、できない場合に町として今後どういうふうに公共施設を維持していくかということと合わせてですね、この幼稚園、保育園のこの建て替えを含めた予算が求められると思います。私は、この今までも述べてきましたけど、公共施設整備基金が今3億円あって、財政調整基金100億円ということであり、これを計画を立ててですね、この中からどうい

ふうを使うかということも含めて行うようにできないかということ述べてきました。

それとは以外に、いろんな予算化する計画があれば、それをぜひ示してもらいたいというふうに思います。

それともう一つは、厚労省が2012年度中に着工した耐震化事業について、基金の交付対象にするということがありますので、これは老朽化した建物の耐震化という点で、中央保育園の場合もですね、お金がかかるので耐震化計画できないというようなことなど言われていましたので、この点についても含めて、今後計画を立てるように求めたいと思います。

2つ目は、町立保育園や幼稚園の待機児童解消、正職員をクラス担任にすることについて質問します。これについても12月議会で質問もいたしました。今まで保育所だけが待機児童がいたわけですが、今度は幼稚園でもですね、待機児童が出るという状況になったということで保護者の人たちから相談がありました。ご存じのように、この粕屋町で保育所が足りないということで、来年は原町駅横に120人定員の民間保育所が開設するわけでありますけど、これでかなり待機児童解消できる状況になると思いますけど、今後の人口の増も含めた見通しが求められると思います。これは保育所だけでなく幼稚園にも関係することです。このような中で、先ほど言いましたように2月初旬に20名ほどの待機児童が出るということもあって、この保護者の方からは入園できないので何とかできないかということなども相談がありました。保護者からは、小学校入学前の子どもの教育に影響が出るので、この入園の状況について何とか検討してもらいたいということでもありました。そこで、待機児童を抱えている人たちが200人の陳情署名の名簿を持って町長に関係者4人が陳情を行いました。私も同席いたしましたけど、本当に切実な要求であります。臨時の保育士を採用してでも入園できないかという要望や、篠栗や久山町では定数を廃止して、予備の教室を設けている。このようなことなども行うことができないかということも言われております。幼稚園でも今後の待機児童の解消とともに、来年度以降の対策が求められるわけですが、どのように考えているのか。私は、この待機児童解消のために幼稚園を増設するなど、保育室を増やすべきであり、また現在入園できていない人たちに対しては35人の定数を緩和して申し込みがあった人たちを入園させる、臨時の保育所の嘱託の保育士を廃止するということなどをして考えるべきであると思います。さらに、12月議会での私の質問で、保育所幼稚園の正職員3名採用するということになっておりましたが、今述べたように待機児童の解消ということで臨時職員の配置なども含めて必要になり、クラス担任の正職員も含めて採

用枠を増やす必要があるのではないかとということであります。

3つ目は、病児保育事業について質問いたします。今、粕屋町と久山、篠栗でこの事業を行っています。大坪病院に3人収容できる体制がありますが、非常にお父さん、お母さん、若い夫婦から喜ばれております。保護者の方からは、この病院を、病後施設を増やしてほしいという要望も出ております。先日見ました資料では、国の予算の中でも今後、今年度、病児病後児保育に対する対象児童28万人増やすというようなことが報道されておりました。そういう点で言えば、この粕屋町で保育所、幼稚園、学童保育もそうですが、そういう乳幼児を含めた対策を立てるためにも、ぜひ検討をすべきと思います。

4つ目は、中央小学校の学童保育の施設の整備についてと、併せて保護者からの要望について質問をいたします。中央小学校は学童保育の専用施設がなく、体育館の2階を使っているということであります。昨年3月議会で因教育次長が町内3カ所の学童保育所が新設になっているので、中央小学校の学童保育所も早急に結論を出し、よりよい環境を提供したいと答弁しておられます。その後の進捗状況について説明を求めます。

また関連する質問ですが、先日、保護者から子どもの人権に関わる問題について相談がありました。それは、指導員が悪い子グループと数名のグループを編成して、他の子どもとの関係が気まづくなるということになって、また元気よくて活発に活動する子どもが悪い行動をしたということで指導員から注意されて、ホワイトボードに名前と注意された回数を書き込んだり、A4用紙に反省中と書いたものを持って立たせるというようなことがあったと聞いております。学童保育所の現場で現在でもこのようなことが行われているのか、説明を求めます。

施設の整備と併せて答弁も求めます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

まず、老朽化した町立保育所や幼稚園の建て替えや施設の改修、設備の改修予算についてという質問でございますが、現在の補助金制度の下では、公立保育所には新築、増改築等の国の補助金はございません。粕屋町就学前児童の施設運営のあり方についての提言書がございますが、これには補助金制度を十分理解し、受益者負担の視点に立って、町全体の負担とならないよう公平に考えていく必要がありますとあります。2013年から始まる国の子ども子育て新システムの動

向を見ながら、これは幼保一元化のことではございますが、見ながら、この問題に
対処していきたいと考えております。

なお、補修等の予算につきましては、予算に反映をいたしておりますので、予
算審議の中でおわかりになるかと思っております。

また2点目の町立保育所や幼稚園の待機児解消と正規職員をクラス担任に配置
することについてでございますけれども、保育所の待機児童対策に対しまして
は、安心子ども基金を利用した民営の原町駅前保育所が24年度中に竣工する予
定になっております。25年4月より開園することになりますので、これにより
かなりの改善は、保育の待機児童の改善は図れるものと思っております。また、幼稚園
の待機につきましても、保育所と幼稚園の両方に申し込まれた方もございますの
で、保育所の収容人員が増加すれば、おのずと解消されるのではないかと思いま
す。なお、私はですね、幼稚園のクラスの増設とか、幼稚園の新設とかというの
は考えておりません。今後も考えることは恐らくないと思っております。もう大変今は
負担です。

また、正規職員をクラス担任に配置することについてでございますけれども、
正職員の退職、産休及び育児休業の延長申請等で、全てのクラス担任に正職員を
配置できておりませんことは事実でございます。先ほど質問者もおっしゃいまし
たように、今年度は、来年度ですね、24年度は3名の正規職員を採用すること
にいたしております。なお、これで不足する職員が恐らく産休とかいろいろな育児
とかで出てくると思っております。これらにつきましては、嘱託臨時でやむを得ず対
処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

3番目の病児保育については、住民福祉部長からお答えさせていただきますので、お願い
いたします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

田川議員の質問にお答えいたします。

病児保育事業なんですけれども、これは現在、篠栗町と久山町、それから粕屋
町の3町の合同で平成22年度から行っております。具体的には、大坪医院で病
児保育を行っているところでございます。22年度とはですね、249名の利用
がありました。うち粕屋町が201名。それから、23年度が、1月までしかま
だ統計取ってないんですけれども、175名、うち153名が粕屋町です。3町
合同の事業とはいえ、8割から9割が粕屋町、病院が粕屋町ということもあって

粕屋町の利用となっております。平均しますと1日1名ぐらいの割合で、22年度から23年度を比べると増加はしていない。というよりは、やや減っている。これは病気の流行り廃りとかですね、そういったことがあるから何とも申し上げられませんけれども、この病院の増設というご質問ですけれども、先ほどから申し上げましたように、これが3町の合同事業であるということ。それから、利用形態がまだ丸2年しか経っていないので、これから利用の数等を、そういう推移を見ながら今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

4番の中央小学校の学童保育施設の整備についてお答えします。粕屋中央小学校の学童保育施設の整備についてということでございますけれども、平成23年度の粕屋中央小学童保育の児童数は100名から120名の間で推移しております。現在、粕屋中央小学校の学童には専用施設はございません。小学校の空き教室等体育館の2階にございます施設を利用し、3クラスに分かれて保育を行っておるところでございます。学童保育施設整備につきましては、平成22年度に粕屋中央小学校敷地内の調査を行ったところでございますけれども、敷地内にはこういった施設建設する場所がない、むしろ今からも増築は出てくるだろうというような状況でございます。今現在8教室は増築しておりますけれども、そういった校内にはできないという、そういった状況でございますので、粕屋中央小の学童につきましても、ほか3校と同じような環境の学童保育施設を建設していきたいというふうに考えております。これは、用地の確保等も必要になってまいります。もうしばらくですね、調査研究をさせていただきたいと思えます。できるだけ早い時期に、そういった今お話しするようなことが実現できるように頑張ってまいりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

それから、学童保育所でのよい子、悪い子グループの云々というお話でございますけれども、これは事実関係を調査して、的確な指導をしてまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

この幼稚園の問題ですけど、保育所も含めて先ほどから言いますように、人口

増も含めた子どもが増えるということも含めた今後の計画がどのようにされているのかということもあると思いますね。結局、人口4万8,000人になるとかということも含めて5万人ぐらいですね、人口は増えていくという計画などもあるわけで、そういう点からいえば、出生率も含めて、子どもが生まれた数も含めてですね、転入してきた人たちも含めて、本当に保育園、幼稚園、小学校のこの学童保育も含めてですが足りるのかということも併せてですね、計画を立てたものがあるのかどうかということのも一つはっきりしてもらいたいと思います。そういうものがないので、今回のように幼稚園にまさか待機児童が出るということは考えてもおらんだったということの回答と同じことだと思っんですね。そういう点で、やっぱり受け皿としての施設の職員等も含めた確保というのがいるわけで、そういう点を保護者の方々も不安もあり、何かこういうことを計画性がある、行政としてやれないのかということがあるわけですね。そういう点について、もう一度どういう状況であり、今この待機児童になっとる人も含めてですが、どういうふうになっているのか。それと今後の計画をどういうふうに行っているのかということも答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

待機児童の現状につきましては、あと住民福祉部長のほうから答弁をさせますが、施設関係の計画があるのかという話でございますけれども、これは学校関係はございますが、保育園等々につきましては、保育園、それからほかの施設の維持管理等、補修等々ございませんので、今年度中にそういった計画を立てて予算配分をしながらですね、維持管理等を行っていきたいというふうに思っております。

あと、住民福祉部長のほうから待機児童の現状についてはお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

待機児童の現状ですけれども、保育所については当初申し込みの人数と、それから定員等を割り出すと100名ほどの待機児童がおられました。今、るる転勤とかですね、そういったことで数値的には若干変わっていますけれども、やはり去年と同じように60名程度の待機児童が出るんじゃないかというふうに考えております。幼稚園については、当初申し込み、保育園と同じように申し込み人数

とそれから定員等を割り出すと20名程度の待機児童がおられました。現在では、さっき町長が言いましたように、保育所と幼稚園両方申し込んでおられる方もおります。幼稚園については、当初からの申込者については1名、待機の方については1名でございます。ほかの、この方はある一つの幼稚園に行きたいということで申し込んでおられます。そのほかの3つの幼稚園については、逆に空きがあるというような状況でございますので、今のところそういったことで、町長が申しましたように幼稚園の増築とか増設については考えておらないというのが現状でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

先ほど質問した件について、中央保育園の学童保育の問題で2回目の質問になりますが、先ほど保護者の方からの相談があった内容については事実関係を調べて調査したいというふうに町長述べられましたけど、私はこの問題でですね、全国的にも、私も福岡市の吉塚などで学童保育の会長など、保護者会をやってきた経験もありますけど、学校とそのいわゆるPTAとか、それとか指導員と保護者というようなことも含めたですね、そういう運営体制といいますか、というようなことがどういうふうに粕屋町としてなっているのか。今後、そういうことも含めていろいろ問題が起きたことをどういうふうにして対応していくのかという点について、これは教育委員長ですかね、説明を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの田川議員のご質問にお答えいたします。

学童保育は、ご承知のように厚生労働省の管轄事業でございます。学校教育は文部科学省の管轄でございます。施設等、教育内容等も違います。今の学校の運営と学童保育には、それぞれ連絡等はいたしますけれども管轄は違いますので、その都度両面から学校教育課で相談を受けております。ただいまあった事実については、町長が申しましたように事実関係を確かめまして適切な指導を行っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

この点についてはもう1回質問をしたいと思います。今言われたように、厚労省の管轄ということもありますけど、今窓口でその学童保育に対応しているのは教育委員会が対応しているんでしょう。学校教育課ですね。という点から言えば、それぞれの状況に応じたその学童保育と町のいわゆる関係があると思いますね。そういうこともあるわけで、もう少しそこはですね、先ほど私が言いましたような運営委員会も含めてどういうふうに今後していくのかというのとも考えを聞きたいと思います。教育長に答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学童保育の保育内容につきましては、月ごとにそれぞれの小学校の学童保育の指導員から報告書が上がってまいります。それを逐次読ませていただいておりますし、問題があったら直接行って課題解決に向かっている現状でございます。よろしいでしょうか。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

次の質問に入る前に一言。運営委員会形式のものについては何も回答がありませんでしたけど、そのことについては今後、学校教育課との話を私もしていきたいというふうに思っております。

最後に、安心・安全のまちづくりについてです。このことは、町長も防犯等や外灯の増設、防犯カメラの設置など、犯罪ゼロのまちづくりを目指すと述べられております。この問題について、私は粕屋町は福岡市に隣接している町としては町全体が暗くて、特に集落を外れたところ、農業、作物をつくっているところ、田園地域などには街路灯がないというところが多々あります。私は、農作物に影響があるというようなことで、このことについては配慮をされているというふうに聞いておりますけど、一定の補助金を出してでも街路灯は設置すべきというふうに考えます。例えば私の住んでいる長者原下区と内橋3区に隣接する国が指定した農振の地域があります。この地域は、外灯がなくて真っ暗です。4年半前には、内橋3区の方がこの地域で女性の方が通勤帰りに襲われたというようなことなども聞いております。被害が出てからは遅すぎますし、こういう地域をどうするのかということが今緊急に求められていると思います。さらに、今回西鉄バスの坪見のバス停が3月17日から青洲会病院のほうに変わるというようなこと

で、特に坪見の今までバスに乗っていた方々の通勤の方々はですね、この周辺の外灯が必要だということでの要望も出ております。設置方法としてはですね、私も調査してずっと回ってまいりました。粕屋中学校のところに田んぼの中から須恵川のほうに出ていくところがあるんですが、ここは真ん中に向けて、道路の中央に向けて外灯が照らされているというようなことで、道を照らすというやり方ですね、2基付いておりました。これはなかなかいい方法でもあるかなというふうに思います。そういうことも生かしてですね、この内橋3区のこの内橋川と言われるところですが、この水路に蓋をかぶせるところですね。それともう一つは、長者原2区からまるたかのほうに行く水路に蓋をかぶせるところ。ここはですね、今言いましたように、青洲会病院にバス停ができれば、なおさらですね、この通勤客などもする人たちが増えると思います。そういう点で、この整備を、外灯設置増設をぜひ求めたいと思います。

それともう一つ関連した問題ですが、これは開発地域が今あっちこっち6戸、7戸の1,000平米ぐらいのところの建物が増えてきているということを知っております。そういうところには外灯を設置してもらおうということで、周りを明るくするというにも役立つようにしてもらいたいという要望も出ておりました。そういう点では、粕屋町が防犯、犯罪がない、そういうまちづくりという点ですね、ぜひ検討していただきたいと思いますが、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

犯罪防止のための外灯増設することについては、総務部長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えします。

外灯、防犯灯の増設というご要望でございますが、まず現在の設置状況につきましては、これは先ほど、前回の議会のときも答弁いたしましたけど、現在、防犯灯設置状況の基本台帳の整備を行っております。3月25日までに仕上がる予定でございますが、その調査が終わりますと、町内の道路照明、防犯等々の設置状況が図面上にも出てきますし、台帳として仕上がってきます。それで、全庁的な把握ができるようになるかと考えております。先ほどの、例えばすばみ地区、また通学路の関係の危ないところ、危険な箇所につきましては、これは地元区長さ

ん、また関係者と協議しまして、増設につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎3番（田川正治君）

以上で質問を終わります。

（3番 田川 正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたしますので、よろしくお願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 0時17分）

（再開 午後 1時00分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

15番、川口 學議員。

（15番 川口 學君 登壇）

◎15番（川口 學君）

それでは、質問通告書に基づいて順次質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、福祉バスの運行改善について質問いたします。粕屋町福祉バス運行協議会においては、十分協議され、来年度より3コースから4コースへの増便、バス停52カ所を60カ所に増やし、JR駅の接合も既に計画されているとのことで、以前より随分改善されていくことと高く評価いたしております。しかし、さらに住民にとってよりよいサービスを提供するために努力していただきたく、いくつかの点をお尋ねしたいと思っております。

郡内でもほとんどの町で巡回バスが業務委託して運行されています。福岡県で巡回バス、コミュニティバスとして運行を開始したところは、平成10年8月、14年前太宰府市が初めてであります。この種の事業を見ますと、コースは9コース、1コースの所要時間は粕屋は1時間ほどかかるそうですが、10分から30分、便数は1日149便から158便、駐車場の数は粕屋町の60カ所に比べ119カ所、利用者1日平均1,176人、バスは低床のバス小型11台、住民11人、以上すべて西鉄バスに業務委託しています。この西鉄との協議で、十数回、数年かかりでようやく話が付いたそうです。ほかに、買い物サポートカーとしてワンボックス1台、マミーズというスーパーと契約して乗車数9人、これが小回りしているそうです。また、地域サポートカーとして僻地を中心にワンボ

ックスカー1台、太宰府タクシー有限会社と契約して、これを運行しておるそうです。いずれも全区間1人100円、心身障害者、介護者は無料ですが、あとは100円一律の料金を取っておるそうです。また、全ての運行バスに市政の情報、各種イベントの案内ポスター、電光掲示板で提供、走る情報車として地域住民の情報交換の場としても活用されているそうです。運行経費、費用は、運行経費、人件費、年9,635万円、運行収入は年3,379万3,000円、市補助金が年6,255万7,000円だそうです。そのうち80%は補助金として政府から特別交付税で措置されるということであります。したがって、思ったよりも市の負担は多くない。また、全国的に有名なのが長野市内を回っておる「ぐるりん号」です。乗車定員40人、小型ワンステップバス、20分間隔で出発しています。車いす乗降用スロープ付きです。停車、アイドリング時にエンジンを自動停止して環境にやさしい排気ガスの低減に努めるアイドリングストップバスが運行されております。運賃はどこまで乗っても大人100円、子ども50円で、通年運行となっています。福岡市内もまた4、5年前から100円バスが走っています。うちのかみさんも博多に行くときは、柚須駅から博多駅に下りて100円バスであっちこっち行く、これが楽しみだと言っております。粕屋町の福祉バスがもっと町民に親しまれ、愛され、利用されるように運行コースを増やし、駐車場もJR駅のみならず銀行やスーパーや病院など、町民の利便に叶った、文字通りコミュニティバスに発展されることを期待します。

以上の点について、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

福祉バスにつきましては、各自治体それぞれ地域性等々を生かした運行が実施されております。今お話にありました太宰府市が福岡県では一番に始めたということのようでございます。粕屋町は交通の利便性がよく、福岡都市圏のベッドタウンとして都市化が進んでいますが、高齢化は着実に進み、障がい者も年々増加しています。また交通の利便性も大変いい町でございまして、JRの駅も6つあるしというようなことで、大変利便性がいい町でございまして、そういったことでも、これは前町長の時代に始められたものでございます。福祉バスのこの改善につきましては、粕屋町福祉バス運行協議会で十分協議していただきまして、現在、保有の2台のバスにより最大の効果が上げられるよう本年度から1名運転手を増員いたします。それで、2名の運転手の常時確保によりまして、平成24年

度中に現行3コースを4コースに増設いたします。また、交通不便地区の増便、バス停、今現在52カ所を9カ所増設をいたしまして、町内全てのJR駅との近隣接合と病院、銀行等も考慮いたしまして、61カ所のバス停を設けることにいたしております。運行バスの改良につきましては、現在保有しております車両はリースでございまして、なかなか改良がしにくいというところがございます。そういったことで、リース期間の終了時には、今ご指摘のような環境にやさしいバスであるとか、小型ワンステップバスとか、そういったふうな新しい形のバスの導入を考えたいと思います。とりあえずできますのは、アイドリングストップでございまして、運転手に十分説明をいたしまして、アイドリングストップを徹底していただくように指導いたしてまいりたいと思います。よろしくご理解お願いいたします。今後も高齢者や障害者など、交通弱者の公共施設へのアクセス、利便性の向上や積極的な社会参加を促すための福祉巡回バス運行協議会のご意見を十分聞きながら、よりよい福祉バスの運行、運営を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

随分改善をされたようですが、これまで長い間、福祉バスが運行されてきました。町営でやっておりましたが、いつ見ても乗車しておる人は少ない。どうかしたら、空っぽのバスがぐるぐる回っておる、こういう状態が長い間続きました。それが全然改善されないまま、福祉協議会のほうに委託されましたが、ここでようやく検討を深められ、いわゆる駐車場の数とか、バスを増やすとか、いろんな町民の便利のいいところに継続、バス停を設けるとか、いろんな工夫がされておりますので、この状況の進捗状況、経過なども私も見て、改善すべき点、もっとこういうところはこうした方がいいんじゃないかという点があれば、せつかく費用を掛けて住民のためにどの町もやっておる事業ですので、効果的な財政の運営ができるように今後の検討に期待したいと思います。

次に、学童保育の改善についてお尋ねいたします。現在、福岡県で59市町、968室で平成23年5月現在ですが実施されています。保育対象学年が各市町に大きな格差があります。近郷市町では3年生までが対象となっておりますが、新宮町は4年生、春日市などは6年生、事情のあるものは対象としている市町もあります。福岡市はご承知のとおり、来年度より、新年度より4年生通念受け入れを実施することが決まりました。一方、宗像市を調べてみますと、既に15年も

20年も前から6年生まで対象として保育されてきたそうです。6年保育でも国・県の補助が2分の1付くと。始めは3年生から6年生に延ばしたら補助が出らんのではないかと心配しておりましたら、当たり前が付くそうです。それでずっと続いていると。なぜかと。5、6年生ともなれば、家にいて大丈夫ではないかと。そこまで町で保育する必要があるのかと、最初も異議も大変出たそうですが、現代の子どもはよく見ると家に帰っても室外で友だちと遊ぶ子が少ない。家の中で一人パソコンいじりやテレビ漬けになっている子どもが多いのではないかと。ということで、低学年と一緒に受け入れるようにしたところ、5、6年生の高学年の子が低学年をいじめるどころか、1、2年生の兄ちゃん、よきお姉ちゃんになって勉強や遊びやしつけなど、先生に代わってよく面倒を見てくれるそうです。先生の目の届かないところもカバーしてくれていることが実態だそうであります。

そこで、先生も単に勉強の補習ばかりでなく、たまにはみんなで近くの山や川遊びに行ったり、外で遊ぶ日を設けたりして心身共に健全で健康な子が育つように、弱い子や低学年の手助けをする心優しい子に成長し、中学生になってもいつまでも続くようになるのではないかとされています。保育学年の引き上げは、鍵っ子で寂しい思いをしている子どものためにだけあるのではなく、青少年の健全育成という観点からも重要だと言われています。そのため、中学3年生まで学童保育をやっておる市町村が全国では多数あります。なぜだろうかと、私も考えておりましたが、こういう理由だからだそうであります。いわゆる、今、こういう青少年を対象にしたいかがわしいいろんな事件が多発しておるし、いわゆる引きこもりの子どもが多い。非行化に走る、親が共働きでいないために非行に走る中学生がいるということもなくす上でも、年齢の引き上げは大事だと言われています。若者、子育て世代の定住化を図るために、その一環として古賀市が18歳まで医療費を入院無料化しました。この粕屋町でも保育園や幼稚園のころは粕屋町に住むけれども、小学校に入るところには子どもは減るという話がありますが、粕屋町は幼稚園が確かにあります、町立の幼稚園。これは、始めは1年生でしたが、長憲一町長のお母さんたちが署名を集め、大勢で陳情をされ、2年保育となりました。聞いてみますと、私立の幼稚園では3年保育だそうです。これをもし粕屋町が幼稚園を3年保育にすれば、保育園の待機児の解消にもつながるといふように言われておりますので、今後検討をしていただきたいと思います。町長の見解をお尋ねしておきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

学童保育の改善の中で、保育年齢の引き上げについてというご質問でございますが、現在、粕屋町の学童保育の対象年齢はご承知のとおり1年生から3年生までとなっております。近隣市町を調査いたしましたところ、今、川口議員がおっしゃいますように新宮町が4年生まで預かっております。また、宗像市においては6年生までというふうにお聞きいたしました。新宮町を除く粕屋地区及び筑紫地区の各市・町では、いずれも3年生までとなっておりますのでございます。ご承知のとおり、粕屋町は児童数が年々増加しており、小学校のクラス編成や施設の確保が困難な状態でもございます。放課後児童の保育につきましても、対象児童数がだんだん増加傾向にございます。保護者が安心して就業できますように最大限の支援をしてみたいと思っておりますけれども、現在の施設の状況では、学年の引き上げはちょっと困難かなというふうに思います。そういったことでございますので、当分の間ご辛抱を願いたいと思っておりますが、4年生まで就学をしたときにどうなるかというシミュレーションもつくってみたいと思っております。

それから、幼稚園の3年保育というお話でございますが、幼稚園を3年保育にすれば保育園の待機児童が少なくなるのではないかとのお話もでございます。いずれにしても調査研究をしてみたいと思っております。どうぞご理解のほどをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

私は今質問しておるのは、早急に、今日明日やってくれということではなし、今後の粕屋町の将来を見据えて、財政とも相談しながら、よりよい方向に、子育ての問題ですから、将来を担ってたつ子どもの育成には、町長がいつも言うように住んでよかった、住み続けたいまちづくりというために提言をしておりますので、真摯に受け止め検討していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

3番目には、給食センターの建て替えについて質問をいたします。粕屋地区1市7町においては、給食センター方式が2町、自校方式が25カ所ある中で、すべて調理業務を民間委託しているのが現状です。25カ所は全て小学校の自校方式です。しかし、県下には31カ所のセンター方式の給食は実施されていますが、民間委託は3分の1の10カ所にしか過ぎません。21カ所は直営となっております。検討委員会の答申を見ても、民間委託のデメリットは多く、委託業者の調理人に直接指示ができないために、調理作業や衛生管理などの指示ができな

い。運動会や修学旅行など学校行事への対応が難しい点も指摘されておるし、一番大事なのは災害時において罹災者に対する食事提供が調理人を活用することが難しいという点であります。学校給食は、学校教育の4原則の一つである。知徳体食、知育、徳育、体育、食育の行く末の一環であります。学校における教育の根幹に座るべきこの給食問題、ただ単に行政改革の美名の下で全ての公共事業が民間活力の導入のためとして民間に委託移行されていますが、学校給食の民営化だけは、教育課程の問題であり、慎重に対応していただきたいと思えます。もともと行政改革は、小泉首相の三位一体改革、これが大きな引き金となりました。この行政改革は何であったか。無駄な大型公共事業、飛行機の飛ばない空港、車の走らない高速道路、水の要らないダム、港湾整備をどんどん押し進めています。福岡空港にしても、関西空港にしても、大赤字です。北九州もしかりであります。黒字の空港というのは、ほとんどありません。アメリカの要請に基づいて軍備増強を図り、今では世界第4位の軍事力を持つ国となり、国の財政は破綻し、2011年では日本の債務は、借金は997兆円と言われておりましたが、最近のインターネットでみれば1,000兆円を超えたと、世界最大の借金王国となったと言われております。これが改革という名の下の実態であります。地方に交付する補助金や福祉予算をカットするためのもので、この借金をいくらかでも減らそうとし、住民福祉の向上とは無縁の悪政の何者でもありません。全国で多数の公共施設が民営化されましたが、果たしていくつのものが民間活力となったのでしょうか。地方行政の発展に果たしてどれだけ貢献できたのでしょうか。町村合併もそうです。改革なくして成長なし、平成の大合併と押し進められた合併の結果は、その政府の総括を見ても、一部はこれでいくらかよくなったところもあるが、大半の市町村は合併しなかったほうがよかった。こういう実状であります。現実的には、民営の保育園や学校給食の運営を見ると、そこに働く労働者の従業員数は少なく、臨時パート職員で占められていますし、労働時間は長く、重労働のため、長く安心して働ける環境にはなく、労働基準法は十分守られず、子どもたちも公設に比べ、よりよい恵まれた教育環境にはないのではないかとされています。給食センターの民営化には、食育の問題でもありますので、慎重に対応されることを強く要望するものです。町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

給食センターの問題についてお答えいたします。

給食センターの建て替えにつきましては、もう相当今老朽化をしております

し、食の安全から申しまして非常に危険な状態であります。そういったことから、運営方法につきましては、あくまで給食センターは町が直営で行います。調理業務と配送業務、回収業務、その他民間でできる業務については民間にお願いするというのが経費的にも安いのではないかというふうに思います。いわゆる献立表作成とか、食材の購入、研修、調理の指示、調理後の確認と検査等は町の責任において実施したいというふうに今のところ考えておりますけれども、建設に向けましては、平成23年10月28日づけの粕屋町学校給食共同調理場検討委員会での報告では、総合的に見ますと自校方式での給食が望ましいというふうに思われるが、全国的に少子化が進む中、粕屋町はこれからもこれと反対に子どもが増え続けると予測される状況であり、これからの児童生徒増に伴う各学校の施設整備と用地確保等を考えると、自校方式は現状では大変難しいのではないかという報告がなされております。こういったことから、センターの整備方針につきましては、現実的であるというセンター方式での考え方で実施をしていきたいというふうに考えております。今年度はセンター建設に向けてあらゆる調査を行います。建設についても、町で建設するのか、それとも民間で建ててもらうのかと、いろんな今方法があるようございいますので、そういったことも含めてですね、研究調査をしてみたいと思います。

いずれにしても、子どもの食の安全を第一に考えまして、どの方法が一番ベターかということを探求してみたいというふうに思います。どうぞ、議員さん方のお知恵、お力もお借りしたいというふうに思っております。どうぞよろしくご理解のほどをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

粕屋町に給食センターができたのは、県下でも最初のことです。私は当時総務文教委員長をしておりました。センター方式反対と、自校方式でという仲原小学校を中心としたお母さん方の署名と交渉が連続して行われました。私は非常に悩みました。ただ、当時の長教育長が、中学校の学校給食をやっているところはないと、糟屋郡で。これをやるためには、センター方式でやるしか財政的には無理だと。それでセンター方式でして、公的な、いわゆる施設として運営したいということで言われますので、調べたところ、本当に中学校の学校給食どころか、小学校の学校給食のない市町村がほとんどでした。プールもそうです。プールも福岡県で最初にできた、小学校のプール、粕屋町です。安河内作美さんは、本当に素晴らしい町長だったと、私はいつもけんかしておりましたが、今になったらそ

う思います。今でも中学校にプールがないところはたくさんありますよ。学校給食もないところもあります。糟屋郡だってある。そういう中で、やはり子どもの教育に関わるものには金を惜しまないと、よそには負けないと。ほかのことではいろいろこぎったりするけれども、こういう問題についてはよその町より先進的な町になりたいということが安河内町長の口癖でしたので、あらゆる面で保育園も、幼稚園も、学童保育も、プールも、給食も、どこよりも粕屋町は進んで、最初のうちは粕屋町に視察に来る人は多かったんですが、今ではもうあらゆる面で粕屋町はよその町に追い越され、追いつき追い越されて、遅れた町になっておるのが残念なことであります。これは、我々の議員の責任でもあると思います。今後、この給食センターの問題についても、十分検討をされて、よりよい回答が出ることを期待して、最後の質問に移ります。

最後に質問いたしますのは、22年の12月に質問をしました。小中学校学童保育所要支援などのトイレの改善であります。まずお尋ねしたいのは、教育長は先進地である宗像市の河東中へトイレの視察に行かれたと聞き及んでいますが、まずその感想をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目には、私がいつも指摘する暗い、汚い、くさい、トイレといえば3Kだと。この3Kトイレの改善と、いわゆる昔は身障者用トイレと言っておりましたが、共用トイレやシャワー室の整備促進についてお尋ねをいたします。

私がトイレの改良の必要性について質問したのは、先ほど申しましたように22年の12月議会でしたが、その後、教育委員会も努力され、東中の体育館改造成工事中で東中体育館に今まで0だった洋式トイレが男女とも3カ所設置され、多目的トイレも1カ所設置され、大変喜ばれています。子どもたちはもちろんですが、体育祭とか消防の出初めとかいろいろな町の行事があったときに、町民の方が使われますが、非常に喜んでおられます。中央小についても、増築工事中で男性トイレには和式のほかに洋式6カ所、女性トイレは和式のほかに洋式9カ所設置されました。多目的トイレも新たに2カ所設置されています。さぞかし増築校舎で学んでいる子どもたちは、快適な環境で幸せな気分になって勉強しておられるのではないかと思います。私がトイレについて質問した12月に完成した仲原小学校の増築工事では、男性洋式トイレが4カ所、女性トイレ6カ所設置されましたが、多目的トイレは1カ所も増設されていませんでした。22年の12月議会で指摘した粕屋中のシャワー室やかえぎの設置、大川小、中央小の学童保育の温水シャワー室の設置は現在どうなっているのか、お尋ねします。

また、大川小には多目的トイレは1カ所もないと言われていました。そして東中には3階とも設置されているのに、粕屋中では多目的トイレが1階にしか設置

されないとのことでしたが、現状はどうなっているのか。仲原小の多目的トイレの設置を含め、今後の改善計画があればお聞かせ願いたいと思います。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの川口議員のご質問にお答えさせていただきます。

先に先進地のトイレ見学の感想のついてでございますが、昨年3月末に宗像市立河東中学校がトイレが大変素晴らしいということをお聞きしておりましたので見学に行ってきました。ちょうど春休みでございましたが、驚きましたのは、床、壁、全部木造でつくってありました。温かい雰囲気でございます。案内していただいた教頭先生にお尋ねしましたところ、木だったら汚れたり反り返ったり腐ったりしませんかということをお尋ねしましたところ、漆器じゃなくてドライ方式といいましてですね、便器は水ぞうきんで拭きあげるけれども、床は乾かした布で拭きあげるということでドライ方式ということです。それから、壁の横に5人ぐらい座れるベンチが設置してありました。固定式のベンチですが、そこに生徒が座ってですね、憩いの場になっているということでございます。大変素晴らしいトイレを見させていただきました。ただ春休み中ではございましたので生徒は誰もいませんでしたが、大変いいトイレだなということが想像できます。

2番目の各学校の進捗状況でございますが、昨年2月にですね、町内の各小中学校の児童生徒にトイレ調査をいたしましてアンケートをいたしまして、それに基づいてトイレの改修工事を今進めているところでございます。川口議員、今おっしゃいましたように、粕屋東中学校を去年の夏休みに大型改修工事をいたしました。1階の多目的トイレを新設いたしまして、体育館の1、2階の男女それぞれのトイレを改修いたしております。また、まもなくできあがり粕屋中央小学校、8教室できますが、その校舎にも2階、3階に多目的トイレを新設しております。1階から3階までそれぞれ男女のトイレを新設しております。お尋ねいただきました仲原小学校ですが、この2、3年また児童数が増えることは予想されます。今、さらに増築を計画して、案として持っておりますが、その折りにも多目的トイレを計画に入れていきたいと思っております。なお、またお尋ねいただきました大川小学校の大型改修も案の中に入ってきておりますが、これも大型改修のときにトイレを改修していく計画でございます。以上、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

今、いくつか言われた点で建て替え計画がある大川小、仲原小の問題はわかりましたが、粕中ですね、東中には多目的トイレが1階、2階、3階とも設置されて、体育館も設置されている。粕中には1階にしか多目的トイレがなく2階、3階にはないという問題、これは改造計画がないなら、一部分改造して、そういうトイレはぜひこれは必要です。その必要性については、前の議会で私は何回もくどくどと述べました。一番育ち盛りで、一番感情が強い、一番大切な成長期です。一番人間にとって、健康にとって大事なものは排泄だと医者には言われます。よく便が出、よく尿が出、よくガスが出る、こういう状態が一番健康体だと、そういう状態でありますので、今後よろしく検討をお願いします。

以上で終わります。

（15番 川口 學君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

8番、伊藤 正議員。

◎8番（伊藤 正君）

議席番号8番、伊藤正でございます。因町長、就任後初めて私一般質問させていただくんですが、町長ご就任おめでとうございます。我が町の財政等を含めて、力一杯舵を切っていただいて、いい方向に導いていただきたいというふうに思う次第でございます。

質問の前に一言申し上げますが、震災のことでございますけれども、昨年3月11日の未曾有の東日本震災が発生しましてまもなく1年が経過しようとしています。私も昨年11月10日から3日間、宮城県の被災地を見てまいりました。多くの方々が犠牲となられ、災害の大きさを実感した次第でございます。また、福島県では福島第一原子力発電所のメルトダウンによる放射性物質の飛散で被害が拡大しているわけでございます。今なお、ふるさとを離れなければならない方々や震災に遭われた方々を思うと、胸が裂ける思いであります。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、町の財政についてであります。国内外の情勢を見ますと厳しいものがあります。海外ではギリシャに端を発した欧米の経済危機、アジアでは大洪水の発生、国内では東日本大震災の発生で福島第一原子力発電所の事故に伴う電力の不足で生産の低下や歴史的な円高で、現政権の迷走ぶりなどもあり、デフレ脱却もままならない厳しい経済情勢が続いているところであります。この国の政策の

遅れから、地方自治体も厳しい財政運営を迫られているのが現状であります。そこで、粕屋町の財政は健全に運営されているかどうかということで、まず第1点目、財政は健全に運営されているかであります。平成24年度、当初歳入歳出予算を見ると予算総額が209億300万円、23年度比8億2,200万円、3.8%の減、また一般会計は114億2,600万円で、前年度比8億8,000万円、7.2%の減の予算で編成されております。これは子ども手当等額の減額もあると思いますが、厳しい財政運営となっているところであります。

そこで、財政運営の状況を示す指標、財政構造の弾力性があることを示す経常収支比率、財源に余裕があるかを示す財政力指数、財政運営の悪化の度合いを示す実質公債比率、将来に財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率についてと、基金、公債費残高の推移と今後の見通しについて伺います。

2点目は、税の滞納者の現状と対策はであります。平成17年度の一般質問の中で、未納額の総額が9億円に上っている。未納額の回収チームを編成し、対策を打つべきではないかと提案され、平成23年6月に収納課が発足しました。また、滞納整理システムの導入で税金の収納状況の把握を徹底的に行い、未納額の減少に努めるとありますが、平成22年度の現年度分の町民税、固定資産税などの滞納額を見てみますと、1億1,000万円に上っています。この滞納額の回収の現状と成果について伺います。

3点目の受益者負担及び補助金の見直しについてであります。まず、受益者負担についてであります。粕屋ドームやサンレイク粕屋など、多くの公共施設がありますが、粕屋町は交通の便や環境のよさから、町内外から多数の施設の利用者が訪れます。他町にはない施設が我が町にあるわけでございまして、それらの利用料金が町内外同一の料金であり、町内の利用者には不公平感があるのではないのでしょうか。これらの施設を含めた料金の見直しは考えているのか、伺います。

また、駕与丁公園についてであります。さくら祭り、バラ祭りやマラソン大会など、多くの催しが計画されていますが、これらの催しに町内外から多くの人々が訪れます。公園の維持管理費に5,000万円以上、かかるときには1億円ぐらいの歳出がされております。多額の公園維持管理費が拠出されていることを町内外の公園利用者にPRして、公園の維持管理費として緑化基金かふるさと納税基金などの名目で協力をいただき、公園管理費の一部に充てることはいかがでしょうか。そうすることで、駕与丁公園に愛着を持っていただき、さらなる利用を考えていただけるとと思いますが、その考えについて伺います。

また、補助金についてであります。毎年各種団体に同等の補助金を支給されているようではありますが、活動の内容に見合う配分をするのが妥当と考えます

が、今後見直す考えがあるのかどうか、伺います。

4点目の職員の定年退職者の処遇は、有能な人材の適材適所での職場の提供についてであります。これにつきましては、町民の立場で質問するものでございます。平成23年度10名の職員の退職予定者がありますが、24年度以降5年間で定年退職を迎える職員が何名おられるのか、伺います。これは、職員の60歳定年後の再雇用であります。民間企業では年金受給時期の引き上げで65歳まで雇用するよう国も厳しく指導しています。既に技術力のある人や経験の豊富な人、人脈を持っている人などは再雇用され、企業に貢献されております。このように、職員も地方分権化が進み、市町村からの業務分担の多様化、事務の複雑化が予想されます。職員の新規採用を進めるべきであると思っておりますが、知識、経験、人脈を持つ有能な定年退職者の再雇用を考えるべきではないかと考えておりますが、そのことを伺います。

5点目の農地、市街化区域内を含めた開発を推進するためのプロジェクトチームの編成をであります。まず、平成23年度の粕屋町都市計画マスタープランについて、町長は見直されるのか、これを継承されるのか伺います。先ほどもありましたとおり、財政力には余裕を持つ財源確保する必要があります。それは歳入増であります。粕屋町はJRの駅が6駅、また新駅1駅検討されておりますが、そのほかに高速道路のインターチェンジや県道福岡東環状線、千代粕屋線などがあり、地の利のよいまちです。その周辺に市街化区域も含め農地がありますが、どれぐらいの開発ができる有効な農地面積があるのか伺います。

その農地をバランスの取れた開発を進めることにより、増収を図り、現実的には江辻地区物流倉庫、これは工事期間が約3年ぐらいかかって完成しとるようでございます。また、酒殿地区の商業施設も、これも3年ぐらいかかって工事をしている。そんな誘致が成功し増収につながっております。現在進行中の戸原北西地区の開発の開始などがありますが、駅周辺の半径500メートル範囲内や幹線道路に面した場所に農地や未利用地が点在しており、これらの農地の開発を行い増収を図るべきと考えます。そこで、この地域ごとの地権者の方々や実際に誘致に成功された方々の知恵を共有し、開発プロジェクトチームを編成していただきたい。これらについて提案をいたします。

以上、5点について質問をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の財政は健全に運営されているかという質問でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月に全面施行されております。財政の健全化の判断基準として、実質赤字比率、2番目に連結実質赤字比率、3番目に実質公債費比率、4番目に将来負担比率の4つの財政指標健全化判断比率といたしております。住民に公表することが義務づけられており、国・県のホームページ及び粕屋町の広報ホームページで情報公開をいたしております。平成22年度決算での財政健全化比率では、まず計上収支比率でございますけれども、平成22年度決算で92.0%であったものが22年度決算では87.3%となっており改善をしております。これは、町村では70%がよいというふうに言われております。

次に、財政力指数でございますけれども、財政力指数は0.82と若干下がっているものの、これは苅田町、新宮町、福岡市に次いで4番目の高い位置を示しております。

次に、標準財政規模における地方債の償還額の比率であります。実質公債費比率、これは3カ年平均をしたものでございます。過去の投資的事業における起債の返済額がちょうどピークを迎えております。ご承知のとおり、温水プールからサンレイク、それから図書館等々と非常に連続して建設をされました。そういったものの償還が今ピークになっておりまして、22年度の決算では18%という高い比率でございます。県下でもこれは3番目に高い状況になっております。将来、負担比率は地方債の繰上償還により平成20年度決算で148.8%であったものが22年度決算では90.4%にまで下降をいたしております。

以上が、平成22年度の財政健全化比率でございますが、起債の償還額は平成23年度までピークが続きますが、これもこのままであれば、また特段なことがなければという条件付きでございますけれども、24年度以降は償還額が今のままであれば減少してまいります。そういったことから、徐々に好転していくとは思いますが、ただ、大きい荷物も一つ抱えておりまして、そこら辺もございまして、何とも言えないところもございまして。

それから、平成22年度末での地方債残高は110億2,700万円でございますが、この数年先には落ちていくことが見込まれます。これも上限が今のままでいけばということでございます。引き続き地方債の抑制が必須ではございます。また基金残高は、平成22年度決算で公共設備整備基金、減債基金、財政調整基金の3基金を合わせまして20億2,830万円を今現在もっております。この3基金をこれ以上減らすことがないよう財政運営に努めなければ、有事の際に金がないということになりますので、大切に保存していきたいと思っております。

次の2番目の税の滞納者の現状と対策はにつきましては、総務部長をして回答いたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

2点目の税の滞納者の現状と対策についてでございますが、まず収納状況について申し上げます。平成22年度末の徴収率は、現年度分が97.96%、滞納繰越分が20.91%となっており、それぞれ対前年比では上昇いたしております。また、徴収税額では現年度分が約200万円ほど減少したものの滞納繰越分で1,300万円ほど増加いたしましたため、全体では約1,100万円ほどの増加となっております。収入未済額、いわゆる徴収できなかった滞納額につきましては、現年度と滞納繰越分を合わせて、平成21年度末で約4億7,900万円、22年度末で約4億6,800万円となっております。約1,100万円ほど滞納額が減少いたしており、これは現年度分の徴収率の向上により現年度課税分の滞納額が減少した成果と捉えております。今年度分につきましては、まだ年度の途中で確定はしておりませんが、現時点では前年度より若干ではございますが、徴収率の増加を見込んでおるところでございます。とはいえ、昨今の経済状況の悪化やデフレの長期化による税収の悪化はどの自治体でも厳しい状況であり、今後も優先して取り組んでいくべき課題と考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

3番目の受益者負担及び補助金の見直しについてお答えいたします。粕屋町の財政基盤の強化を図るため、新しい行財政改革の指標として電子自治体構築推進事業の中で、行政評価及び公会計のシステムを導入いたしまして、加えて事務事業の棚卸しを行い、23年度予算より第4次総合計画後期基本計画に沿って事業別予算編成を行っております。これによりまして、平成23年度の決算を基に人件費を含めたフルコスト情報等が全事務事業単位で可能となります。つきましては、これを活用した分析を行い、伊藤議員のご提案されております駕与丁公園の利用料の問題等、受益者負担や補助金等についても適正かつ的確な見直しが行えるものと考えております。ドームであるとか、サンレイクであるとか、町外者の利用について町民の税金で維持管理で行っているのに同じ料金とはおかしいじゃないかと、私も最もでございます。そこら辺についてはですね、見直しを行って

いきたいと思います。ただ駕与丁公園はですね、粕屋町の目玉でございます。これはやっぱりよその人からどンドン来てもらって、粕屋町の宣伝をするという意味では、3,000万円、4,000万円かかってもですね、これを粕屋町を発信する一番いい材料でございますので、入園料に近いものは徴収したくないなというふうには思っています。

次に、4番目の町職員の定年退職者の処遇は、有能な人材の適材適所での職場提供をという質問でございます。まず、今から5年間の間に定年退職者はどれだけ出るかということでございます。29名出ます。特に来年は、部長、次長、局長連中がそれを迎えます。大変どうしようかというふうに思っているところでございます。このような大量退職者に対応すべく、粕屋町を担うことができる優秀な新人職員の確保はもとよりでございますけれども、現員職員の能力開発向上に努めてまいりたいと思います。また一方、いわゆる地方分権一括法による権限移譲が平成24年度より始まり、事務量の増加、業務の専門性が求められていますことから、議員さんから質問もありましたように、今後における事務の補完的考えも必要でございますので、町職員として定年退職者を迎えられる職員に対し、再雇用・再任用という形での雇用も含めて考えていきたいと思います。また、人材配置の適材適所を心掛け、長年培われた経験と知識を生かしていただき、後継者育成や特殊な業務の指導等々に携わっていただくことも今後は必要だろうというふうに思っております。

次に、農地の関係でございます。開発にあたってのプロジェクトチームの編成をしたらというご質問にお答えいたします。粕屋町の都市計画は、福岡都市計画と福岡市をはじめとする3市2町で市街化区域や市街化調整区域、また用途と区域などの区域設定などを行っております。粕屋町は、市街化区域が662ヘクタールで町の全体面積の47%を占めております。なお、市街化調整区域につきましては750ヘクタールで、全体の53%でございます。福岡都市圏の東部に位置し、幹線道路や公共交通期間に恵まれております。JRの駅が6つあるというのは、本当めずらしい町でございます。人口も全国的な減少傾向の中で、粕屋町に限っては増加をしており、少子高齢化が当てはまらない町でございます。ご質問の土地利用につきましては、第3次国土利用計画の中で人口増に対応した市街化区域の農地や未利用地の土地活用とともに、農地の被農業的土地利用の検討が必要であるとされております。また、農用地は将来にわたっての安全な食糧を安定的に供給する場としても、また水資源の涵養や保水などの多面的な機能も持っております。無秩序な転用や耕作放棄による荒廃を防ぎ、良好な土地の保全に目を配っていきたいと思います。その中でも市街化調整区域におきましては、農

地が資材置き場になったり、駐車場として使用されたり、その抑制や適正な土地利用の方向づけが必要になっているのではないかというふうなことも思うところでございます。今後、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画を基本に、一体的な土地区画整理事業や自然と調和した地域開発事業を推進していく必要があると思います。そのため、ご提案のプロジェクトチーム編成は私も同感でございます。今後九大農場跡地等も合わせてですね、設置について考えていきたいと思っております。

それから、マスタープランの見直しですかね。マスタープランはですね、20年が一定のマスタープランの期間でございます。昨年22年度にその期限が切れまして、昨年マスタープランが走り出したばかりです。これは市長が代わるたびに変更するというものではございません。かなり町民の方も、一緒に入られて、非常に練ったマスタープランになっているようです。その中で、今おっしゃったいろんな問題も、今のマスタープランの中で消化できていくというふうに思います。ですから、このマスタープランを着実に粛々と進めることが、この粕屋町の発展につながるものだというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

私がこの質問をしようというのを決めたのは、どうも財政が横ばいで、横ばいというのは町にとっては、いわゆる疲弊の方向であるということが企業でも言われるわけでございますので、これはもうぜひですね、前向きに行かにかいかんということを含めて、今、一般質問しよりますので。

それでは、2回目の質問に入りますが、その財政の健全運営のものでございますが、先ほど財政指数云々というのは縷々報告がありましたけれども、その中でですね、ちょっと気になるのが実質公債比率、先ほど町長のほうからも出ましたけれども、これについてですね、国・県が定めるところの、これを18%を超える団体については建設事業費関係の経費が抑制されると。新たにですね、事業投資を行う場合には、国・県の承認が必要となってくるとなっているわけですね。だから、早くこの実質公債費比率を下げなにかいかん、新たな投資ができなくなるということでございますので、今までですね、減債方式、いわゆる減らすばかりの、予算を減らしていこうというばかりの予算の編成でありましたけれども、今の先ほどありましたように、4つの柱が出てきたわけですね。これらをぜ

ひ取り組んでいただきたいと思います。その中で、経済的経費ですか、これの抑制が長引いていくということになると、町民サービスにも悪影響が出てまいりますので、その辺も含めてですね、力強い改善を目指していただこうというふうに思っている次第でございますが、歳入につきましてですね、今歳入の項目としては地方交付税があるわけですが、地方交付税は国の不透明感があつたりしますので、今見てみますと予算額は大体横ばい。これはですね、増えることは期待できないだろうと思います。そういったことからですね、ほかの収入を得なきゃいかんというふうに思うわけです。

またですね、基金、先ほどございましたけれども、この基金につきましてですね、ちょっとデータを見てみたんですが、平成13年度は41億円の基金があった。ところが20年度の決算を見ますと半分の20億円しかない。その中で、20億円の中で、この残高では粕屋町の財政規模から見て、必ずしも安心できる数字ではないということをはっきりうたわれているわけですね、うたっている。それで、これも基金も取り崩しが難しい、現にですね。そういったこともありますので、自主財源を増やしていかんやいかんというふうに思うわけですが、いかがお考えでございましょうか。

それでは2点目の税の滞納者の状況でございますが、先ほど滞納繰越金の1,000万円の徴収をして、徴収上がったよというお話ございましたですね。これですね、やっぱり経済情勢がどんどん変化していくことはよくわかるんですが、収納課までつくってあるわけでございますので、これらの税収の対策、そういったものをしっかり取ってあると思っておりますが、その辺ですね、もうちょっと突っ込んだ話がもし聞ければお伺いしたいと思っております。対策ですね、あれば。

それから、受益者負担についてであります。先ほど町長のほうから見直しは考えとるよということでございますのでぜひお願いしたいんですが、駕与丁公園についてはですね、町長もこれは粕屋町の顔であるので、そういったお金までもらうてまでというお話でございますので、その辺は何かまた考える必要があるかなというふうに思う次第でございます。

あと、ぜひ職員の定年退職後、もうこれ私も民間企業におりましてよくわかっておるんですが、受給時期がずれて空白期間が出てまいりますので、この間をですね、やっぱり安定して面倒見なきゃいかんというふうに思いますので、現実的に私も経験してきたことでございますのでお願いをいたしたいというふうに思います。

最後の農地の件でございますが、これについてはプロジェクトチームを編成していこうというお考えが今表明されましたけれども、これに対してですね、その

チームはつくったは、魂が入らずではいけないので、その辺ですね、やっぱり旗振りは執行部であろうと思いますので、その辺ですね、十分人を、しっかり対応できる人を人選していただいて、まず地域の方々を選んでいただいて、より強力なチームをつくっていただきたいなというふうに思う次第でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、実質公債比率18%超えれば、今後投資に制約があるのかというお話でございます。これにつきましては、実質公債比率が18%を超えました。つきましては、地方債の借入れから県知事の同意制が要りますし、総務大臣の許可が必要になってまいります。それで許可制度になりまして、借入申請に起債償還計画などの提出が求められます。本年度事業の起債は今のところ制限等の影響は出ておりませんけれども、今後はこのままでいけば総務大臣の許可が要るということとなりますので、やっぱりこの18%というラインを下げるということに専念をしていきたいというふうに思います。

それから、町税を含めた歳入の確保をどうするかということでございます。これは自主財源の確保ということでありましょうけれども、税収を含めた歳入確保につきましては、すべて地方自治体でどこもどうしようかというふうに思っているところでございますけれども、粕屋町におきましては評価替えによる固定資産税の減少がまた考えられます。それから、長引く景気低迷により法人税の伸び悩みなど、明るい材料がございません。そういったことで、人口の今後増加が見込まれていますが、さらには区画整理事業などの土地の有効活用を推進して、粕屋町の地域の有効性を活用した町税の自主財源の確保が、増収が、自主財源で増収できるような方策を考えざるを得ないという状況でございます。また、新たな行財政改革の取り組みといたしましては、自主財源の確保、それから経常的な経費の抑制、すべての事務事業の抜本的な見直し、優先度に応じた事業の追考、配分などを考えております。こういうふうに申しますが、私は粕屋町はですね、大方今度は114億円の予算を組んでおりますけれども、大方半分ぐらいは自主財源でございますので、こんな町はそんなにざらにあるもんじゃございません。そういったところではですね、あまり悲観的な気持ちは持っておりません。もっと積極的にいろんなことに取り組んでいこうというふうな思いでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

町税確保のための徴収対策といいますか、の件についてのご質問だろうと思います。町税の滞納対策につきましては、督促や催告等を行い、税の納付を促しており、それでも納付意思のない滞納者については、差し押さえ等の滞納処分を行っておるところでございます。滞納処分につきましては、事前に時間を掛けた十分な財産調査を行っており、銀行等の預貯金、給与の差し押さえ、また生命保険の解約金等々の差し押さえなどを行っておるところでございます。ただ、財産調査をいたしましても滞納処分が可能な財産があればよろしいんですけどもそれがない生活困窮者や破産・倒産等により経済的に生活が困難な方につきましては、滞納処分の執行停止、訴訟を講じるようなこともいたしております。

それと、滞納処分の実績でございますが、22年度につきましては、銀行預貯金の差し押さえが159件を含めまして311件滞納処分をいたしております。23年度はまだ途中であります、500件程度になるのじゃないか、差し押さえが、というふうに予測いたしております。

また、これ22年度と23年の取り組みでございますが、福岡県と町県民税等の共同収納対策をいたしております。22年度につきましては、本町の職員1名を県に派遣いたしまして滞納の共同処理をいたしまして、対象事案が35件、徴収実績が1,288万8,000円ほど上がっております。23年度、これも年度の途中でございますが、県職員1名と共同によりまして対象事案が現在のところ34件、金額にしまして1,295万6,000円ほどの実績がっております。いろんな県の方のお知恵を借りながら、また共同で徴収の向上を目指しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

とにかく税収を上げるということに頑張っていたきたいわけですが、その今の滞納に関してもですね、いわゆる現年度分の回収が非常に重要な気がするわけです。そういったものを収納課、重大な任務を負った収納課でございますので、今後も法律に則って粛々と活動、行動をしていただきたいと思います。次第でございます。

それで、この財政についてはこれで終わります、次の質問に移らせていただきます。

安全な生活ができる環境の整備についてであります。粕屋町の西部地区は、福

岡市と志免町に隣接した福岡市のベッドタウンとして発展してきた地域であります。この地域は、県道607号線の道路が拡幅され、交通量の増加や福北ゆたか線、JR柚須駅を中心としたマンションの建設が進み、人口の増加が進む地域であります。JR柚須駅の乗降客は平日で1日4,700人、土日祭では3,000人以上の利用者があり、今後も駅の利用者は増加するものと思います。多くの利用者があり、最近警察が頻繁に駅に訪れているということでもあります。利用者が増加することによって、犯罪も多発してまいります。そういったことから、1点目の交通事故や犯罪の現状とその対策について、概要を伺います。

2点目の歩道など生活道路の整備についてであります。これは、昨年2月に発生した飲酒運転による死亡事故で、事故の再発防止のために歩道が設置されました。飲酒運転事故に酌量の余地はない事故であります。歩道を設置して折れば、未然に事故は防げたかもしれません。この事故を教訓に、危険な場所に歩道の設置を進めるべきと考えます。西部地区は幹線道路の歩道の整備はなされているものの、幹線道路から脇道に入った生活道路、通学道路の歩道の整備は進んでいないのが現状です。そこで、西部地区のみならず粕屋町全体の道路に対する道路の総延長に対して歩道が何%ぐらい設置されているのか。また、危険な道路で歩道の設置の計画はあるのかどうか、伺います。

3点目の交番の誘致であります。追加質問といたしまして、消防署の派出所誘致についても併せて伺います。先に述べましたとおり、JR駅や遊技場もあり、犯罪の温床となっており、交番を誘致していただき、治安の抑止力となるためにも、もし犯罪が発生した場合、現場へ急行し、事故や犯罪の拡大を防ぐためにも交番の誘致をお願いするものです。新たな誘致が無理であるということであれば、代案として粕屋警察署と長者原交番とは隣接しており、長者原交番を西地区へ移転することを考えてはいかがでしょうか。これは地域の方々の考えもあると思いますが、そういったものを提案していきます。これらを踏まえて、警察署へ強く提案していただきたいというふうに思います。また、高層マンションの建ち並ぶ地域であり、建築物も多様化しており、火災や災害が発生した場合、南部消防署、中部消防署、本部分団からの緊急出動には時間がかかり、消防の空白地といっても過言ではありません。災害時に迅速に対応することでも住民が安心・安全に生活ができるものであります。このことから、交番と消防派出所の設置を要望いたします。

以上について、回答をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えします。

まず、1点目の交通事故や犯罪の現状とその対策はというご質問でございます。まず、交通事故についてでございますが、平成23年中の粕屋町の交通事故件数は550件でございます。前年比にしまして24件増えております。死亡者数は3名、前年比3名の増でございます。負傷者数が701名、これも前年比31名増加いたしております。いずれも前の年を上回る結果となっております。路線としましては、県道607号線における事故が最も多く、事故発生場所の多くが交差点や交差点付近における出会い頭での事故や追突事故など、事故そのものが脇見などの運転者の不注意に起因していることが多いようでございます。また、高齢者の事故数でございますが76件、対前年比12件の減でございます。負傷者数47名、前年度比17名の減となっております。前年よりは減少いたしているとはいえ、依然として高齢者事故数が高い状況に変わりはありません。事故の要因としましては、道路横断中や歩行中に事故に巻き込まれるケースが多く、時間帯では朝や夕方の散歩中などに被害に遭われているということが多いようでございます。

以上が交通事故関係でございますが、本町におきましては平成18年12月22日以来死亡事故が昨年発生したわけでございます。飲酒運転による2名の犠牲者が出たわけで、死亡事故0を続けてきました本町に取りまして、大変遺憾と言わざるを得ません。今後も飲酒運転の根絶活動はさることながら、街頭でのドライバーや保護者への啓発、児童や高齢者などへの交通安全教室、特に高齢者の反射材の着用促進など、広報等を通じて注意喚起を実施いたしてまいりたいと考えております。

また、警察、安全協会とも連携を図っていききたいと考えております。

次に、町内の犯罪発生の状況でございます。平成23年中の刑法犯認知件数607件、対前年比5件の減でございます。その中で、特に自転車を盗んだりオートバイを盗んだりする犯罪が359件と全体の約6割を占めております。その他、車上狙いが87件、これも増加傾向になっております。また、空き巣も48件と高い件数で推移しております。このほか、オレオレ詐欺による悪質な詐欺事件も1件発生いたしております。粕屋警察署の話では、ベッドタウン化による家屋等も多くなってきておりますが、犯罪者の目線からは昔ながらの家屋も多く存在し、防犯対策がよくない家屋が目立つ地域と見られているようで、町外から入り込んで空き巣に及ぶなどの事案が顕著であると粕屋町の特徴と見えますか、そういうような見解も示されております。このような状況でありま

すが、今後とも警察や防犯協会などと連携をいたしまして、防犯対策の推奨や啓発活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、防犯ボランティアや防犯パトロール隊などの活動が地域での犯罪抑止の要として特に注目をされております。このような地域活動への支援も実施してまいりたいと考えております。

また、昨年、J R 長者原駅周辺と J R 酒殿駅周辺の防犯カメラを設置いたしております。これも犯罪件数につきましては、粕屋署からの情報によりますと前年に比べて大きく減少いたしております。引き続き、防犯カメラの設置についても考えてまいりたいというふうと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

では、2点目の歩道など生活道路の整備をということで伊藤議員のご質問にお答えいたします。

町道の整備状況につきましては、平成23年3月末現在、路線数528路線のうち総整備率は98%でございます。また、歩道設置延長は4万4,544メートルで、町道全延長の17万3,545メートルの25.7%でございます。本町の西部地区の道路整備につきましては、現在福岡市からの玄関口となります都市規格道路中央粕屋線の建設が県事業により進められ、平成25年度末の完成を目指しております。道路幅員が25メートルで両側に歩道及び自転車通行帯が設置されるなど、今一番新しい構造となっております。また、福岡都市圏の外環状道路であります福岡東環状線の計画が大井橋交差点から国道201号線の広田交差点の間で、同じく県の事業主体により既に用地買収に着手されております。道路幅員が32メートルで、両側に4.5メートルの歩道を持つ高規格の道路整備が始まっております。車道の拡幅に合わせて歩道の整備により通勤通学、買い物等の日常生活における移動時の安全性が向上いたします。また、交通混雑の解消により、物流の効率化や沿線地域の効率化が図られると思います。また、昨年11月には町の事業におきましてJ R 柚須駅横の原田2号踏み切りの歩道が完成し、駅利用者の安全性が向上いたしました。新たに地域からの道路改良や歩道の整備の要望が上がっておりますので、現地調査の上、緊急を要する箇所から安全・安心の道路整備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

3点目の交番の誘致をとということでございます。これにつきましては、私のほうから回答させていただきまして、追加でありました消防の関係につきましては、町長のほうより回答いたします。

まず、交番の誘致をとというご質問でございます。粕屋町西部地区の地域性といえますか、地域に住んである方のご要望等は十分理解をいたしております。しかしながら、現在福岡県警では増員による財政的な問題、県下における交番配置計画など総合的な判断で交番等の統廃合、広域化が県内各所で進められており、現在の交番で勤務要因を充実させて、いつでも警察官が在所する交番を目指して今活動を実施いたしているところでございます。今まで交番等々の充実については要望をいたしておったわけでございますが、この今回ご質問の中にあります西部地区への誘致、さらには現交番を移動できないかという問題につきましては、引き続き警察署のほうに要望をしまいたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

次に、消防署の分署の関係についてお答えいたします。

先ほど伊藤議員がおっしゃったように、ちょうどヤマダ電機付近からずっとですね、四軒屋あたりまでが空白地というふうに言われております。これは救急車が大体10分以上かかるということで、今、ヤマダ電機から九大の農場のあの付近までの間に1カ所分署がいるというようなことですね、今、25年度ぐらいにはその候補地を買収したいということで消防署は動いております。500平米ぐらい要ということですから1反ちょっといるということでございます。もし、うちんとだったらよかばいというようなところがあったらですね、お教えいただきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

今の犯罪状況、今いろいろ報告等ありましたが、非常に多いなという印象を持ったところでありますが、先ほども言いましたように、死亡事故も発生したということで、我が町はかなり注目をされている町となっております。そういったこ

とからですね、犯罪に対しても重大な犯罪が起こらないようにすることが重要ではなかろうかと思imasuので、ぜひですね、そういった道路であるとか、そういったものも含めてですね、やっていただきたいと思imasuが、その歩道についてであります、これについてちょっと各行政区長から要望が出ているんじゃないかならうかと思imasu。通学路が非常に危険であるというようなところも出ていますので、これはああいう死亡事故が起こってから対策じゃなくて、事前にですね、対策を打っていただかないと、またかというようなことになる可能性がありますので、その辺ですね、ぜひ行政区長から出てきたものを順位付けられていいと思imasu。ぜひですね、できるところから進めていっていただきたいなというふうに思うわけでござimasu。

それから、交番誘致の件につきましては、年4回交番連絡協議会というものが開催されているというふうに聞いたわけですが、この出席者は警察、学校、行政区長、町からも出席されて、いろいろ交番連絡、いろんな災害だとか、そういったものをされているんだろうと思imasuが、そういったところも踏まえてですね、ぜひ今後も誘致のほうを引き続きお願いをしていっていただきたいと思imasu。

また消防につきましてはですね、ぜひ、これは西部地区の方々も安心されると思imasuので、ぜひこれについても町長の旗の下ですね、いい方向でいく必要があるかなというふうに思う次第でござimasu。

るる質問させていただきましたが、因町長はじめですね、我々町民も一丸となって粕屋町に生まれてよかった、粕屋町に住んでよかった、粕屋町に住み続けたいという町長のスローガンもあるわけでござimasuので、これに向かってですね、財政力を豊かにして、いろんな問題点を解決していくべく手を打っていただきたいというふうに思imasu。

これを持ちまして、私の質問を終わります。

(8番 伊藤 正君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

傍聴の皆さまに御礼とお知らせを申し述べます。本日は雨の中、お越しいただきまして誠にありがとうございました。今議会は一般質問者が10名となりましたので、議会運営委員会の取り決めによりまして、本日は5名をもって終了いたします。残りの質問者5名につきましては、明日行いますので、時間の都合がつかますれば、明日も本日に引き続いてお越しくださいますようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時51分)

平成24年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成24年3月6日（火）

平成24年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成24年3月6日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	11番	向野正幸	議員
7番	議席番号	5番	久我純治	議員
8番	議席番号	2番	小池弘基	議員
9番	議席番号	9番	澁田順二	議員
10番	議席番号	13番	山脇秀隆	議員

2. 出席議員（15名）

2番	小池弘基	10番	安川俊彦
3番	田川正治	11番	向野正幸
4番	長義晴	12番	安河内利明
5番	久我純治	13番	山脇秀隆
6番	因辰美	14番	浦元甫
7番	本田芳枝	16番	八尋源治
8番	伊藤正	17番	進藤啓一
9番	澁田順二		

3. 欠席議員（1名）

15番 川口 學

4. 出席した事務局職員（2名）

議会議務局長 長 克義 ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（21名）

町 長	因 清 範	教 育 長	大 塚 豊
総 務 部 長	田 代 眞	住 民 福 祉 部 長	工 藤 龍 一

都市政策部長	松 永 誠 一	教育委員会次長	因 友 幸
総務課長	八 尋 恵 治	経営政策課長	工 藤 早 苗
協働のまちづくり課長	青 木 繁 信	収 納 課 長	箱 田 彰
会計管理者	伴 栄 子	学校教育課長	関 博 夫
給食センター課長	宮 川 健 二	健康づくり課長	安河内 裕 治
介護福祉課長	清 武 稔	総合窓口課長	水 上 尚 子
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	矢 野 正 剛
都市整備課長	野 中 清 人	上下水道課長	吉 武 信 一
総務課庶務人事係長	今 泉 真 希		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

本日、15番 川口 學議員から体調不良のため欠席届が提出されております。

よって、ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

では、昨日に引き続き一般質問を行います。

11番、向野正幸議員。

(11番 向野 正幸君 登壇)

◎11番(向野正幸君)

おはようございます。よろしく申し上げます。11番 向野正幸です。通告書に基づき一般質問させていただきます。

昨年12月議会の一般質問で、本年4月より導入されます中学校武道必修化について、剣道を導入よろしく申し上げますと質問いたしましたところ、剣道防具に多額の金がかかる、また柔道着をもう取り揃えているということで柔道に決定しているということの答弁でした。ところが、想像もしていない事柄が先月2月6日午後7時30分からNHKテレビ放送で柔道稽古のときの死亡事故が多く発生している。他のスポーツの数倍の死亡者114名、重度障がい者275名がありながらも、国の文部科学省は何ら事故調査また事故予防対策や柔道を中止するというような具体的に何も考えてないと担当者はテレビで語っていました。本来なら、武道必修を決定した平成18年度から武道教師を養成し、全国各中学校に教師を派遣すべきだったと考えます。

重複すると思いますが、先ほど申しましたNHKテレビ放送を見た中学生の父母またはPTA、これから中学生になる父母は、中学校に対して柔道学習をすることに反対、中止の要望が起きるのではないかと思います。国が本来ならば武道を必修科目に導入すると決定した時点から、教師が柔道を教えられる講習をすべきだったと思います。文部科学省は現在まで事故防止の対策を立ててなく、また中止の考えもないので、中学校に任せるには大変荷が重く、万が一事故があれば対処できないと思います。予防対策は憂慮すべき問題だと思います。また有効な手立てを考えないと、大変な事故が起きる前に、少しでも町が手助けして事故防止に役立つ対策を考慮してほしいと考えます。

なお、フランスでは数十年前に日本人が柔道を各地に指導に赴き、基本稽古、礼

儀作法を教えて、広めて、今では日本の柔道人口より倍の柔道人口だそうです。数年前テレビ放送で、日本人の教師が紹介されていましたことを思い出します。そのフランスでの柔道教師は、柔道講習を350時間、柔道2段以上の資格取得者の先生が子供たちに教えているそうです。それで、オリンピックあるいは世界選手権などでは非常に強い選手が腰も引かずに正々堂々と試合している姿が見受けられます。

現在、文部科学省が事故のデータがありながらも追跡調査しないので、文部科学省のデータを基にして死亡事故の調査、事故予防の研究を名古屋大学の内田教授が行っています。愛知県教育委員会も対策を同時に研究を、追跡調査なさっているようです。柔道稽古のときに頭を激しく振ると静脈の小さい方から1本、2本、3本と切れると、大きい静脈が切れて死亡する。特に大外刈、背負い投げというか、頭を上下に激しく振ることは、繰り返し投げられると、頭を特に打たなくても、畳に頭を打たなくても静脈は切れるそうです。非常に危ないということです。

遅ればせながらもといったら悪いんですが、先月26日に全日本柔道連盟が福岡県柔道連盟と共同で安全な武道へ指導者講習会を開催して、指導者資格取得制度へ向け、福岡市大濠高校で県内の道場、学校、実業団などの指導者550名が参加して、資格取得のため全日本柔道連盟の審査を受ける必要があると講習された報道がされています。2月26日の夕方のテレビで、その講習会の模様が映し出されました。翌日の西日本新聞ですが、その講習会の記事として載っています。それから昨日、私がこういう質問をするということで、同僚議員から、これは毎日新聞です。全国版ですので非常に厳しいことを書かれています。おそらく、これを読まれた中学生の父母またはPTA、これから中学生になろうとする親でしたら、柔道は反対という声が出るような内容です。少し、真ん中あたりと最後の方を読ませていただきます。

各地の教育委員会は柔道未経験者を対象に、地元の柔道連盟などと連携して講習会を開催している。だが、複数の県でわずか数日間の講習で初段を認定してきた実態が明らかになっている。全日本柔道連盟が13年度から導入する公認指導者資格制度は学校の先生について、現場の実状を考慮して、条件付きで資格を認める例外措置を設ける。規定された講習を受けなくても資格を認定するということだ。初段程度の先生が中学校の柔道指導に当たるのは若葉マークを付けた初心ドライバーが自動車教習所の教官を務めるのと似ているということです。

最後の方に、柔道が危険なのではない。医学的知見を欠いた経験頼りの指導と事故が起きて原因研究・追究明がなされず、事故防止対策もとられないという環境こそが問題なのだということです。

これは、東京電力が福島での事故とか、あるいは九電がやらせ問題の首脳部のもたつきというようなのが似ているんじゃないかなと思います。

本題にまた戻りますと、学校で安全に練習が、稽古ができるようになれば、親たちも学校にお願いしますと言えるようになるのではないかと思います。そのためにも、町の対策はいかがでしょうか。町が相当な手助けをしないといけないと思いますが、教育長、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

向野議員さんのご質問にお答えいたします。柔道、安心・安全の学校教育が教育委員会としては一番ですので、このたび、4月から柔道が必修化されるということに対しまして、ご心配をおかけしておりますし、ご質問いただきありがとうございます。この4月から中学校の体育科で、今まで選択教科であった武道が必修内容になるということですが、今、向野さんからご報告がありましたように、過去28年間で114名の死亡者が出ておりますし、重い障がいを持った方が275名に上っております。そのうちの約3割が柔道の授業中での事故で、さらにその5割以上が中学校1年生の初心者であるという報告を受けております。全国的に見ましても、この4月から全国66%以上の中学校で柔道が採用されるというふうに新聞にも載っております。柔道は親しみやすい競技である反面、今申されましたように、競技の中でも大変危険を伴う種目でございます。教育委員会としても中学校と協議をしながら今進めております。

粕屋町の町立中学校では、この10年間柔道に取り組んでまいりましたが、現在のところ1件の事件・事故も起こっておりません。中学校の教師を呼びまして「どういうことに気をつけているか」と聞きますと、やはりふざけ半分、面白半分で武道をやってもらっては困ると。やはり真剣な授業態度が必要であると。また、受け身とか寝技、基本的な指導を重点的に行いたいということでございます。文科省も全国に通達を出しまして、福岡県教育委員会でも夏休みに3日間体育教師を全員集めまして柔道の指導を行っているということでございます。

粕屋町教育委員会といたしましては、体育科の教師と話し合いながら、ひとつ、柔道を夏の水不足の折にしなくて、水分が不足がちな夏を避けて、1学期は体育会、それと器械運動、跳び箱、マット、鉄棒、平均台、それから2学期がボール運動、水泳も夏休みに入りますけど、ソフトボール、サッカー、バスケット、そして3学期の、この1月、2月に柔道とかダンスをしていくということ。

2点目に、健康管理をきちっとして、具合の悪い子供、気分の優れない子供は無

理に柔道をさせないということです。

3点目に、非常に危険と言われております大外刈というような危険な技は、子供の、生徒の習熟度に合わせてやっていくということです。

それから4番目に、少人数指導やグループ指導など取り入れながら、危険防止の上の学修指導をするようにということを話し合っております。近々、文部科学省の方で指導事例が出されることになっておりますので、それと合わせて教育委員会でも指導していきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

向野議員。

◎6番（向野正幸君）

それでは、続けて質問させていただきます。先ほど教育長からお話しされましたように、柔道を危険だということで、それに合わせて、それなりの稽古をとるか、学習しているようですが、時間が短いのであまり取り組みで投げたりというような過激な稽古はしなくても十分いいのではないかなと思っております。

それから、質問事項には書いていませんが、非常識かと思われませんが、提案したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

聞くところによりますと、武道必修期間は中学1年生、2年生の2年間と聞いています。1年で、例えば柔道、2年で剣道、これの例えば1年でしたら柔道等の礼儀作法、柔道の受け身、基本稽古の体得、これだけで1年8時間か10時間でしたら十分過ぎるのではないかと思います。2年目で剣道、これは剣道の礼儀作法、基本技、そして剣道には剣道形というのがありまして、太刀が7本、小刀3本の10本ですが、10本ということは、相手としますから20本の稽古をしなければいけないわけですね。それで、基本技をするときは、その形も同じですけど、木刀1本で十分だと思います。服装は体操服で防具を付けなくても20時間や30時間は十分素振りするだけで、足さばき、手さばきだけでもそれ相当の時間がかかりますし、何十年してもこれでいいということはありませんので、十分だと思います。

そして、もう1つは、粕屋町に2つの中学校があります。1つは、例えば、1校を柔道、1校を剣道、1～2年間するということです。防具を付けないので、予算的にもあまりかからないと思います。粕屋中学校の藤野校長先生に11月、12月に会ったり、また最近も会ってお話ししていたんですが、柔道が危ないから剣道をしたいんですけども、剣道はお金がかかるし、というようなことのお話し合いをしていました。その時点で、私はけがといっても先ほど言われました重度障がい者275名ですか、その程度、足というのはどのスポーツをしても捻挫したり肉離れ

したりということはあろうかと思いましたが、あまり重要には考えていませんでした。死亡事故がそんなにあるとは思いませんでした。それは、蛇足ですが。

それから、1年ごとにアンケートをとり、2年あるいは4年間生徒にアンケートとして調査して、柔道がいいのか剣道がいいのか、そういうようなことも併せて調査してみて、どちらかいい方を選択してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいま貴重な提案をいただきましたので、中学校の方に投げかけてみたいと思います。計画をするのは学校の方で計画をされますが、教育委員会として1年生は柔道、2年生は剣道の形ぐらいはさせていったらどうかということです。ただ、実態的には中学校では具体的には女子が今度柔道が入ってくる、剣道が入ってくるということなんですね、新しくは。実態として、女の子は握力もほとんどないし、体力もないので、実際の投げ技までいけるかということを心配しておられます。したがって、筋力的に弱い女子生徒につきましては、投げ技は無理だろうから、礼儀作法あるいは護身術あたりを、受け身を中心に指導していきたいなという話も起こっておりますので、いずれにしましても、計画をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

向野議員。

◎11番（向野正幸君）

教育長も、剣道をされていた。亡き木原先生と剣道されたということをお聞きしまして、十分な剣道の心がけというか、技もあるのかなと。実際、私は教育長が何段ぐらいなのか聞いていませんのでわかりませんが、今3段ということで、それはそれなりに立派なことだと思います。今、女子という問題が出ましたけど、最近の子供たち、非常に女子が剣道する子供たちが多くなっていますね。一般にも非常に剣道というのが盛んになって、また子供がするから親も付いてきて、親も一緒に剣道をするという、そういう風潮も結構ある。これは今、いいことだと思うんですが、剣道は、すればするほど奥深いし、例えば、私ぐらいの年になりましても高校生、大学生、あるいは一般の若い人とも互角に稽古ができるようになりますし、体力は要りましても、若い人は早いんですが、同じような早さではとても打てないんですけれども、それはやはり技というもので互角に稽古をできると思います。

それともう1つ、私がいいと思うのは、剣道はやはり礼儀作法というのを大事にしていますから、礼儀作法を正しくすれば、人間が謙虚になると思うんですね。この謙虚というのが大事じゃないかなと。パフォーマンスを持ち出すよりか謙虚な人間が尊いんじゃないのかなとも思います。それと姿なんです、剣道は相手に向かって身体、体も足も、足先からすべて真っ直ぐ向いて、下がる時も前に行く時も真っ直ぐということですので、普段歩くときに○脚で歩いたり外股で歩いたり股とか、そういうことはほとんどありません。後ろから見ても前から見ても真っ直ぐ歩いているのが剣道人だと思います。私でも、普段歩くとき、例えばタイル張りの上でしたらタイルの上を真っ直ぐに歩く。例えば役場の正面から入ってくる時はタイルを真っ直ぐ歩いて、そして鏡に映って姿を見るとか、また普通一般道路でもそういうふうな白線の上を真っ直ぐ歩くとか、そういうようなのを心がけて、できる限り美しい姿勢にしたいと思うんですね。そういうことが女性にも人気がある1つのことだと思いますし、また、剣道は、剣道だけでなく、全スポーツがそうだと思いますが、気合いを入れていつも前向きにというのが尊いんですね。剣道は一瞬のあれですから、いつも前に前にと気合いを入れて後ろに下がったら頑張っても駄目ということです。ほかのスポーツをテレビで見ていると、待ったり下がったりしているところは必ず負けているようですね。そういうことも含めて蛇足的になりましたが。

最後に、柔道あるいは剣道家の専門家に意見を聞くというか、そういうことをお話ししてお聞きになったらどうかと思います。また、この町内にも昨年7段を、7段といたら日本では専門に柔道をしている柔道家でない、剣道家でない限り、7段は最高の位の段じゃないかと思います。この中にいらっしゃいますので、また、そちらの子供さんもずっと2人か、剣道されて成長していますので、参考意見も十分聞かせていただけるんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁は要りませんので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

(11番 向野 正幸君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

5番、久我純治議員。

(5番 久我 純治君 登壇)

◎5番(久我純治君)

おはようございます。議席番号5番 久我純治。通告書に従いまして質問します。

住民の自治会、組合離れ等に関する行政の対応は、自治会を離れる人、また住民

登録しても自治会に入らぬ人、また、住民登録さえしない人が増えている現状、行政としての対応は。

毎年、粕屋町は3月、4月にかけて人口の移動が多く、約3,000人前後の人は出入りするそうです。転勤族や単身者が多く、移動の原因だと思われております。3月は自治会の新役員決めがあります。4月の総会までに決めなくてはならないからです。そのとき、高齢者や単身者、また役を受けるのをいやがる人などさまざまですが、理由はいろいろあるのですが、そのとき自治会を脱会する人が後を絶たないそうです。ある町では、40世帯の自治会のビル1棟すべてが脱会したそうです。これはもう、特別なことではないようになってきました。これから先どんどん進んでいくことになるでしょう。トラブルも増えています。何も起きなければいいのですが、先日も皆様ご承知でしょうが、埼玉県の子3人の遺体が見つかった事件です。現代の世の中、あるとは思えない餓死だそうですが、この人たちも住民登録をしてなかったのでわからなかったそうです。行政や自治会にも何の責任もありません。自業自得という人がいますが、本当にそれだけで片付けてよいものでしょうか。地元自治会には区長はじめ、組長さん、三役、民生委員の人たちと、いろいろな人がいますが、すべて把握することは困難になってきています。行政の窓口でも自治会への入会は強制力もないので、勧めるだけだそうです。今の世の中、プライバシーや個人情報とかあまりにも壁が大きく立ちはだかっています。どうしようもないといえばどうしようもないことかもしれませんが、しかし、我が町も確実に高齢化は進んできています。独居老人も増えています。孤独死も増えることになるかもしれません。難しいことかもしれませんが、行政としては、対応は、何か考えがあるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

久我議員のご質問にお答えいたします。平成7年に起こりました阪神淡路大震災と昨年のも東日本大震災での教訓にもなっておりますように、共助、お互いに助け合う、それと地域力、また地域の絆の大切さが改めて見直されておるところでございます。粕屋町といたしましては、町民の方に対しまして、自治会という独立した自治組織への加入を強制するわけにはまいりませんが、ぜひ組合に加入して、いろいろな自治会活動に参加していただきまして、地域の絆を作っていただければと考えておるところでございます。

現在、転入者の方に関しましては、総合窓口課で暮らしの便利帳を配付しております。ごみの収集の関係もでございます。また、行政区及び組合名もその中でお知ら

せをいたしておるところでございます。今後は、窓口で地元組合への加入をお願いするチラシを同時に配布したいと考えております。また広報やホームページ等でも自治会加入を勧める記事や自治会活動への大切さなどを掲載し、町民の方に周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

本当にどうしようもないことと思うんですが、いろんな町がそれぞれ同じ悩みを持っているかもしれません。行政と自治会ではよい解決方法があればいいんですが、不幸になることはなるべく避けたいものです。私自身のことで申し訳ないんですが、今だからこそ言えるのですが、平成5年に母を孤独死させました。当時、誰にも言えず恥ずかしいと思っていました。今では話に出て言えるのですが、私として母に申し訳ない気持ちと罪悪感で、年から十数年毎月墓参りをしていますが、人によっては親としていい死に方だったの一言に終わっていますが、私にとっては一生背負っていかねばならない問題です。孤独死と単に言いますけれども、ぜひ孤独死する家族のことを、また周りのことをいろいろ考えて、行政も大変と思います。確かに籍を入れない人たちもたくさんいますが、何も、その理由はいろいろあります。若い人たちの無謀なやり方かもしれませんが、年寄りがどんどん多くなっていく今からの世の中、光の当たらないところかもしれませんが、自治会等もよい方法がありましたら、またよろしくお願いいたします。

町政に対する昨年12月定例会での町長の所信表明について、次のことにお尋ねします。1番目、安心して子育てできる環境づくり、2、都市と自然のバランスのとれた便利な快適なまちづくり、3、誰もが安心していきいき暮らせるまちづくり、4、粕屋町行政財政改革大綱の見直し。

まず、安心して子育てできる環境づくりの中に、子育て支援の強化とあります。子育て支援事業で、子育て力を高めていくためにファミリーサポート事業、地域子育て支援拠点事業、私立保育所における一時保育所事業、ブックスタート事業、育児サークル補助等を行うとのことですが、認可外保育所のことについては何も出ていません。一昨年、認可外保育所の粕屋町在籍者は約120名でした。1つの保育園と同じです。実費だけが一昨年より粕屋町在籍者の園児1人に対して1万円と、保育所の健康診断が終わった後の実費が補償されていますが、町内7つの認可外保育所も大変頑張っています。町立、また公認の私立保育園に入ることのできない子供たちです。何か手立てはないものでしょうか。前町長は、認可外保育所の園長さ

んたちと話し合いながらいろいろやっていくということでしたが、1回だけのようでした。新しくなられた町長と、認可外保育所の件、どんな考えであるのですか、お聞かせください。

町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

4点続けてお願いします。

◎5番（久我純治君）

はい、いいですか。2番目、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちづくりの中に、緑と水辺に囲まれた暮らしの創造と阿恵大池公園整備事業があります。農業用水の確保、浸水対策、景観汽水及び多機能公園として整備し、災害時浸水被害の制御、町民1人当たりの公園緑地の面積の向上に取り組み、植栽や遊具施設とありますが、当初はエコを利用したビオトープとか子供たちが水辺で遊べるせせらぎ等を考えておられました、いまだに聞きませんが、どうなったのでしょうか。

3番目、誰もが安心していきいき暮らせるまちづくり。健康づくりの1つでがん検診があります。その中になでしこ検診があります。忙しい女性がん検診が受けやすいように、受付時間を15時から20時として家事や子供の子育てに忙しい女性のための検診システムだそうです、どこにどうやって行けばいいのか、病院や産院が決まっていれば説明してほしいものです。とてもいい事業と思います。

また、地域医療の取り組みとして、救急時に適切な医療が受けられるように救急医療体制の確立に努めるとあります。そこで、中南部休日診療所がありますが、特に夜の部で小児科のことがよく相談にあるのですが、当番医のせいでしょうか、仕方ないかもしれませんが、専門医でないために子供病院は百道の医療センターに行かなければならないことが多いそうです。何とか地域の病院と話し合って解決の方法はないのでしょうか。

4番目、粕屋町行財政改革見直しとあります。行財政改革推進事業の中で、町民目線、経営的視点で行政を運営していくために成果重視の戦略的な行政経営に取り組み、また今年度は、平成23年度の決算データを基に、各施設の振興管理を行います。これにより、PDCAサイクルでの改善、人・物・金・時間・情報の有効配分を進めるとあります。町民目線とは、一般に人事のことがあったと思っていましたが、人・物・金・時間・情報の有効配分を説明してください。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

久我議員のご質問にお答えします。まず、1点目でございますけれども、無認可保育所の取り扱いということでございます。無認可ということじゃなくて、正式には届出保育施設というふうに言うそうではありますが、いわゆる、これを通称無認可というふうに言っております。現在、県に届出を出せば営業できる保育施設も中にはございます。町内には全体で8カ所ございます。町内の園児は、そこに通っているのが129名、うち町外者が49名いらっしゃるということでございます。町の補助といたしましては、先ほど質問者の方からおっしゃいましたように、1年間に1人1万円、なお保育士の健康診断料として1人最高4,200円を支給しておるところでございます。2013年度から始まります子供子育て新システムでは、客観的基準を満たしたその他の施設として、基準を満たせば補助の対象になるとの見込みでございます。しかしながら、その基準もまだはっきりしておりません。自由な保育はできなくなる恐れもあります。経営者がそれを望むかは経営者の判断によるものですが、今後の子供子育てシステムの動向を注視しながら、届出保育所についての町の方針並びに補助あたりについて検討していきたいと思っております。また、必要であれば8園の園長さんともお話をする機会を持つこともやぶさかではございません。

次に、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちづくりということでのご質問でございます。粕屋町は福岡市東部に隣接しておりまして、福岡都市圏の交通の要所また福岡市のベッドタウンとして現在まで発展してまいりました。また、自然につきましても、田園風景や町のシンボルであります駕与丁公園などをはじめ、点在するため池などが、その町の景観を高め、水と緑の豊かな自然環境に恵まれた町であるというふうに私は認識しております。福岡都市圏の中でもただ高い山がないというようなところはございますけれども、全体的には非常に平坦地でございますけれども、調和のとれた町ではないかというふうに感じているところでございます。今後も急速な都市化を招くことがないように、第3次粕屋町国土利用計画というのが22年度に見直されておりますので、これらの環境の保全、計画的な土地利用をしながら安らぎと潤いが感じられるまちづくりを進めていきたいと思っております。

次に、阿恵公園のこともありましたけれども、阿恵公園につきましても、まさに都市と自然のバランスのとれた便利で快適な町の実現に向けた取り組みでございます。阿恵大池公園整備事業につきましても、快適な水辺空間の創出、これはせせらぎというものでございます。そういった快適な水辺空間の創出を実現しますとともに、浸水対策、これは集中豪雨等の時に一時調整池としての役割も果たすというような構造で造っております。工事の概要等につきましては部長の方から詳しい説明

をいたさせます。

なお、この中でビオトープとか具体的なものについてもお話をさせますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

阿恵大池公園整備事業につきましての概要を答弁させていただきます。工事の概要でございますが、公園区域内を児童活動ゾーン、また幼児ふれあいゾーン、自然保護ゾーンなどに、それぞれのゾーンに分けてまして計画を策定しております。そしてまた、平成22年度から工事に着工しております。

内容につきましては、平成22年度はため池及び水害対策の調整池の設備工事でございます。なお、工事費といたしましては1億5,800万円。そして、平成23年度は遊歩道、広場、トイレ、駐車場などの整備でございます。工事費が1億100万円でございます。そして、来年度でございますが、平成24年度でございますが、植栽、遊具、四阿、そして、ご質問のせせらぎ水道などをする予定でございます。このビオトープにつきましては、今後、担当課の方でまた協議して関係者の方と打ち合わせていきたいと考えております。工事費が4,600万円でございます。

総合計の工事費といたしまして、3億500万円でございます。

以上でございますが、本町の都市と自然のバランスのとれた便利な快適なまちづくりを推進する上で欠かせない公園工事だと考えておりますので、以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

3点目、町長。

◎町長（因 清範君）

3点目のご質問にお答えします。誰もが安心していきいき暮らせるまちづくりについて、という質問でございます。これは、がん検診とか中南部休日診療所の件でよろしゅうございますでしょうか。

◎5番（久我純治君）

はい。

◎町長（因 清範君）

まず、がん検診でございますけれども、1つはなでしこ検診というふうな名称を付けております。女性特有のがんであります子宮頸がんや乳がん検診の受診率を上げるために、平成24年度で新しく受診しやすい体制を検討し計画した婦人がん検

診の愛称がなでしこ検診というふうに名称を付けております。日頃家事や育児、仕事で忙しい女性に一人でも多く検診をしてもらうというために、夕方から夜間の受付時間の導入や、希望者には保育を行うなど、受診しやすい環境づくりを考えております。昨年、女子サッカーチームも大活躍されましたので、女子サッカーチームは、今日アメリカにまた勝っております。女性は大変元気がいいと思います。ぜひ、ご自身のためでございますので、親しみを持って積極的な受診をしていただきたいと思っておりますのでございます。

次に、中南部休日診療所の件でございますが、現在、町の救急医療体制につきましては、粕屋南部消防署が事業主体となっております。粕屋中南部休日診療所事業として久山交差点のところでございますが、粕屋医師会と糟屋地区1市7町との直接委託契約によって行っております。休日の昼の外科対応の在宅外科当番救急医療と休日及び夜間の救急医療を担う第2次救急医療業務がございますが、運営等につきましては人口割、均等割により、これは負担しております。休日夜間における救急医療体制につきましては、住民の安心を担保するというような形で行っております。

先ほど、また救急の場合の医療センターというか、病院の指定はできないかというご質問でございますけれども、そこら辺につきましては、医師会とも十分協議が必要でございますし、今のところ粕屋町内では青州会病院が救急病院に指定されております。その他、この辺の糟屋地区近郊には救急病院は（麻生ドック）指定されておりますので、そこら辺もご利用いただきたいと思っております。広報等でも救急病院がどういった病院があるかということについては、お知らせをしていきたいというふうに思っています。

次に、粕屋町の行財政改革の大綱の見直しについてのご質問でございます。本計画の取り組み結果につきましては、先の議会にご報告いたしましたとおり、町民の皆様にも公表をしております。次なる行財政改革の取り組みといたしましては、地方分権一括法の全面施行に備えまして、削減方式、要するに集中改革プランの行財政改革から財政健全化いわゆる財政基盤の強化にシフトした取り組みを進めておるところでございます。考え方としては、私は予算主義から実績主義、成果主義というふうなとらえ方を職員がするように、今指導しておるところでございます。平成21年度から着手しております、こういった電子自治体構築推進事業において、公会計や行政評価等のシステムを構築いたしまして、23年度からは総合計画後期基本計画に連動した事業別予算編成を行っております。これは、施政方針の中での説明の中で、何々についての予算がこれだけを含んでおりますといったふうな形でご説明いたしましたけれども、あれを基本にした分析をしていくということが出来る

ように23年度からなりますので、これを活用した行政コストや成果を基に成果主義、目的指向型の行政経営を行うため、粕屋町財政健全化計画の策定をいたすようにしております。先ほどから申しますように、予算が取ればそれで終わりということではなくて、その予算に対して実績がどれだけの成果があったか、効果があったかということを厳密に精査をしていきたいというふうに考えております。

そういったことも含めて、行財政改革の取り組みをしてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

まず、1番目の話に戻りますけれど、ぜひこれは水辺というのは、一番最初、大川小学校の裏の多々良川に運動場から下りるような水辺づくりが始まって、いまだに葦が生えて全然入られない。粕屋町は池が多い割には池に入れないところばかりなんですよ。せめて今度できる阿恵大池には、今おっしゃったようにせせらぎのある水辺を造ってほしいものです。

それと、認可外保育園の件ですが、今、粕屋町には8つあるとおっしゃいました。それぞれの保育園がそれぞれの事情で入れない子供たちを預かって頑張っております。ぜひ、町長も認可外保育と言わず、話し合って、いろいろな不満もあります。いろんなことを聞きながら進めてやってほしいと思っております。

それと3番目、健康づくりのがん検診のことでありますが、なでしこ検診のことで、もう少し私は具体的な病院とか産院とか、いろんなことを聞いたかったんですが、まだ説明が聞いておりません。ぜひそれも教えてください。

それと、地域医療の件は、私が今言うように小児科であって、粕屋町の青州会病院でも小児科はないんですよ。だから、そんなとの対応をということで私はお聞きしたんですけど。

それと、4番目の行財政改革の、人・物・金・時間・情報はどんなものであるかを説明してほしいです。すみません、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

1点目、2点目は要望的なことでございました。よろしいですか。お答えは、答弁は3点目、4点目のみでよろしいですか。

◎5番（久我純治君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

では、3点目。工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

なでしこ検診の件でございます。これはあくまでも婦人科検診の集団検診一環でございますので、今までどおり健康センターで行うようにしております。これは24年度はあくまでも試験的にやってみようということでございます。普通、婦人科検診が8時半から11時の間で行っています。その間、来られない方、どうしても来られない方がやはりいるということで、昼過ぎの3時から夜の8時までをちょっと1回試験的に、それが好評であればもっとそれを広めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思っております。

それから、中南部の関係、医療センターの関係なんですけれども、粕屋町中南部休日診療所は休日の昼の部分についてになっております。あそこは外科がないものですから、その外科については、1市7町で在宅外科当番ということでやっておるところです。それから、夜間の関係については、第2次緊急医療業務ということで今おっしゃった青州会とか篠栗病院とか、ああいった大きな病院が担っておるところでございます。小児科が少ないという問題でございます。これはやはり全体数がやはり少ないようでございますので、その辺また、医師会との協議も必要になってきますので、今後そういったことも、事あるたびに医師会と話をしていきたいというふうに願っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

財政計画の見直しの中で、人・物・金・時間・情報等の有効活用について、どのように考えているかというご質問と受け取っております。先ほど、町長も申しましたように、23年度から事業別予算で始めております。そして、その事業別ごとの施策につきまして、行政評価を行ってまいるわけでございますが、先ほど議員もおっしゃいましたように、PDCA、特に大事なのはC、チェックです、検証、それをどのように次の施策に生かしていくか、改善していくか。そここのところが特に大事なことではないだろうかというふうに考えております。

その中で検証をいかにするのかというのは、行政評価、施策ごとの行政評価を行うわけでございますが、その中に手法としまして、公会計を導入しております。行政評価につきましては、フルコスト計算で行政評価が見える形でお示しして、その中で評価をするわけでございますが、フルコスト計算ですので人件費、物件費、その他もろもろ言われました内容のものについては、そこで見えてくるのではないかとというふうに考えております。

以上、ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

検診の件なのですが、特定健診は粕屋町は約34%です。いろいろと努力はしてあるのはよくわかっております。私たちにできることを言ってください。協力することもどんどんします。がんだけでも毎年数万人の人の命が亡くなっています。悲しいことだけでなく、高額の治療費がかかります。本人や家族にも大きな負担になっています。がん保険でも利用できないことが多く、大変です。保険がきかない治療が多いのです。今年から始めた事業ですからいち早く町民や若い女性に対して啓発運動をして知らせてほしいものです。一人でも多くの検診を受けられますようにしてほしいものです。ぜひ、私ども議員でできることは協力します。とにかく頑張って検診を受けさせるようにしてください。よろしくお願いいたします。

それと、中南部休日診療所の件ですが、小児科が少ないからというのはわかるんですが、ぜひ中南部のあそこにも小児科は夜、子供たちがかかる件が多いと思うんですよね、大体。だから、ぜひ外科がないからじゃなくて、とにかく子供たちができるような、安心して診療できるような方法を町の医療としても話し合っしてほしいものです。ぜひお願いします。

それと、町の行政改革ですが、ぜひ今までと違ったやり方で、また、今までと違う方法で、ぜひ粕屋町の行財政がうまくいきますように、行政の人たちも頑張ってほしいと思います。私たち議員も一同みんな行財政改革に携わって頑張っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

（5番 久我 順次君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

2番、小池弘基議員。

（2番 小池 弘基君 登壇）

◎2番（小池弘基君）

おはようございます。小池です。通告書に従いまして一般質問を行います。本日もたくさんの傍聴者の方がお越しいただいておりますので、わかりやすく、ポイントを突いた質問を心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、町長に次の2つの質問を行います。まず、1つ目は、粕屋町の合併について、町長の考えを尋ねます。2つ目は、24年度の施政方針について、2つの項目を尋ねます。

では、1番目の質問を行います。粕屋町の人口は平成24年2月末現在で世帯数1万7,320世帯、人口は4万3,141名で、新生児は24年2月末現在で約690名、3月末予測では760名前後になるようなことと聞いております。ちなみに、昨年3月末では731名の新生児の方が生まれておられます。それから行きますと、約30名ほど増加するといったような見込みでございます。近年は保育園の建設をはじめ、仲原小学校や中央小学校の教室増設など施設の整備が行われ、今後とも継続されて行われると思われまます。

また、高齢者の福祉、医療問題を含めた国保問題をはじめ、粕屋町、篠栗町、須恵町3町で行っているクリーンパークわかすぎの運営方法を含めたごみの問題や、上下水道問題など、単町での運営には限界があると思われ、広域行政の必要性に問われる時期に来ていると思われまます。平成19年10月の町長選挙では6町合併か3町合併かなどの争点で選挙が行われました。しかし、昨年の町長選挙ではこういった合併の議論は全くされておられません。確かに、国や県からの要請で行われた平成の大合併の期限が終了し合併特例債が終わったり、そういったことも要因していたとは思いますが、粕屋町の将来や近隣町との協調などを含めた議論が必要であると私は考えますが、町長の合併問題に関しての考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。平成19年12月定例会にて、糟屋郡6町への協議会設立を議会において否決されております。3町もしくは2町での合併の考えがあるかという質問でございますけれども、施政方針で申し上げましたとおり、まずは町民の皆様が安全で安心して暮らせ、優しさや幸せを感じるまちづくりを念頭に町政を進めていきたいというふうに考えております。また、町の地の利、交通網等の利便性を生かしたまちづくりを進めることが第二、第三ステージに向かう力になるというふうに思っております。いろいろな考え方があろうと思いますが、今の時点では合併については白紙でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

では、2問目の質問をいたしますけれども、平成22年に粕屋町が作成いたしました粕屋町都市計画マスタープラン、基本方針でございますけれども、これによりまますと平成42年、これは目標人口4万8,000人となっております。これで行きますと、18年後でも単独の市には到底なり得ないと思いがすし、20年後でもま

ず難しいかなと思われております。先ほど言われたように、合併の話については白紙ということでしたけれども、九大農場跡地の方も平成31年、2019年、今から7年後には移転といったことが予定されているわけですが、24ヘクタール余りの跡地の利用の問題であるとか、あとまた粕屋中学校周辺の32ヘクタールに及ぶ農地をまとまりのある開発促進ゾーンとする計画ですが、まだまだ時間がかかる問題だと思います。

今後の税収入を考えると、合併により体力をつけるといったことも1つかと思われま。そういったことを考えまして、町長に再度、今白紙ということでございましたけれども、今後そういったことを考えていくといったところを再度質問したいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

先ほども申しましたように、粕屋町は非常に交通の利便性が高い町でございます。なお今東環状線並びに築後粕屋線を進めております。31年には東環状線もでき上がります。築後粕屋線は25年度にでき上がります。また、筑紫野古賀線につきましても27、28年度を目途に工事を進めております。そういった形が全部整いますと、そういった時点になれば時点になったで、そういった方向性も出てくるやもしれません。今のところ、そういったお話もございません。私の方から合併しましょうという呼びかけはいかなものかというふうに思いますので、そういった意味を含めて白紙ということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

では、最後の質問でございますけれども、今言われたように、粕屋町の方からほかの町に合併どうですかといったことはいかなものかといったことをございましたけれども、こういった議論というのは、すぐどうこうなるものではないと思いま。それで、私の提案ですけれども、やはりこういった合併の問題等につきまして、有識者であるとか町民アンケートであるとか、そういったふうなことも一度検討していくことも必要ではないかなと思っております。そのことについて、再度町長に合併についてのアンケート、もしくは有識者による検討会の設置みたいなことをどうかなと思いますので、その辺の考えを、お答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

大変微妙な問題でございますので、そういった、全体の雰囲気そういった状態ができてくればそういったことも必要に当然なってくるだろうと思います。否定はいたしません。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

はい、ありがとうございます。粕屋町議会の方も基本条例等々、いろいろなことを今少しでもさらなる発展ということと、町民に理解される行政、また議会を目指してということで、基本条例の策定等もやってきております。そういった中で、合併といった機運が生まれてくれば、今後非常にいいかと思えますし、そういったことにいつでも対応できるような、まずは基盤を作っていただきたいなと思っております。

では、次に2つ目の質問に移りたいと思います。これは施政方針についてのお尋ねでございます。まず、1点目は、粕屋町にある旧清掃センターの解体時期についてでございます。これは、平成24年度の重点施策の中で、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちづくりの実現に向けた取り組みの中で、38事業、20億9,552万3,000円の予算配分がなされていますが、環境対策では、旧清掃センターの解体に向けてダイオキシン類等の調査分析を行い、環境に負担をかけないように対策をとりながら事業を実施していくとありますが、解体の時期や跡地利用について町長に尋ねます。

2点目は、産婦人科や小児科の病院誘致の考えについてでございます。誰もが安心していきいきして暮らせる優しいまちづくりに向けた取り組みについては、67事業、95億9,156万8,000円の予算配分がなされていますが、本町は子育て世代が非常に多い町でありますので、乳幼児の成長段階に応じて心身の発達状況の確認をし、母親の育児不安の軽減に努めるとともに、すこやかな成長へと導くため、乳幼児健診や妊娠期からの相談事業を充実させ、子育ての悩みや不安を解消しつつ、安心して妊娠、出産、子育てができるように支援しますと述べられましたが、町内には婦人科はなく、小児科も少ない現状の中で、町長の考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。まず、1点目の旧清掃センターの解体時期についてのお尋ね

でございます。旧清掃センターは昭和53年8月に竣工いたしまして、煤塵の規制強化等もあり、新施設である須恵町ほか2カ町清掃組合、要するに篠栗にありますクリーンパークわかすぎが稼働開始されました。平成14年12月までの24年間にわたり、この旧清掃センターを利用してきたわけですがけれども、このクリーンパークができて、廃止となってもう9年経過をします。そういう中で、特に煙突の塗装あたりが風が吹けば剥離するというような状況にもなっております。

そういったことで、以前から解体について検討されてきたのであろうというふうには思いますけれども、具体的な予算等が今まで見えてないということでございました。解体するにしても、今は解体のやり方もありますけれども、2億円、3億円といった大変膨大な予算がかかります。そういったことから、財政上等もあつたのでしょう。今まで放置されてきているということは、大変遺憾に思います。

つきましては、近い時期の解体を視野に入れて、基礎調査といたしまして本年度ダイオキシン類の調査分析の業務委託をするようにしております。このダイオキシンの調査結果によりまして、あと解体の方法であるとか費用であるとかということにつなげていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の、子育ての悩みや不安を解消し、安心して妊娠・出産・子育てができるように支援しますということでございますけれども、産婦人科や小児科病院の誘致を考えておるかということでの質問でございます。産婦人科につきましては、今ハイムの開発公社が所有しております土地、要するに旧岩田屋産業でございますけれども、その一部をその用地に、産婦人科、これは土地を買ってもらわないといきませんけれども、入るような産婦人科があれば、その用地にどうぞというふうには考えております。大変、産婦人科につきましても、産婦人科医の不足や開業には相当多額な費用がかかるということで、なかなか産婦人科の進出がないし、粕屋町にも永田産婦人科というのがありましたけれども、息子さんの時代になってはもう婦人科だけになったというような経緯もございますので、今後は粕屋町の出生率がこんなに高いんですよ。年間に700人も生まれているんですよというようなことを発信をしながら、医師会とも十分協議して、安心して子供が産めるという環境づくりに力を入れていきたいと思っております。

なお、小児科の、今はクリニックはございますけれども病院はないということでございますので、青州会とか、そこら辺の近いところに相談をしながら開設をしていただくように、産婦人科も併せてできればというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

では、再度質問いたしますけれど、まず、ごみの方でございますが、清掃センターの方はこれから調査するといったようなことでございます。ただ、今、もう9年近く経っているような話も聞いておりますけれども、このまま調査を終わったり予算を付けたり、そういった時期まで数年かかるかと思っておりますけれども、その間、人体への影響、その他が今特段問題がないものか、それともやはり今まで9年放置してきたことは結果として遺憾に思うということですが、それをいつの時点、何年以内ぐらいで何とかしないといけないといった、そういった人体への影響が今現在考えられるかどうかといったところが、まずお答えいただければと思います。

それともう1点は、2点目の方ですが、行政の方から、岩田屋産業跡地なんかの土地の準備もあります。誘致もしていきます、といってもなかなか今婦人科は特に、産婦人科の方なんかは少のうございますので難しいかと思っておりますけれども、どのような形でそういった情報の発信であるとか、単純にホームページに掲載しているからそれでいいといったものではないと思われまして、そこらあたりを、先ほどの青州会にお願いするといった具体的な話もありましたけれども、それ以外に病院、医師会、医院の方に相談ともございましたけれども、もっと、やはり福岡市内、県内、いろんなところに発信することも1つかと思われまして、発信方法について何か考えがあれば、それもお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

まず、清掃センターの解体の件についてのご質問にお答えします。人体に影響があるかどうか、今の時点でどうなのかということについては、24年度ダイオキシンの調査をいたしますので、その中で明らかになるだろうというふうに思います。解体の時期につきましても、できるだけ予算を組む力があればできるだけ早くということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、産婦人科の関係でございますけれども、これは、勝手に行政だけが動いたら、医師会の関係が、いろいろぐしゃくしてまいりますので、医師会と十分協議をしながら、その発信の方法についても福岡市の医師会とか県の医師会とかございますので、まず町の医師会の方に相談を申し上げ、それから相談を申し上げながらどういった方法でやっていけば粕屋町の実態をわかってもらって、来てくれるようなところがあるかもというような話になるかもしれませんので、まず、十分医師会と協議しながら発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

最後になりますけれども、地域医療の取り組みとして、町長、やっぱり緊急時には適切な医療が受けられるよう救急医療体制の確立に努めるといったことも所信表明の中で申されておりますけれども、こういったことをしていくために、当然現行のままでということが基本になるかと思っておりますけれども、広域的な問題も含め、先ほど私が言いましたように、産婦人科、小児科といったような誘致も含め、そういったところをぜひとも町長の任期内にできるだけ早い時期に実現していただけるように提案いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

今日はありがとうございました。

（2番 小池 弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたしますので、よろしく願いいたします。11時です。

（休憩 午前10時49分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。9番、澁田順二議員。

（9番 澁田 順二君 登壇）

◎9番（澁田順二君）

議席番号9番 澁田順二でございます。通告書に従いまして、2点ほど質問をいたします。

まず、1点は、九州大学農場跡地の将来構想についてであります。去る2月15日、町長以下都市政策部長、課長、係長、それと私と小池議員、計6人で伊都キャンパス、270ヘクタールぐらいありましたかね。そこの全体を案内していただきまして、その足で箱崎キャンパスの方に移りまして、副学長さんはじめ施設部長さんとか、あるいは事務局長さんとか7名の方と話し合いを持ったわけでございます。6人のメンバーの中で、私は18年に伺いました。それと20年にも九大の方に伺いました。私は3度目でございますが、あとの5名の方は初めてと、初体験というふうなことで、名刺を交わしながらいろいろな今後のことについてお話をしたわけでございます。話の中で、特に私が印象に残っておりますのは、九大側が粕屋町の考え方を真摯に受け止めて、そして最大限九大跡地のことについては粕屋町

の意向どおりに進めたいというふうな力強い言葉をいただいて帰ってきました。私の考えは、感じ方はそうでございますが、町長の感想を、訪問された話の中での感想をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

2点目もお願いします。

◎9番（澁田順二君）

九大移転の流れは、平成3年に九大の老朽化、あるいは、たしか米軍の軍用機の墜落事故とか、その当時は80年ぐらい経っておりましたので、今が11年で100周年です。したがって20年ぐらい前ですから、もう開校以来80年ぐらい経っていったんではないかと思いますが、老朽化、手狭、事故、あるいは航空機の騒音というようなことで、平成3年に移転問題が初めてクローズアップされたというふうな経緯がございまして、候補地があちこちあったわけでございますが、最終的に平成5年に糸島の方に移転するというふうな決定がなされたようでございます。

そのことに伴いまして、粕屋町の議会では平成6年に九大農場跡地対策特別委員会というふうな委員会が設置されております。それからずっと時間を経まして、役場の中に跡地対策のワーキンググループ、これが平成17年、それから発展的な解消をいたしまして、平成18年には学識経験者を交えた検討委員会なるものが発足をいたしまして、そこで将来の農場の青写真の決定がなされておまして、これをいまだに九大が大切に保管していただいているというふうなことでございまして、しかしながら、移転完了はたしか31年というふうに聞いておりますので、あと残された時間は7年でございます。7年と言いましても、あつという間の7年になるかと思えます。

したがって、これからは移転問題の、いわゆる大事な時期にはいるというふうに私はとらえておまして、図面を作ったから終わりというふうなことではなくて、これからさらに、陸上競技で言いますなら、もう第4コーナーを回ったぐらいのところに来ているわけですから、気を抜かずに、さらに九大側と密接に情報交換なり、あるいは意見の交換をやっていくべきではないかというふうなことから、今このワーキング部会とか、あるいは検討委員会が存在するのか。また存在するというのであれば、どういう活動をしてられるのか、その辺をお尋ねしたいと思うんですが、名簿を見てもとみると、ワーキング部会はまだほとんどの方がおられませんが、もうみんな退職されて、1名だけが今残ってあるというような状況で、検討委員会はまだ現役の方もおられますが、学識経験者の方あたりがどうなっておるか、その辺もわかりませんので、その辺の活動状況を聞かせていただきたいというふう

に思います。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

澁田議員のご質問にお答えいたします。質問者からもおっしゃいましたように、九大の伊都キャンパスに一緒に行かせてもらいました。小池議員ともども、九大跡地対策委員会の委員長さんと副委員長さんということで、私どもは私と都市政策部関係でまいったところでございます。全体で275ヘクタールということでございます。粕屋町の農地が全部合わせて290ヘクタールでございます。いかに広いかということが想像されるのではないかと思います。その周辺をマイクロバスで、ワゴン車でずっと周囲を見させていただきました。もう大変広うございます。マイクロバスで行っても15分か大方20分ぐらいかかったでしょうね。それぐらいの広さがございます。もう既に1万2,000人の学生がそこに通学をしております。そういうことで、風車とか、いろいろな研究所がそこに点在をしております、さすがにやっぱり270ヘクタールの中に農場の計画が大体35ヘクタールの予定だそうでございます。もう、総合大学の全部がそこに入ってしまうというような総合大学は全国でも少ないだろうというふうに思ったところでございます。そういうふうな場所でございます、私どもが小さい頃は、その九大の、あんなふうになる前に行ったときには、もう山で、とてもあんなふうになるとは想像もできませんでした。もう、1回何か機会があったら行かれたらよろしいかと思います。

そういったことで、九大との移転についての接触を、九大が伊都の方に行くということになってから、もう既に町との接触は続けておったところでございます。第3次粕屋町国土利用計画の中でも、新たなまちの顔となる拠点というふうに位置付けております。住宅地や都市機能を備えた土地利用が、その九大の跡地に求められております。また、粕屋町都市計画マスタープランにおいても重点事業として取り上げてられております。公共・公益施設、商業・住宅・公園・緑地など、複合的要素を持つ拠点となる西の玄関として位置付けています。

整備に関しましては、西小学校前の個人有地、これは農地でございますけれども、含めると、農場の面積は24ヘクタールでございます。という広大な用地を町が一括購入するような金があれば一番いいんですけども、とてもとても、先ほどの質問で財調が100億円あるというふうなお話も田川議員からありましたけれども、そういったものがあつたら全部でも買収したいと思うんですけども、とてもそういったことはできません。ということで、九大の方と、これは国有資産でございますので、九大の跡地対策の職員さんもいらっしゃるようです。そこで十分話

を詰めながら、先ほど澁田議員の方からもございましたように、粕屋町が描いた平成18年に広域的視点から見た九大農場跡地の位置付けやまちづくりに向けての課題について、都市計画道路の課題、開発の方針の3つの提言などを受けております。これは九州大学農場跡地検討委員会を作りまして、会長に九州大学の萩島名誉教授も入られて、この跡地についての構想が練られたところでございます。それを九大の方がお持ちいただいております、粕屋町がこれだけの立派なものをお作りいただいておりますから、これをベースに今後話し合いをしていきたいという、大変有り難いお話をいただいております。

ということでございますので、今後もう7年というのはすぐ経ってしまいます。7年目にすべての開発ができているかということではございません。やっぱり、九大が31年まではあそこで、30年までですか、あそこで今の現状でお使いになると思いますから、31年に移転をしてからが、あと開発になろうかと思えます。それまでにどういうふうな開発をするかという手法も含めて、九大との十分な協議を重ねるとともに、少なくともそれまでには入る事業所、民間のいろいろなものが配置されると思いますので、そういったところまで決まっておれば、なお早いというふうに思います。また、町としても必要な用地がどの程度要するのか、また今後3年、4年するうちにいろいろな状況が出てきて、こういう施設がここに要するよというふうなことにもなってこようかと思えます。具体的に進めながら、そういった要素も取り込みながら、粕屋町の西の玄関口にふさわしい開発計画ができるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

ワーキンググループの関係も含んでおりましたが。

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

2点目の検討委員会は、現在存在するのか、また活動状況はということでございますが、九州大学農場跡地検討委員会につきましては、先ほどの澁田議員のご質問の中にもありましたように、平成17年11月に役場内の係長を中心とした職員により、阿恵地区土地利用計画検討ワーキング部会という名称で会を結成しております。九大農場跡地の土地利用の課題について緊急協議を行ってまいりました。本ワーキング部会は、平成18年5月まで計4回の会議を開催し、町の理想像、必要な施設などの課題について協議を重ね、その意見を九州大学農場跡地検討委員会へと引き継いでおります。

九州大学農場跡地検討委員会は、会長に九州大学、萩島名誉教授を代表とし、外部アドバイザーに福岡県都市計画課長や建築指導課参事を交え、役場内の関係する

課長級の職員により構成されております。平成18年6月から広域的視点から見た九大農場跡地の位置付けやまちづくりに向けた課題について協議を重ね、平成19年3月に土地利用ガイドライン、都市計画道路網の課題、開発の方針の3つの提言をいただいております。

また、この時点では、移転時期がまだ先であるという理由により、本提言をもって検討委員会の活動は一旦終えた状態となっております。今後、再度検討委員会を立ち上げたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

先ほど、町長がお話になったことを、私もここに資料を持っておりますので、もうそのまんまなのでございます。この九大跡地については、外環状道路が用地買収にも入っているというふうなことで、ひょっとしたら大体供用開始といたしますか、九大の移転と同じような時期に入ってくるのではないかというような気がするわけですが。ひとつ、関連付けて考えますと、東外環状の粕屋中学周辺、調べてもらいましたら、30ヘクタールぐらいの農地が現在あるそうでございまして、これと、九大の跡地が一体となった開発を考えていかれないと、ちょっとばらばらではどうかなというふうな気がするんですよ。それで、できましたら九大農場移転問題のいわゆるワーキング部と、それから粕中周辺の農地を含めたところの開発、この辺を農地を含めたところの開発、この辺を一体的総合的に検討する、いわゆるそういう検討部会、名称は粕屋西南部でも南西部でもいいんですが、そういう名称で、役場内の課を超えた、そういった強力な部会を作ってください、そして両方の開発についての問題点を検討していただけたらなというふうに思います。

これは、今からは私の私感でございますが、粕屋町はいつも言われますように、JRの駅は6つあって、しかも空港からわずかな距離とか、あるいは博多駅からとか、県庁からとか、非常に地の利のいい町だということは前々から言われ、また我々もよそに行ったらそういう特徴を説明するわけなのですが、10年ぐらい前までは、何かその恩恵があって、町も順調に活性化していったといたしますか、発展していったというふうに感じるんですが、ここ10年ぐらいがどうも行き詰まった状態、何か元気がないなというふうな、地の利を十分に生かせ切れてないなという私は感じがするんですよ。時々、新宮の方に私行くものですから、車の中からですが見ているんですけど、非常に元気があるといたしますか、活気があるといたしますかね。3号線沿いの企業群、三代界限ですかね、あの辺の企業群、それから大北開発

も今進んでおります。それから西鉄の新宮駅ですか、宮地岳線の新宮駅の前の住宅の開発です。非常に目を見張るような元気のある姿が見受けられます。前までは、粕屋の方がはるかに私は元気があったように感じておりました。それは、さっき言いましたように、交通の利便性の問題で必然的といいますか、もちろん努力はされたと思いますが、必然的に町が活気付いてきたというふうな部分もあるのではなからうかというふうに感じるんですよ。

したがって、九大農場跡地も大事、それから粕中の周辺も、これも大事な位置です。大事な場所ですが、せっかく6つもあるJRの駅の前、何か再開発なり開発なり、それが根本になくってはならんのではないかなというふうに、私は考えるんですよ。その辺のお考えは、町長いかがですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。今おっしゃったように、町が積極的にアクションを起こして開発をしたというところは一つもございません。今からおっしゃるように、町がアクションを起こすと、そしてたたき台を作ってやるというような姿勢でまちおこしをしていかんと、いくら交通の利便性がいいですよと言ったって、そういった町の構想がなければ発信もできませんし、まずみんなほとんど民地ですから、たたき台を作って民地の地権者の方に提案をしながら、一緒にそれを組み立てていくというような方向性も必要だろうと思います。私は以前建設課におりますときに議員からも質問がありましたが、原町の中心市街地開発ということで、商工会の方でいろいろ検討はされておったんですけども、なかなか具体的な動きがないということで、じゃ、原町の駅を造り直そう、あそこを顔にしようということで、あの駅は手がけました。そして、表・裏をつなぐ自由通路も橋上化（キョウジョウカ）ではないで地下にしたようなことでございます。そういったことで、それで裏側は結構空地がたくさんございましたので、それなりの形はできておりますけれども、表側の方はなかなか、商店街の跡継ぎがないとかの問題もありますし、また特に問題は、九大農場のところから急に中央粕屋線をぐるっと中に、あの道の中の方に持っていっていると、あれではもう、おそらくあの道は死んだ都市計画道路になるだろうと。そこら辺も踏まえて、都市計画の線形の見直しをすとか、そういったことも含めた中心市街地の開発に、1つのアクションをかけると、町のいろんなおっしゃったような場所についても積極的に行政がかかわって、こういったまちづくりを、このゾーンはこういったふうにしたいといったことを投げかけながら、今後のまちづくりに生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

残念なことに、町内の企業それから商店、本当に元気がない。企業においては、非常に頑張っておられたんですが、仕方なく会社をやめられるとか、そういったケースが2～3、それ以上あるかもわかりません。そういうのが町内、車で何でも町内企業の車がどんどん走り回りよれば、我々もそれを見て、どことなく元気が出るんですよ。ところが、そういう企業は1つ減り、2つ減りしていくと、やっぱり何となく粕屋町は元気がないと、こういう印象を持つわけです。きれい事を言いまして、それは住みよいまちづくりは大事ですよ。環境のいい、住みよいまちづくりは大事ですが、きれい事を言っても税収がないことには、何のこともできないです。国・県もそんな金を地方にくれるわけでもないし、だから、税収の道を探るためには、むやみに開発してはなりません、やはりちゃんと企業誘致あたりも、あるいは町内の商店あたりが活気付くような、そういった方策を打ち出して、元気なまちづくりといいますか、住みよいまちづくりも結構ですが、元気なまちづくりを目指して、これから取り組んでいただきたいというふうなことを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、自然災害に対する町の危機意識はということでございますが、もう何回も触れられておりますように、東日本大震災、やがて1年を迎えようとしております。今日の新聞を見てみますと、これは毎日載っておりますから皆さんもご覧になっておると思いますが、5日現在、死亡者1万5,854人、不明3,274名です。それから避難・転居34万人余りというふうな報道がなされております。この東日本大震災を契機としまして、全国の自治体がこの災害の対策の見直しと、それから避難場所等々の見直しをしております。福岡県も県下500カ所に海拔表示を設置すると。海拔表示はいわゆるここまでは、例えば5メートルの津波が来れば、ここまでは津波が達しますよとか、津波の規模に応じて県が500カ所に海拔表示を設置するというふうな記事も載っておりましたが、この中に果たして粕屋町が入っておるかどうか、それは今のところ定かではありませんが。

福岡県もさることながら、熊本あたりも徹底的な災害に対する見直しを行うということで、避難場所が危ないところにあるというのが大変多いんだそうです。特に熊本の場合は山がありますから、山の裾に例えば公共の施設があつて、ここは避難場所ですよと指定しているわけです。それが非常に多いというようなことで、見直すと。ついては、24年度の一般、当初会計、当初予算でそういう関連の予算を大

幅に増やすというふうなものもあれば、大学生あたりにも、九大も福大もそういう研究グループがあって、災害の研究をして、そして地方にそれを啓発・啓蒙していると、危ないですよというふうな、そういった講習会みたいなのを開いてやっているとということもあります。

粕屋町も自主防災組織ですか、それから図上作戦、図上訓練というものを計画もし、また実行もされておりますし、このハザードマップも立派なものが出ております。私、これを見させてもらって思ったのは、やっぱり相変わらず、公共の建物とか、学校それから公民館とか、そういう行政区の、そういったところの場所は、ほぼそういうところばかりです、避難場所として指定されておるのは。

ところが、大分の佐伯は、徹底的にこれも見直しをやったと。やはりあそこも海岸べたですから、何か地形が石巻とよく似ているそうです。だから波が来たら後ろが山ですから、よく似ているから、あれを参考にして、それこそ海拔表示を10メートルの津波が来たらここですよと、5メートルならここまで来ますよというふうな海拔表示を今作っているそうです。それとか、いわゆるビルのオーナーと契約して、そしてビルに避難場所の指定を、ステッカーを張って既にやっているらしいんですがね。非常に全国から視察に来る人が多いそうなんですよ。

それで、粕屋町も、考えてみると平地ですよ。博多湾もすぐそこですし、おそらく5メートルぐらいの津波が来たら、粕屋町もある程度水浸しになるんじゃないでしょうか。役場の方で資料をいただきました海拔表があるんですよ。ほとんど10メートル、粕屋町の半分は海拔10メートルの高さです。ちょっと高いところで15メートル程度ですから、来てはいけませんが、あれほどの大きい津波が万が一博多湾に押し寄せた場合には、粕屋町はおそらく半分以上は水位はわかりませんが、相当な被害を受けるんじゃないかというようなことが、私は考えられるんです。したがって、粕屋町も、県の事業は別として、独自にまず津波の規模によって、この辺までは最低来ます。大きい波はここまで来ますというようなものを、例えば消防の格納庫なり、あるいは公民館の掲示板なり、そんなに場所は取りませんから、もう配布にはこの程度のステッカーでいいんですよ、ビルに張るのも。もし、オーナーさんの協力が得られれば、最近もきちっとしたのを作っています。べたっと張っておけばいいんです。

それと、そこまでやるなら、ついでに粕屋町は新住民が非常に多い。住民の入れ替わりがしょっちゅうありよります。非常に頻度が高い。そういったことで、これはサービスです、サービスとして、例えば、粕屋町のこの辺は県庁から大体何キロですよとか、あるいは市役所はどのぐらいとか、空港から何キロとか、さらに進めば、玄海原発から何キロぐらいとか、1枚作るのに文字入れるのもたくさん文字入

れるのも一緒ですから、もう同じにまとめて、べたっと、その掲示板でもいいです。それから格納庫でもいいです。べたっと張っとけばいい、見やすいところに。それが、私は安全・安心のまちづくりではないかとですね。余り金をかけずに皆さんに安心を与えられる政策ではないかというふうな気がするんですが、ひとつ、町長のお考えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

大変参考になるお話をいただきありがとうございます。それでは、2番目の未曾有の東日本災害から間もなく1年を迎え、震災後全国自治体において自然災害に対する危機意識の見直しが始まっております。粕屋町も風水害、地震、津波といった災害がいつ起こるか分からないということで、具体的に対応を検討すべきではないかという質問でございます。

まず、町といたしましては、防災対策といたしまして、今年度、実施したものといたしましては、1つ目は緊急速報メールの配備でございます。これはどういうものかと申しますと、災害時の情報提供方法といたしまして、今年度NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社と緊急速報メールの配信登録を実施いたしております。これは災害時において、粕屋町内におられる方で、先ほど述べた3社の携帯電話をお持ちの方について、メールアドレスの登録なしで情報配信することが可能です。これにより通過中の車、通過中の方に対しても、情報提供を行うことが可能であります。また、受信者の事前登録も不要でありますので、大変効果が高いと考えております。私も昨年1月11、12日に千葉の市町村アカデミーで研修にまいったときのことでございますが、研修中に私の携帯が急に鳴り出しました。ほかの同じ研修を受けている者の携帯は鳴らなかったんですけども、私のは新しい携帯だものですから、急に鳴って、講義中でございますので、マナーモードにしておりましたけれども、マナーモードでなくても電話の音で通報が鳴りました。開いてみますと、地震速報でございました。ということで、これは非常に効果の高い方法じゃないかというふうに、私も実感いたしまして思っております。

2つ目は、防災講演会、災害図上訓練の実施でございます。現在、住民参加型の地域防災マップ作成を、もう既にしておりますけれども、先ほど澁田議員がおっしゃった公共施設ばかりじゃないかというものについては、また今年度全体的な計画をいたしますので、それは民間のビルでありますとかマンションでありますとか、そういったところに相談をしながら、いいですよということになれば、追加をしていきたいというふうに思っております。

それから、住民の過去の災害情報を地図に落とししております。地域独自の防災マップとしてこの防災マップは作成したところでございます。各行政区に配布するようにいたしております。また、国土交通省九州地方整備局と大規模な災害時の応援に関する協定書を取り交わしいたしました。これも昨年1月6日だったと思います。被害状況の連絡や職員の派遣などスムーズに行うことで、また高度な経験なり知識なりをお持ちでございますので、より早い災害対応ができるものと思います。

なお、平成24年度には、危機管理をはじめ、県の地域防災計画の見直しが5月頃完了する予定でございます。その結果を反映させながら、先ほどおっしゃった玄海原発のあれが、これはアメリカは今福島原発のやつで、初期の段階で80キロの避難が必要だったとか、後でいろいろなことが出てきております。想定外というようなことがないような防災計画を作ってまいりたいと思います。

また、今年4月から自衛隊を退職された、まだ55歳でございますけれども、その方は専門的な知識や経験を持ってございます。そういった自衛官の方を嘱託として雇用いたしまして、避難訓練の計画や実施など防災に関する業務に当たっていただこうというふうに考えております。防災対策の強化・充実に今後とも努めてまいりたいと思います。先ほどのビルに張るとか、学校に県庁からどれだけとか、ここは海拔何メートルとかというようなことも含めて、この中で検討させてもらいたいと思います。

どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

この冊子の中で、災害について。自然現象は防げなくても被害は減らせるというのが、1行目にあります。これが大きなテーマだろうと思います。自然現象は防げない、しかし被害は減らせるという、この言葉の重みですね。それから、災害が発生するとまず自助、自分の身を自分で守る。それから共助、これはいうまでもありません、ともに助け合うということ、いろいろありますが、まとめとして、まず住民が町民が町を知り、住民同士が顔が見える関係を作るとというのが、防災のポイントだろうと思います。まず町を知ることです。そのためにも、さっき言いましたようなああいうステッカーみたいなものを要所要所に張っておけば、いざというときには対応できると。昔から言うじゃないですか、備えあれば憂いなしです。

最後に、石巻の大川小学校教頭先生の話を披露いたしますが、大川小学校は北上川のすぐ横、北上川というのは一級河川のものすごく広い川です。そのすぐ横で、かなり防波堤からは、堤防からは低いところにあつたんですが、教頭先生がおっし

やるには、私たちは上からの水についてはゲリラ豪雨とか何とかの水については十分警戒はしておったと。まさか、下流の方からあれだけの大量の水が流れてくるとは夢にも思わなかったと。それが一つは対応の遅れであって、74名の生徒、10人の職員の方、この方たちが犠牲になったと。ちょっとしたやっぱり対応の仕方、片や75名ぐらいおられた幼稚園は一人も犠牲者がないと。非常に何かその辺の境目が、犠牲の境目が何でこうなるのかというのを、非常に考えさせられました。断層も走っております。粕屋町にも断層は近いところにありますし、須恵川、多々良川、万が一の時は、ここまで上がってきて、ひょっとしたら町の半分ぐらいか、あるいはそれ以上は被害に遭うかもわからん。物の被害ならいいですが、人命の被害は、これはもう取り返しがつきませんので、その辺を十分お考えいただいて、人命第一でひとつ対策を講じていただきたいということを要望いたしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(9番 濫田 順二君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

今、11時42、43分でございますが、質問者はあと1名でございます。続けたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

それでは、よろしく申し上げます。

13番、山脇議員。

(13番 山脇 秀隆君 登壇)

◎13番(山脇秀隆君)

13番 山脇秀隆です。もうお昼になりますけれども、早めに終われば終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。質問の前に一昨年の定例議会中に、3月のちょうど定例議会、11日でしたけれども、未曾有の東日本大震災が起こりまして、多くの犠牲者の方が出られました。このことにつきまして、ここで、11日が日曜日でありますので、ここでご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、早速通告書に従い質問させていただきたいと思います。バイオマスタウンにみる学校給食の堆肥化についてであります。今日、我が国は次のような課題に直面し、課題への対処は喫緊の課題となっております。まず、1点目に、廃棄物の発生量が高水準での推移をしていること。近年、一般廃棄物の発生量は約5,200万トン、産業廃棄物の発生量は約4億トンを超えて、推移しております。2点目に、リサイクルの一層の推進の要請がみられること。平成20年度のリサイク

ル率は20%となっております。3点目に、廃棄物処理施設の新たな立地の困難性があること。平成21年4月現在の最終処分場の残余年数は10.6年となっております。4点目に、不法投棄の増大が見られること。不法投棄の量は平成22年度では6.2トン出ているようであります。これらの問題の解決のため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となりました。

平成12年6月2日に循環型社会形成推進基本法が公布施行されました。名前に循環型社会とあるように、これらの廃棄物やリサイクル規制の基本的な考え方が示された法律であります。本法の3つのポイントでは、1つに、廃棄物でも有用な物は循環資源と定められたことであります。循環資源と定められた物は循環的に利用、再使用、再生利用及び熱回収することが促されます。

2点目に、処理の優先順位が定められたことであります。優先順位として、第1番目に発生の抑制、廃棄物を発生させないということであります。2点目に再利用、繰り返し使うということであります。3点目に再生利用、リサイクルであります。4点目に熱回収、焼却時の熱を利用するということあります。そして、最後に5点目として適正処分、処分するのはどうしても使えないものだけをして、そのときはきちんとした処分をするということで、これが埋立処分になるかというふうに思います。

3点目に、拡大生産者責任の一般原則が定められたということあります。生産者の責任は消費者に製品が手渡って廃棄された後まで責任を負うという考え方あります。リサイクルの仕組みや体制づくりなどが問われるように、以上のことであるようになりました。循環型社会形成推進基本法に合わせて、7つの法律、自動車リサイクル法であるとかペットボトルリサイクル法であるとか、そういった7つの法律が一体的に運用され、循環型社会の形成に向けて実効性ある取り組みが行われることとなりました。

そうした中、粕屋町ではエコタウン粕屋事業が創設されました。エコタウン事業とは、ゼロ・エミッション構想、ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想ということあります。このゼロ・エミッション構想を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置付け、併せて地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9年度に国で創設された制度であります。

具体的には、それぞれの地域の特性に応じて、県や政令市・市町村が作成したプ

ランについて、環境省と経済産業省の共同承認を受けた場合に、当該プランに基づき実施される事業について地方公共団体及び民間団体に対して、総合的多面的な支援を受けられるというものであります。これが、当時エコタウンかすや事業でどのようにお金が使われたかというのはちょっと未定であります。

一方、家畜排泄物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスといいます。地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農産漁村活性化等の観点から、農林水産省をはじめとした関係省が協力して、バイオマスの利活用推進に関する具体的取り組みや行動計画をバイオマス日本総合戦略として、平成14年12月に閣議決定されました。平成18年3月には、これまでのバイオマスの利活用状況や平成17年2月の京都議定書発効等の戦略策定後の状況の変化を踏まえて見直しを行い、国産バイオ燃料の本格的導入、林地の残材などの未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウン構想の加速化等を図るための施策を推進していきました。

こうした状況を受け、全国では平成23年4月末時点で、318自治体のバイオマスタウン構想の取り組みが行われております。両事業構想も、ごみの減量化や循環型社会の形成、温暖化対策等取り組んでいる内容は同じ方向性のように見えます。

そこで、3点について質問いたします。まず1点目に、粕屋町はエコタウンかすや事業ということで、総合計画を立てていますが、なぜバイオマスタウン構想ではないのか、町長に尋ねます。ちょっと質問の中身がわかりにくいと思いますので、エコタウンとバイオマスタウンの違いであるとか、我が町がここに至った経緯等があればそれでも構いませんので、町長にお尋ねいたします。

2点目に、マスタープランでは、エコタウンかすや事業としてごみの減量化として指標を出しております。平成27年度における1日1人当たりのごみの排出量を802グラムとしております。平成22年度の排出量は825グラムなので、平成27年度の指標における年間のごみの削減量を、一般ごみで約360トン減らすことを目指しております。その取り組みを環境生活課にお伺いしたいと思います。

3点目に、エコタウンかすやの事業の推進としての課題で、家庭や地域、学校・職場での環境教育や環境学習を支援していく必要性を訴えております。粕屋町の平成22年度の学校給食の残渣の量は1万2,778キログラムで、4%の食べ残しがあるということでもあります。バイオマスタウン構想の自治体で、ごみの減量化に取り組んでいるところは、学校給食の残渣の堆肥化が推進されております。石川県加賀市のバイオマスタウンに見るごみ減量化の市民活動の原動力は、婦人会が主体ということでしたが、婦人会や市民が家庭ごみの堆肥化を受け入れやすかったの

は、学校において、学校給食の食べ残しの堆肥化が進んでいたことが挙げられました。加賀市では、平成16年度の家庭系ごみの量が1万6,770トンありましたが、平成22年度には1万213トンと40%のごみの削減の効果が生まれました。人口7万3,000人で、2万8,751世帯の約1割の2,500世帯が家庭ごみの堆肥化に協力した結果、市に2つあったごみ焼却施設の1つを廃止することができました。粕屋町においても町民初のごみ減量化推進に向けて、学校給食における残渣の堆肥化を進めることが環境教育であり、環境学習を広げていく最善の手立てだと思えます。学校教育の現場で推進することは、課題も多いとは思いますが、教育長の見解を求めます。

以上、3点について答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

1点目のご質問にお答えします。粕屋町はエコかバイオマスかという質問でございます。はっきり申しまして、粕屋町はエコタウン事業でございます。大きな要因といたしましては、平成9年に廃棄物を新たにほかの分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることで、新しい資源環境型の産業社会の形成を目指した新たな環境まちづくり計画「エコタウン事業」が創設をされました。これに伴い、須恵町ほか2カ町清掃組合のクリーンパークわかすぎを建設したところでございます。町内から出る可燃ごみは、広域処理施設がありますクリーンパークわかすぎで固形燃料、いわゆるRDFにいたしまして、大牟田のエコタウン中核施設であります大牟田リサイクル発電所で再処理をしているところでございます。

粕屋町からのごみの大部分が、このクリーンパークわかすぎで処理され、発電に利用され、また家庭から出ます剪定枝木なども破碎いたしまして、木質チップ燃料として日田の発電所への供給を行い、エコエネルギーとして利用されております。そういうことから、現在までエコタウン事業として取り組みを進めております。これからもエコタウン事業を推進し、エコタウンかすやの構築を図ってまいりたいと思えます。これは、クリーンパークわかすぎがある限り、やっぱりエコタウンで進めることが、あんな大きな施設を造っておりますので、その維持のためにも必要でございます。

また、バイオマスタウン構想につきましては、また、教育長の方からお答えすると思えますが、新しい給食センターができるときに考えることではないかというふうにも思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

では、2点目の資料としまして、平成27年度までに1人当たりのごみ排出量の抑制を、後期基本計画の中で数値化しております。その内容につきましては、先ほどの山脇議員のご質問の中のとおりでございます。その取り組みは、とのご質問でございますが、可燃ごみの関係につきましては、家庭から出る生ごみを住民の方自ら処理することを奨励するため、生ごみ発酵処理容器購入補助推進事業を推進しております。リサイクルの関係につきましては、町内25カ所にリサイクルボックスを設置し、各種団体におきまして新聞、雑誌、段ボール、古着などの集団回収に取り組んでいただき、回収量に応じて奨励金を支出しております。

また、役場敷地内に2カ所のリサイクル置場を設置いたし、住民の方がいつでも持ち込めるようにし、ごみの排出量の抑制に取り組んでおります。今後とも分別の徹底、エコバッグの推進、ごみの減量化などを、街頭啓発、町の広報誌などを通じましてごみの排出量抑制に取り組みたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因 教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

環境学習や環境教育を支援する手立てはあるのか、また学校給食の堆肥化を進めることのご質問でございますけれども、本町の平成22年度の学校給食の生ごみの量、先ほど山脇議員もおっしゃいましたけれども、小中学校合わせまして12.7トン、これは水分を含んだ量になりますけれども、パーセントに直しますと、全体の4.6%に当たります。これらの資源を利用しながら、学校教育での環境学習に生かせないかという趣旨であると思います。

粕屋町では学校給食教育では、食育を生かしながら児童生徒の健康増進を図り、正しい食習慣の形成を図っております。また、地産地消を推進しながら、食べ物を粗末に扱わないよう、食物の大切さを教え、好き嫌いをせず、残さず食べるように指導をしております。また、環境学習におきましては、小学校3年生以上の総合的な学習時間の中で、さまざまな環境教育を行っております。エコロジーを利用した地球に優しい環境に配慮した資源の再利用を、給食の食べ残しを利用して、子供たちに教えていくことは、大変いいことだと思っております。本町の給食センター方式では、町内6校の小中学校の給食の調理をし配送しております。また、各学校単位で実施するとなれば、現在では、学校給食の残滓を一度に一括に集めてきまし

て、センターの方で最終的な処分を行っております。ですから、学校単位では非常に難しいと考えております。学校給食ならず、先ほど山脇議員もおっしゃったとおり、粕屋町内の各家庭や工場から出ました生ごみ、またJAあたりが推進しています農家等のブロッコリーとかキャベツあたりの取り残しの残滓の野菜等も含めたところで、全体的に町が検討していくことが重要だと考えております。

また、ご質問の給食センターにおける給食残滓の堆肥化につきましては、現在給食センター建設を検討しておりますので、その折に今後の検討課題として協議していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それでは、質問の内容を、町長、環境生活課長、教育長というふうに割り振っておりますので、1問ずつ終わらせていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、町長に再質問させていただきます。エコタウン事業ということでゼロ・エミッションということで、すべての生産物ということになりました。バイオマスタウンはバイオマスという言葉のとおり有機物の処理ということになるかと思えます。これは、経済産業省と農林水産省が出した違いだろうというふうに認識はしておりますが、前回ぐらいでごみの減量化ということで水を切って出す、水分が今RDFの燃料費に大きく影響を与えているということでお話をさせていただきました、ごみの有料化ということで、事業社用のごみ袋も作った方がいいのではないかということで、町全体のごみの減量化に向けた施策を提案させていただきました。今教育次長の方からもありましたように、粕屋町はブロッコリーが一つの粕屋町の特産品ということで挙げられておりまして、栽培する農家も多分多いのだろうというふうに思いますし、そういった残滓とかそういったもののごみをどういうふうにしていくか、このバイオマスに対する町長の考えを聞かせていただきたいなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

おっしゃる有機物をバイオ化していくということですかね。今、教育次長からお話ししましたように、ごみとは違うもので堆肥化していくというようなことですかね。

◎13番（山脇秀隆君）

いいです。次の質問をします。

町長はバイオスタウン構想の中身が多分わかってないんですね。わかりました。じゃ、ちょっと別の観点から質問していきたいと思います。

粕屋町のエコタウンかすや事業の予算の概要書の中には、このリサイクル推進事業というのが費用を取っているんですね。この金額が4,200万円というふうに書いてあります。町が行うリサイクル推進事業だけでは、このごみの減量化においては頭打ちだと言えるんです。エコタウンかすや事業もバイオスタウン事業も基本的にはごみの減量化なんです。ごみを出さないという考え方なんです。だから、これでいくと、今のごみの減量化に対しては大幅な目標を立てていますが、非常に難しいというふうに考えられます。これは、全国におけるごみの環境調査というのが結構やられているんです、大学であるとか、いろいろな機関で調査されておりまして、このバイオスタウン構想をやっているとか、いろんな形、ごみの重量化、有料化をしてやっているとか、古紙回収に助成金を出したりとか、そういったことをやっているものを全国的に調べて調査しているんです。これによって、一定の効果はあるらしいです、ごみの減量化に対して。ところが、先ほども言いましたが、頭打ちだと言うんですね。例えば、重量制でごみの有料化、うちの町も有料化をしていますよね、ごみの重量制で、重さによって、袋の大きさによってですね。これは基本的には詰め込んでしまうと。人間の心理として、この中にそれ以上のものを詰め込んでしまうという状態があるというんです。あと新聞、助成金を出していますよね。助成金について、出るものに関しては減るらしいんです、やっぱり、ごみというのは減るらしいんです、助成金に対して。ところが助成金が出ないものに関しては、これは増加の一途をたどっているということなんです。こういうことから考えても、一般家庭から出るごみの減量化というのは、非常に難しい。ですから、家庭における意識改革が必要だというふうに考えられます。

例えば、今私は今回学校給食の堆肥化についてお話をしていますけど、この環境教育を学んだ子供たちを利用することによって、我が家の環境について教育できるというふうに、それが早道であるというふうに、今回、石川県加賀市に行って、そういう考えを持ってまいりました。日本における一般廃棄物は2050年には、今の2.2倍になるというふうに言われています。2008年度の建築廃材も含むリサイクル率もまだ20%という、まだ低指数水準なんです。非常に問題があると。町長は、エコタウン構想とバイオスタウン構想の両方をうまく活用していただいて、この資源循環型社会のまちづくり、これはマスタープランに書いてあるんですよ、資源循環型の社会のまちづくりを目指していくと書いていますから。そのため

にも、この学校の給食の残滓の堆肥化を推進することがごみの減量化につながっていくんだということの訴えを私はしているんですけど、この辺の、要するに始まり、別件でもこの件について教育長等にも質問しようと思っているんですけど、加賀市における、この減量化が進んだ一番のきっかけは、学校においてごみの、学校給食の残滓のごみの堆肥化があったということなんです。これが大きなきっかけとなって市民運動に発展して、大きなまちのごみの減量化につながったという話があります。だから、ごみ減量化にとって学校給食の堆肥化を推進することは大事であるというふうに思いますので、町長の再度の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか、因 町長。

◎町長（因 清範君）

今後、私も、バイオマスタウン構想については全く素人でございますので、研究をしながら、おっしゃるようにごみが減って焼却場が要らんようになるということが一番理想でございますので、最初に給食の残滓を活用した形での取り組みが加賀市で最初だったというようなことでございますので、そこいらも含めて、研究をさせてもらいます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。今町長の方からごみの減量化について、バイオマスタウンに見る学校給食の堆肥化について、勉強して考えていくというふうなことを言っていたので、では、2点目について環境生活課長に質問をしていきたいと思っております。

取り組みについて、今リサイクル推進事業費の中に多分賄われていると思うんですけど、そういった取り組みをやってますよ、助成金を出しています等、リサイクルボックス立てていますというようなもので取り組みをしています。この話は先ほどもしたように、ごみの減量化に対しては、頭打ちであり有効性がないというふうに思っています。石川県加賀市の削減量は6,500トンあったんです。粕屋町が平成20年、27年に指標と出している削減のトン数は360トンなのです。先ほども言いましたように、7万2,000で2万5,000～2万6,000世帯ぐらいの町の人口です。あまりうちと変わらない、大差変わらないと思うんですけど、それでもこの削減幅から見ると大幅な違いがあります。それから見れば、うちで360トン削減するのは、逆に言うとなんて簡単ではないかなというふうに思うんですけど、今のやり方だと、多分難しいと思います。難しいのではないかなというふう

に思っていますし、推移です、1日1人当たりのごみを出す量の推移を見てみると、それほど削減できてないのかなというふうな、今の状態、今の時期できてない。だから、その360トンのごみを減量化しますよと指標として出していますけど、そこに至るまでは、相当な努力がいるんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、この学校給食から出る食べ残しの残渣、先ほど教育次長も12.8トンありますよということでありました。これは削減幅から見たら3.5%ぐらいなのです。それから見たら、たったそれだけかというふうに思うかもしれませんが、加賀市の小中学校のごみの学校給食、これは自校方式でしたですけど、ごみの残渣は17トンなのです。うちの町は12.8トン、あまり大差はないです。これも、これから見ると、加賀市ではもう実証済みなのです。この学校給食の残渣の堆肥化というのは有効だというふうに感じています。

そういった意味で、今度は環境生活課の方からの見解をお聞きしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

質問が、専門的なものでなかなかだと思いますが、松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

議員が言われますように、加賀市ですか、これが給食残渣の17トンが堆肥化になったということで、自分たちも驚いておりますけど、この給食の関係の残渣につきましては、今後また教育委員会と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎13番（山脇秀隆君）

本当に、これは環境生活課と学校教育課と連携してやらなければいけないような、私推進という、学校給食の堆肥化というのは難しいと思いますので、この辺の連携をはっきりしていただきたいというふうに思っています。

堆肥化は難しいという答弁が学校教育課の教育次長の方からございました。現実には、バイオスタウン事業をやっている318自治体は学校給食の堆肥化をやっているんですよ。これがうちの町では難しいということでもあります。それは何で難しいのか、ちょっと逆に尋ねていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因 教育次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

堆肥化が難しいという理由は、今現在で難しいということで、今、自校方式ではなくてセンター方式でしていますので、センターに集めてきて、またそれなりの施設を造らないかんということで、今度給食センターを建て直しますので、そのときにそういう面も含めたところで協議させてもらいたいということで、今現在が難しいというふうにお答えしたつもりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

堆肥化する方法はいろいろあると思うんです。今、学校給食では、学校給食から車が来て、残った食べ物を持って帰って、それを処分しているというような、回収業者が来て処分しているというようなことです。例えば、エココンポストを家庭でやる。要するに、家庭ごみにおける堆肥化づくりを、ありますよ、推進、助成もしていますよということです、推進事業として。学校でも同じことができるんです。例えば、段ボールを使ったコンポストというものもあるというふうに聞いています。予算もそんなにかからない、経費もかからない。そんなにはお金はかかることじゃないんです。もしそれが難しければ、当然回収業者に堆肥化するための業者というものもありますので、そこに頼んで回収してもらって、その堆肥を学校で使うという流れを作ってもいいのかなというふうに思っています。

教育化を求めるのは、環境教育の中で自分たちが食べ物を残して、これだけ残して堆肥化できないものもあるんです。例えば、こういうものはできないとか、こういうものはできるとか、いろんなできないものも堆肥化の中にはあるんです。そういうものを学びながら、環境というものに対して、ごみを出さないようにするにはどうしたらいいかという教育も実地の現場でできるんです。これは小学校とか、中学校はもう盛んでちょっとあれかもしれないですけども、小学校ぐらいだったらきちっと自分たちでそういった給食係さんが毎回ごみを分けて、そしてそれを堆肥化して、学校の花壇とか、そういうところに使っていけるんじゃないかなというふうに思っています。

そういったので、この学校給食の堆肥化について、もう一度見解をお伺いしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

これは3回目です。はい、どうぞ。

◎・・・長（・・・君）

大変素晴らしい話を聞かせていただきましてありがとうございます。10年ほど

前の話になりますが、私が現職で学校に勤めておりましたとき、給食の残滓を、化学肥料を混ぜまして固形化燃料（肥料）にしまして、学校がただでその肥料をもらってくるんです。それから町民の方もただで、その給食センターの横にそういった施設がありましたので、肥料化してそれを自由にもらいに行くと。そういうことにならないかなと願っております。環境教育は学校教育で進めておりますが、大変幅が広がっております。粕屋中央小学校におきましては、1年間空き缶を拾いまして、その空き缶を業者に売って、それを車いすに換えて毎年福祉施設に車いすを寄贈していると。これはもう皆さんご存じだと思います。そういう、ごみ拾いから空き缶拾いから、暑さを防止するとか、環境教育は大変幅が広い。今、山脇さんおっしゃったように、リサイクル、エコタウン構想あたりも入ってきますが、残念ながら新しい学修指導要領の改定によりまして英語活動が入ってきたり、算数とか国語の時間が増えたりして、そういった環境教育の時間がずっと減らされてきたという、非常に厳しい状況もございます。今、町長も申されましたし次長も申しましたように、給食センターが建て替わった場合、個人的な発想ですが、建て替わったら少し空き地に、そういった施設を造っていただいて、残滓を全部そこに、そして化学肥料で肥料を町民の方々に、いつでも取りに来てということが考えられます。例えば、具体的な話で、今日の給食で軽トラいっぱい残滓が残ったとします。1週間だったら2トン車1台になります。それを学校のどこにためるかという問題になってきますと、自校方式、やっぱりセンター方式で町で一括してリサイクル、あるいはエコタウン事業に回していった方がいいかなと今考えています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

いろいろ前向きな答弁ありがとうございました。学校給食の堆肥化が資源、循環型社会の構築の一つのきっかけになればいいというふうに考えます。これは、始まりであり、これをきっかけに家庭や地域、社会へと、その協働の取り組みにより廃棄物の減少は可能となり、これまでの大量生産システムとは全く異なる循環型の新しい生産システムの創出、環境調和型のまちづくりが可能となります。ぜひ学校給食の堆肥化に向けた動きを付けていただくよう要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、ブックスタート事業のさらなる推進について、質問いたします。非常に残念なことに、平成16年に3年越しでようやく始まったブックスタート事業が、年々その規模予算を縮小していることでもあります。粕屋町の出生率は全国でも上位に

位置し、毎年、先ほど来からもありましたけれども、700人以上の赤ちゃんが、粕屋町で誕生しているということでもあります。町の人口比率においても、30歳代以下の若い世代が多い町でもあります。子育て支援に力が入っていますが、ハード面ばかりが目立ち、乳幼児を対象としたブックスタート事業のようなソフト面の支援サービスが少ないのが現状であります。今年度の事業予算は、事業費56万7,000円であります。ゼロ歳児の10カ月乳児健診時に手渡す絵本の数を2冊から1冊にしたとのことでもあります。開始当初は2冊の本と本を入れるバッグも付けてパックとして手渡していましたが、今ではボランティア団体が用意する紙封筒に入れて手渡しているようであります。本の数やバッグのことは重要ではありませんが、この事業はどういったものかの認識の甘さがそうした数やバッグの形に表れてきているように思います。本であれば、2冊でも1冊でも変わらないという発言が行政サイドからありました。2冊出せるものであれば2冊出せるように考えるべきであります。他市町村では、3歳児における健診のときに2冊目を手渡しているところもあるようです。何の検証もされないまま事業予算を減らし、その効果さえわからなくなれば、何のための事業だったのかわかりません。マスタープランに見るアンケート調査の資料によれば、ブックスタート事業を認識している町民は64%を超え、この事業を利用したいと願う町民は65%を超えております。これほどの要望もある事業の予算が縮小していることを危惧しております。

そこで、3点について質問をいたしたいと思っております。まずはじめに、ブックスタート事業の意義と開始した経緯と、その効果について、町長にお聞きします。

2点目に、毎回の予算主義において、需用費もしくは消耗品費に組み込まれており、ブックスタート事業の予算の動きが見えなくなっております。1つの事業として款・項・目ぐらいに格上げをして見えるかを要望したいと思います。

3点目に、この事業を始めるに当たり、議員の中にはばらまきとの批判もありました。そこで、町民や議会が納得できるように、費用対効果の検証のため、アンケートの実施と、平成24年で実施後8年を迎えますので、子供たちの追跡調査を要望いたします。ブックスタート発祥の地イギリス、バーミンガムでも8年間にわたり調査をした結果、教育的なメリットがあるとわかりました。追跡調査は飯塚市でも行われており、費用はかかりますが、粕屋町の未来を担う子供たちの教育レベル向上に大いに役に立つと考えられます。

以上、3点について答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因 町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。ブックスタート事業の件でございますが、ブックスタートは今山協議員がおっしゃいましたように、1992年に「赤ちゃんと絵本を介して楽しいひとときを分かち合おう」のキャッチフレーズとともに英国で始まった事業と聞いております。その意義といたしましては、子供と保護者に絵本を配付し、読み聞かせを行うことで絵本に親しみや親子のふれあいのきっかけづくりをしていこうということでございます。子供のすこやかな成長と親子の絆を深めて、子供の支援をいたしますとともに、安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的として、ブックスタートをさせてところでございます。

当町では、平成15年度から10月健診時にテストとして、絵本の紹介のみを行って開始をしてきております。平成16年度からは、ボランティアによる絵本やブックスタートの紹介を行い、帰りに絵本を2冊渡すようにいたしておりました。今年度からは配付の本を1冊にしておりますが、ブックスタートは1冊、2冊ということよりも、むしろ読み聞かせ等の親子の関係を作ることが重要であろうかと思っております。絵本を、ただ配るだけではなく、絵本を開く時間の楽しさを感じてもらって、少しでも家庭でそうした時間を持っていただければ、効果がなお一層上がるのではないかと思います。

さっき教育次長からお話ししました、3歳児に2冊と1冊にした分を、今度は教育の分野でという考え方を申しました。そこらも含めて、アンケート調査もしながら効果も検証しながら、そこら辺も考えていきたいというふうに思います。

ただ単に、2冊を1冊に減らしたということではございませんので、あと山協議員がおっしゃるように、その効果を検証しながら、ゼロ歳の時に1冊、3歳の時には配った方がいいのかどうか等も研究しながら取り組んでまいりたいと思っております。後退したという意味ではございませんので、取り違いが無いようによろしく願いいたしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

続きまして、予算化の問題とアンケートのご質問がございましたので、その点についてお答えします。予算書については、今回、子育て支援費の中でブックスタート事業という形で明記をいたしております。予算の規模からしまして、款・項・目という少額についてはちょっとできませんでしたが、見えるかということで、明記をしているところでございます。

それから、アンケート調査の件なんですけれども、今まで平成も大分前になりますけれども、平成20年に1回やっております。それ以降なされていないというふ

うに思います。今後もスタートして時期も大分経ちますので、アンケートの内容もちょっと考えまして実施したいと思います。20年に実施した結果をお知らせしますと、これは10カ月のときにブックスタート、読み聞かせをやりまして、1歳半の健診のときにアンケートをとった分でございます。そのときの結果なんですけれども、一番肝心なのは本の読み聞かせをそれからやっているかということだと思います。これには、172人中の158人、92%の方が続けておるという結果が出ておりますので、やはり、これからしてもいい効果が出ているんじゃないかというふうに思います。再度、24年度でアンケートをとりまして、また報告をいたしたいというふうに考えております。

それから、子育て支援については、ハードばかりということでもありません。妊娠時から母子相談あたりも十分粕屋町、充実したソフト面の支援も行っておるところでございますので、ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

一応、2冊を1冊にしたと、それはわかるんです。ただ、2冊を1冊にしたとか、予算化が見えにくいとか、そういうことを言っているのは、毎回口酸っぱくして予算審議のときに見えるようにしてくれと、どこにあるんだと、ブックスタート事業費は。ただ、ないわけですね。やっと聞いたら、消耗品費の中に入っていますとか、そういう話なんです。そういう意識が、そういうふうにながしろにしているんじゃないかというふうな危惧を持っているわけです。だから、それがないように、今回は、予算書の中にブックスタート事業という形でちゃんと説明文の中に入れてありましたけれども、これが課長がまた替わるごとに、また再度言っていかなければいけない。だから、その辺の意識がやっぱり危惧されるんです。

このブックスタート事業でもう1つ有意義なのは、これは職員と町民とボランティアが協働でやっているんです。こういった事業ってあまり少ないと思うんですよ。これは、ブックスタート事業のもう1つの利点というのもあります。それと、先ほども言いましたけれども、学校教育、これはバーミンガム大学でも調査されて、8年間追跡調査というふうにさっき言いましたけれども、これは算数とか理科とか、全然ブックスタートには関係ないようなこともやった人とやらなかった人では、大きな差が出ているらしいんです。こういう結果も踏まえてやっていただきたい。そして、ソフト面、要は乳幼児に対するソフト、その親とか、そういう方たちに対するソフト面はあると思うんですね。ただ、乳幼児に対するそういうソフ

ト面というのは少ないというふうに言いたかったんですね。だから、これは唯一のブックスタート事業自体が、そういったいろんな面で大事であるということ。これは、言葉、要するに本を読んでストーリーをわかってもらおうとか、言葉の意味をわかってもらおうということではないです。やはり、赤ちゃんのこと、大好きだよ。私はあなたのことを大切に思っているんですよ、ということをお赤ちゃんが感じる事が大事だというふうに言われております。

そういった思いで、9,700名のヤングママの会が、当時20代から40代の人を対象に署名をして、署名が集まってこのブックスタート事業というのは始まっております。それぐらい認識が高い事業でありますので、もう1回ここで発言させていただいたのは、これは大事な事業であるということをもう1回、行政の方々に認識していただきたいという思いで質問しましたので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

(13番 山脇 秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後0時32分)

平成24年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成24年3月23日（金）

平成24年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成24年3月23日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 清 範	教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 田 代 眞	住 民 福 祉 部 長 工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長 松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長 因 友 幸
総 務 課 長 八 尋 恵 治	経 営 政 策 課 長 工 藤 早 苗
協働のまちづくり課長 青 木 繁 信	税 務 課 長 石 山 裕

収納課長	箱田 彰	会計管理者	伴 栄子
学校教育課長	関 博夫	社会教育課長	安川 喜代昭
給食センター所長	宮川 健二	健康づくり課長	安河内 裕治
介護福祉課長	清武 稔	総合窓口課長	水上 尚子
子ども未来課長	安河内 渉	環境生活課長	矢野 正剛
都市整備課長	野中 清人	総務課 庶務人事係長	今泉 真希
上下水道課長	吉武 信一		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

議案第1号及び議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長(安川俊彦君)

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

内容につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が、平成23年12月2日に公布・施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年12月19日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を得るために議会の議決を求められたものでございます。

この改正の主なもの、一つ目として、県たばこ税の一部を町たばこ税に、平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われる製造たばこを対象としてたばこ税が移譲されることでございます。二つ目として、退職所得に係る個人住民税の10%の税額控除が廃止され、平成25年1月1日以降に支払われるべき退職所得等から適用されること。三つ目として、東日本大震災から復興を図ることを目的として、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施するための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税等の均等割の標準税額が平成26年度から平成35年までの間、県民税、町民税あわせて1,000円が引き上げられること。

以上、これらの措置を講ずるための一部改正でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第2号につきましても、専決処分の承認を求めることについてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告い

たします。

内容につきましては、平成23年4月27日に公布されました、いわゆる震災特例法の一部であります東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の条項について、地方税法の一部を改正する法律等が平成23年12月14日に公布・施行されることに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年12月26日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を得るために議会の議決を求められたものでございます。

この改正の主なものは、雑損控除等の特例の対象となる支出の範囲に災害関連支出を含められたこととともに、現行の4項になる条文を2項の条文に整理されたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番、川口議員。

◎15番（川口 學君）

第1号議案の専決処分の承認を求めることについて、反対討論をいたします。

このたびの国の税法の改正の主なものは、法人実効税率、すなわち外形標準課税の対象となる資本金1億円を超す法人に適用される税率を含め、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げる、法人税を引き下げながら、一方では市民の課税を増やすと。一つはたばこ税の引き上げ、いわゆる644円、千本につき一つは305円、そうすることによって税収が3,500万円から4,000万円ほど増収が見込まれるということで、旧3級品、わかば、エコー、ゴールドンバット、バイオレット、しんせいなどがその対象となります。また、残念でならないのは個人住民税の均等割の税率の引き上げであります。

四つ目には、退職所得の分離課税に係る所得割について、平成25年からその所得割の額から、その10分の1に相当する金額を控除する措置をとっておりました

が、これを廃止するというものであります。

そしてまた、個人の町民税に限り均等割の税額を500円加算すると。そして、これは平成26年度から平成35年度までの期限付きの引き上げですが、これを復興に充てると。庶民、法人には税金をまけてやって、一般国民からの税金で不況で、また給料の値下げで苦しんでおる庶民からこの税金を高く取るということは、どうしても納得がいきません。

したがって、第1号については反対をします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であ

ります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第3号、粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第3号は、粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例についてでございます。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

改正の内容は、防災会議の委員定数を15人から20人に増員し、より広範な意見を地域防災計画に反映させるものであります。

当委員会で、慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告します。なお、防災会議委員には、女性の視点を取り入れるためにも女性委員を積極的に登用することを要望いたしまして、報告を終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第4号、粕屋町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第4号は、粕屋町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

厳しい財政状況が続く一方、現在保有しておる公共施設等の老朽化と更新は、自治体にとって深刻な問題となっております。公共施設等の整備及び補修等を円滑かつ効率的に行うことを目的として、施設整備等に要する資金を基金に積み立てていくために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、第1条の設置目的を「整備、その他の経費の財源に充てるため」から「整備及び補修等に要する資金を積み立てるため」に、また第6条を「公共施設等の整備及び補修等に要する資金に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる」と改正するものであります。

当委員会で、慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第5号、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第5号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきまして報告いたします。

本議案は、児童福祉法の一部が改正され、法律の各条番号にずれが生じたことに伴い、それを根幹とする粕屋町学童保育所設置条例第1条中の法令、条項番号を改正するにあたり、児童福祉法の条項番号に合わせたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第6号、粕屋町立図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第6号は、粕屋町立図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきまして報告いたします。

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第二次地方分権一括法が公布され、図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会委員の任命基準を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決いたしましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第7号、粕屋町青少年健全育成交流基金条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第7号は、粕屋町青少年健全育成交流基金条例の制定についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきまして報告をいたします。

青少年の健全育成及び国際交流並びに地域交流を推進するため、現行の粕屋町国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止し、新たに同基金条例を制定するものであります。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決いたしましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第8号、粕屋町雑草の刈取及び除去に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 伊藤 正君 登壇）

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第8号、粕屋町雑草の刈取及び除去に関する条例の全部を改正する条例についてであります。付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

改正前の条例では、空地に雑草などが繁茂し、管理不良の状態の所有者などに対して刈取及び除去の助言または指導並びに勧告及び代行は規定されております。しかし、勧告に基づく処置命令、当該空地の事前調査及び代行作業の際の現地立ち入りなどの規定がなく、また当該処分に対して所有者などの異議申し立ての機会も規定されておられません。今後運営に際し、費用の徴収も含めトラブルが想定されます。

今回の改正する内容につきましては、空地所有者など及び管理不良の状態の定義

を明確にする。代執行に至る前に勧告に基づく処置命令を規定、行政代執行法により、代執行から除去費用徴収までを明確にすること及び立ち入り調査においては、その職員の身分、権限を規定するものであります。定義を明確にすることにより、所有者などに空地及び管理不良の状態を的確に知らしめることができ、処置命令及び行政代執行の通知を行う際には現地調査が必要となり、立ち入り調査を規定することにより、空地立ち入り調査及び所有者などの質問をすることができるものであります。また、処置命令及び行政代執行を行った場合においても、所有者などに異議があるときは異議申し立てを行うことができるため、条例の全部を改正し、条例名を「粕屋町空地の雑草などの除去に関する条例」に改めるものであります。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第9号、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第10

号、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第11号、粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例について、議案第12号、粕屋町居住幼稚園児の保育料の減額に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇)

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

議案の付託を受けました、厚生常任委員会における議案第9号より議案第12号までの4議案の審議の経過並びに結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第9号、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

今回の改正は、本年4月から第5期粕屋町介護保険事業計画に基づく保険料率の変更と現行の7段階を8段階設定とし、低所得被保険者の負担を緩和するものであります。24年度以降の介護保険事業費の第1号被保険者分担分の確保を図るものです。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第10号、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅法施行令から削除された、同居親族要件や老人・障害者等の入居要件を維持するための改正であります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第11号、粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

今回の改正は、地方交付税や国・県の補助金の削減、自主財源の税収の低迷、その他糟屋地区の状況など、諸事情を検討の結果、満100歳に支給しております鶴寿祝金を20万円から10万円とするものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

最後に、議案第12号、粕屋町居住幼稚園児の保育料の減額に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

平成22年度税制改革による所得税及び地方税の所得控除のうち扶養控除の見直しにより、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の一部が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うものです。改正の主な内容は、年少扶養控除等の廃止に伴い、幼稚園保育料の減免措置について、保護者が不利益を被ることがないように改正するものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。3番、田川議員。

◎3番（田川正治君）

介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、今回、月額4,100円を4,400円に値上げすると、保険料を上げるということの内容が議案で出されましたけど、全国的には今特養ホームなど老人ホームに入れない人が42万人超えていると、介護難民というのがどんどん増え続けているという状況であります。

それと、もう1つは介護報酬引き上げのために介護現場の労働条件も悪くなるというようなことで、介護の現場と介護を受ける人たちも含めて非常に苦勞をしているという状況であり、崩壊状態にもなっているということが言われております。こうした事態の大元は、国庫負担の問題があります。これは、国民健康保険税の問題と同じように、国が国庫負担を削減し続けるという状況のもとで生まれていることでもありますけど、そもそも5割だった介護費用の負担が25%、さらには20%、今は2割というような状況に国庫負担が下げられていることが問題であります。ですから、高齢者が保険料値上げを我慢するか介護サービスを受けるのを我慢するかという選択にいつも迫られて、介護施設に入居するにも負担が増えてなかなか入れない。また、順番待ちで待機している状況があるということなどが生まれております。これは、介護保険の問題だけじゃなくて、国民健康保険もそうですし、後期高齢者医療制度もそうですが、こういう負担が増えてきてる中での値上げについては行うべきでないということで、この議案に対する反対討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。7番、本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

本田でございます。私も、今回の値上げに反対でございます。

粕屋町は介護保険特別会計は単独でやっております。単独の良さを活かすために、あえて今回は値上げをしないという選択がいいのではないかと考えています。3年間の会計を見ますと順調です。順調に確かに給付は上がっていますが、そしてそういう中で健全財政を保持しており、今基金が1億6,000万円あります。それで、来年から3年間の予定を聞きますと、そのうちの9,000万円は取り崩しながら値上げをしたとしてもするということというふうに伺っておりますが、その会計の中でも毎年積立金として4,000万円から5,000万円予算として組んでおられますので、多分この第5次が終わるときにも1億5,000万円くらいの基金は残っていると思います。

それで、万が一ですね、赤字の場合はどうするかという考え方もあると思いますが、うちの町は単独なので、赤字の場合はここで議会でかけていただければ補助金を出すことはできるんですね。結局、一生懸命やっているけれどもこれだけ足りないということを皆さんにアピールすれば、それはそれで私は可能なんじゃないか。むしろ、そういうことができる単独の会計ではないかと。だから、町民の皆さんにも町はギリギリの状態で行っていると、だから皆さん元気で長生きしてください。そのためにはどうしたらいいですかという方法、そういうのを提案する、そういうことができると思いますので、今回の値上に関しては反対です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。本案に対する厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。本案に対する厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。本案に対する厚生常任委員会委員長

の報告は可決であります。本案は、厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。本案に対する厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第13号から議案第17号までの補正予算5議案は、予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第13号、平成23年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。伊藤委員長。

(予算特別委員長 伊藤 正君 登壇)

◎予算特別委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第13号、平成23年度一般会計補正予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過につきましては、議員全員によります予算特別委員会でありますので省略し、結果のみご報告いたします。

まず、総務部所管の経営政策課所管につきましてではありますが、今回、歳入歳出の補正予算は、歳入を2億2,755万8,000円減額し、歳出を2,215万3,000円増額するものであります。

歳入の主なものは、決算見込み額による市町村振興宝くじ交付金を1億178万5,000円、町債を1,040万円増額し、基金から繰入金を3億4,700万1,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、電算管理事業費を2,420万円減額し、流域関連公共下水道事業会計補助金を5,200万円、財政調整基金積立金を328万2,000円増額するものであります。

次に、総務課所管につきましては、今回の歳入歳出の補正は、歳入を1,601万9,000円増額し、歳出を78万7,000円増額するものであります。

歳入の主なものは、長者原駅西駐車場の使用料470万円及び町村振興補助金1,000万円を増額するものであります。

歳出の主なものは、勸奨退職者等に対する退職手当特別負担金1,964万9,000円を増額し、特別職給与費346万5,000円、総務事務費393万9,000円、子ども広場管理整備事業費710万2,000円を減額するものであります。

次に、協働のまちづくり課所管についてではありますが、歳入を244万7,000円、歳出を1,126万1,000円、それぞれ減額するものであります。

歳入の主なものは、消防団退職報奨金244万7,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、消防組合事務費495万8,000円、消防団等運営事務費495万1,000円を減額するものであります。

次に、税務課所管につきましては、歳入を1億50万円増額し、歳出を989万円減額するものであります。

歳入の主なものとしましては、個人、法人あわせて現年度町民税を5,600万円、現年度固定資産税を4,000万円増額するものであります。

歳出の主なものは、賦課費として、税務課職員の給料、職員手当等、共済費あわせて989万円を減額するものであります。

次に、収納課所管についてではありますが、歳入を310万円増額し、歳出を982万円減額するものであります。

歳入の主なものは、滞納繰越町民税を100万円、滞納繰越固定資産税を100万円増額するものであります。

歳出の主なものは、徴收費、職員給与を400万円、徴税等徴収事務費を582

万円を減額するものであります。

次に、会計課所管についてであります。歳出を103万円減額するものであります。支出の主なものは、職員給与94万円の減額、会計管理事務費の印刷製本費の9万円の減額であります。

次に、住民福祉部所管の総合窓口課所管であります。歳入を1億6,165万5,000円減額し、歳入総額を13億1,008万2,000円とするものであります。

歳出は7,543万8,000円減額し、歳出総額22億3,144万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金の1億6,341万9,000円の減額であります。

歳出の主なものは、子ども手当給付事業の1億7,531万8,000円の減額であります。

次に、子ども未来課所管であります。歳入を155万1,000円増額し、歳入総額を6億7,398万1,000円とするものであります。

歳出は254万7,000円減額し、歳出総額を11億9,481万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、子育て支援交付金の国庫補助金147万3,000円と幼稚園就園奨励費の国庫補助金7万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、児童福祉費の光熱水費及び22年度補助金確定に伴う返還金746万6,000円の増額、職員の人件費等251万7,000円を減額するものであります。

次に、健康づくり課所管であります。歳入は373万4,000円増額し、歳入総額を7,421万1,000円とするものであります。歳入の主なものは、衛生費国庫補助金63万1,000円、衛生費県費補助金308万9,000円を増額するものであります。

歳出は374万1,000円増額し、歳出総額を3億8,646万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、感染症対策費1,259万5,000円増額し、健康づくり総務費、母子保健事業費、保健増進事業費等885万4,000円を減額するものであります。

次に、介護福祉課所管であります。歳入を585万9,000円増額し、歳入総額を3億5,455万5,000円とするものであります。歳入の主なものは、民生費国庫補助金244万8,000円、民生費県補助金332万3,000円であります。

歳出は、1,182万9,000円減額し、歳出総額を9億1,511万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、老人福祉費884万4,000円、障害者福祉費211万4,000円減額し、介護保険費191万8,000円を増額するものであります。

次に、教育委員会所管の学校教育課所管につきましてであります。歳入5,880万4,000円を増額し、歳入総額を1億7,945万8,000円とするものであります。歳入の主なものは、教育費国庫補助金のうち公立高校施設整備費補助金を3,589万円及び学校施設環境改善交付金を4,346万3,000円増額し、安全・安心な学校づくり交付金を2,045万2,000円減額するものであります。

歳出は、144万9,000円を増額し、歳出総額9億1,991万8,000円とするものであります。歳出の主なものは、学童保育費の指導員賃金を100万円減額、職員給与費を1,302万4,000円減額、小学校運営事業費の臨時雇い賃金、需用費、委託料、備品購入費等1,059万6,000円減額、小学校施設整備事業費のうち中央小学校の耐震工事等3,344万8,000円の減額、粕屋西小学校校舎の耐震工事等で7,427万4,000円を増額、粕屋中学校下水道切り替え工事費267万5,000円を減額するものであります。

次に、学校給食共同調理場所管であります。歳入はありません。

歳出総額1億3,007万3,000円であります。歳出の主なものは、職員の共済費の増額と学校給食センター運営管理事業費317万5,000円であります。

次に、社会教育課所管であります。歳入は210万5,000円を減額し、歳入総額1億982万2,000円とするものであります。歳入の主なものは、総合体育館使用料を200万円減額し、生涯学習センター使用料100万円の増額、教育費受託事業収入の418万5,000円減額するものであります。

歳出は1,383万9,000円を減額し、歳出総額5億1,361万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、社会教育費、総務費、負担金及び交付金200万円の減額、遺跡発掘受託事業費の418万5,000円の減額、生涯学習センター運営費186万2,000円の減額、保健体育総務費につきましては、総額253万6,000円で、需用費、委託料の減額であります。総合体育館運営費は、光熱水費等69万4,000円を増額であります。

次に、都市政策部所管の都市整備課所管であります。今回の歳入の補正はありません。

歳出は4,718万3,000円を減額し、歳出総額を5億6,120万2,000円とするものであります。歳出の主なものは、土木総務費の人件費470万円減

額、道路新設改良費の用地買収費及び物件外補償費の900万円減額、狹隘道路改良事業費の調査測量委託料の180万円減額、交通安全施設整備事業費の道路用地買収費の100万円減額、都市計画事務費の住居表示事業費の住居表示整備委託料151万円減額、千代粕屋線事業に伴う街路建設負担金2,570万円減額するものであります。

次に、地域振興課所管についてであります。今回の歳入歳出の補正は、歳入を514万1,000円減額し、歳入総額を7,749万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、井堰管理基金繰入金を500万円減額するものであります。

歳出は1,714万円減額し、歳出総額を1億8,812万6,000円とするものであります。歳出の主なものは、農林水産業費の農業振興費の生産調整システム構築事務業務委託料730万円減額し、農地治水工事費500万円を減額、転作等推進事業奨励補助金300万円を減額するものであります。

次に、環境生活課所管についてであります。今回の歳入歳出の補正予算は、歳入を123万円減額し、歳入総額を9,890万1,000円とするものであります。歳入の主なものは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合派遣職員人件費120万円の減額であります。

歳出は3,251万2,000円を減額し、歳出総額を11億2,134万6,000円とするものであります。歳出の主なものは、ごみ収集事業費388万4,000円減額し、ごみ処理工事広域事業費2,209万3,000円、し尿処理費296万2,000円を減額するものであります。

最後に、議会事務局所管であります。今回歳入歳出の補正は、歳入はありません。歳出は119万6,000円減額し、歳出総額1億5,658万円とするものであります。歳出の主なものは、議員報酬及び視察旅費等319万6,000円の減額であります。

以上、議員全員による予算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきまして、既に予算特別委員会にて審議済みではありますが、その後、特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。7番、本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

本田でございます。実は、私は毎年この補正予算に反対をしておりました。今回賛成をさせていただくんですが、その理由をいくつか挙げたいと思います。

まず第一はですね、通年予算の形が整ってきたというふうに思っております。私が議員になりまして、当初予算、それから6月、9月、12月、3月、それぞれ補正がありました。大きく変動がありまして、今年予算と前年度の予算を比べるときに、どこの予算と比べたらいいのかわからないような状態で、いつも4冊持って調べまわったことを覚えておりますが、現在ですね、行財政改革が進んで非常にすっきりとした形で大きく補正を組まれるのは9月とこの3月。しかもそれぞれ法改正があったものと、特にこの3月はですね、1年間を通して使わなかった細かい光熱費とか事務費とか、そういうものをきちんとですね、補正で減額をされて、そして基金の繰り入れの減額につながっているという、こういう流れがですね、議会が予算特別委員会を開いてみんなで予算を審議するのと同じような形で、両輪の形でですね、物事が進んでいる、こういう状況に対して、私はもう補正で反対するということはあまりないだろうなというふうに思っています。

それで、今回特にですね、私が申し上げたいのは教育予算です。毎回私は教育予算のことに引っかかって反対をしておりました。きちんと予算は取ってあるのに執行残という形で大きな金額が残り、それがまた翌年ですね、同じような金額が大きな金額があって、また執行残で残っている。その主なものがですね、教育現場の臨時の職員、教育補助員の方が適当な方が見当たらないからということで残のまま終わっていたんですね。ところが、今度予算編成のときにそれを大きく改革されるような提案をされたので、私はとてもそれが素晴らしいなというふうに思っています。

そういう意味で、今年補正予算には全面的に賛成でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第14号、平成23年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第15号、平成23年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第16号、平成23年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。伊藤委員長。

(予算特別委員長 伊藤 正君 登壇)

◎予算特別委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第14号、平成23年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員によります予算特別委員会での審議でありますので省略し、結果のみご報告いたします。

今回の歳入歳出補正予算は、歳入歳出それぞれ6,108万5,000円を増額し、歳入歳出総額を38億6,381万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金7,341万7,000円増額し、諸収入を9,291万4,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付金を6,470万円増額するものであります。

以上、議員全員による特別予算委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第15号、平成23年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会での審議の経過と結果に

ついて、ご報告いたします。

今回の歳入歳出の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,813万4,000円を減額し、歳入歳出総額を3億7,253万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険の1,650万円の減額であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合給付金を1,813万4,000円の減額とするものであります。

以上、議員全員による特別予算委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第16号、平成23年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会での審議の経過と結果について、ご報告いたします。

今回の歳入歳出の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,425万3,000円を増額し、歳入歳出総額16億5,440万円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料を963万1,000円、国・県支払基金を3,264万4,000円増額するものであります。歳出の主なものは、保険料給付5,170万円を増額するものであります。

介護サービス事業勘定の補正は、歳入歳出予算をそれぞれ104万9,000円を減額し、952万3,000円とするものであります。歳入の主なものは、繰入金148万9,000円減額するものであります。歳出の主なものは、サービス事業委託料81万3,000円を減額するものであります。

以上、議員全員による特別予算委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきまして、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後、特に質疑はありませんか。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第15号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第16号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第17号、平成23年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。伊藤委員長。

（予算特別委員長 伊藤 正君 登壇）

◎予算特別委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第17号、平成23年度流域関連公共下水道事業会計補正予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員によります予算特別委員会での審議でありますので省略し、結果のみご報告いたします。

今回の歳入歳出補正予算は、収益的収支の収入について、予算額に9,380万円を増額し、収入総額10億36万4,000円とするものであります。支出は1,868万1,000円を増額し、支出総額11億2,316万8,000円とするものであります。

収入の主なものは、汚水排水量の増加に伴う下水道使用料4,800万円、また一般会計からの繰入金金の確定による負担金3,415万5,000円、補助金1,784万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

支出の主なものは、再生施設費732万2,000円、総掛費509万7,000円をそれぞれ減額し、汚水排水量の増による維持管理費負担金3,240万円を減額するものであります。

また、資本的収支につきましては、収入について既定の予算から2億2,721万円を減額し、総額9億6,282万9,000円、支出予算は2億8,135万7,000円を減額し、10億8,815万9,000円とするものであります。

収入の主なものは、企業債 9,730 万円、東日本大震災による 40% のカットに伴う国庫補助金 1 億 3,974 万 6,000 円をそれぞれ減額し、受益者負担金の前納金増による調定額 983 万 6,000 円を増額するものであります。

支出の主なものは、補助事業の削減に伴う環境事業費 2 億 8,135 万 7,000 円を減額するものであります。

以上、議員全員による特別予算委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきまして、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後、特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第 17 号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 17 号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。再開は 11 時といたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩 午前 10 時 48 分)

(再開 午前11時00分)

◎議長(進藤啓一君)

再開いたします。

議案第18号から議案第24号までは、新年度の当初予算になります。よって、当初予算7議案は、先の申し合わせにより、新たに向野正幸予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第18号、平成24年度粕屋町一般会計予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。向野委員長。

(予算特別委員長 向野 正幸君 登壇)

◎予算特別委員長(向野正幸君)

議案第18号、平成24年度粕屋町一般会計当初予算について、審議経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過につきましては、議員全員によります予算特別委員会で慎重審議をいたしました結果、省略して結果のみをご報告いたします。

初めに、総務部経営政策課の当初予算について、歳入を34億2,363万6,000円、歳出を26億522万円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税が13億3,000万円、地方消費税交付金3億9,000万円、臨時財政対策費6億6,100万円を含む町債が6億8,950万円です。

歳出の主なものとしては、電子自治体構築推進事業費が1億5,977万2,000円、地域情報化推進事業費4,183万2,000円、緊急雇用創出事業費3,773万3,000円、流域関連公共事業水道補助金5億9,794万8,000円、公債費の元利償還金16億626万4,000円です。

次に、税務課です。

歳入を53億8,541万2,000円、歳出を9,200万5,000円です。

歳入予算の主なものは、個人・法人あわせた現年度町民税を24億5,100万円、現年度固定資産・保有資産交付金あわせて26億4,441万2,000円、現年度軽自動車税を6,000万円、地方たばこ税が2億3,000万円となっております。

歳出予算は、職員給与費7,266万9,000円、町民税賦課事務費として852万円、固定資産税賦課事務費として1,081万6,000円となります。

続いて総務課です。

歳入を1,576万5,000円、歳出を3億6,978万4,000円です。

歳入の主なものは、長者原駅西駐車場使用料720万円、町有財産貸付収入43

3万5,000円です。

歳出の主なものは、特別職給与及び総務課所管で職員給与費2億2,497万8,000円、総務事務費3,859万1,000円、町有財産管理事務費8,960万円、駐車場管理事務費475万2,000円、子ども広場整備事業費465万7,000円です。

続いて、協働のまちづくり課です。

歳入を877万1,000円、歳出を5億7,857万8,000円とするものです。

歳入の主なものとしては、県広報紙配布事務委託金91万円、消防団員退職報奨金500万円、コミュニティ助成事業助成金200万円です。

歳出の主なものは、広報公聴事業費1,152万9,000円、防災対策事業費1,465万4,000円、住民活動団体支援事業費602万1,000円、消防組合事務費3億7,234万9,000円、消防施設設置補助事業費2,730万8,000円、災害対策事業費1,049万9,000円です。

続いて、収納課です。

歳入を1億2,850万1,000円、歳出を1億588万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、滞納繰越町民税を3,200万円、滞納繰越固定資産税を3,100万円、県税徴収事務取扱委託金5,700万円です。

歳出の主なものは、職員給与5,624万3,000円、町税等徴収事務費4,964万5,000円です。

続いて、会計課です。

歳出を1,985万7,000円とするものです。歳出の主なものは、職員給与費1,326万5,000円、指定金融機関委託事務費227万9,000円です。会計管理事務費431万3,000円です。

次に、学校教育課関係です。

主要事業として、施設整備関係では、耐震工事の最後となる大川小学校渡り廊下の耐震工事をはじめ、粕屋西小学校の外壁補修工事、粕屋中学校の上水道切り替え工事などを行う計画です。

次に、教育の向上及び環境改善で、スクールソーシャルワーカー巡回相談の充実及び研究指定校を上げられています。

まず、歳入について2,590万5,000円とし、前年度比で1億1,563万7,000円の減となっております。これは国庫補助金に該当する施設整備工事がなくによるものです。

一方、歳出については5億1,085万1,000円とし、前年度比で4億3,603万1,000円の減となっております。

支出の主なものといたしましては、学童保育所運営事業費で大川小学童保育運営委託料190万円の増額、小学校運営事業費としては378万3,000円の減額となっております。国庫補助金に該当するような大きな工事がなく、前年度比3億3,529万9,000円の減額とじているところです。中学校施設整備事業費では、大規模工事が一息ついたことから前年度比1億109万7,000円減の1,286万7,000円とじています。

最後に、中学校の教育振興事業費では、学力向上に向けた取り組みの一環として、学力テスト等の委託費を増額し、前年度比352万5,000円増となっております。3,515万5,000円を計上しています。

次に、学校給食共同調理場です。

給食センター調理場管理費で、職員給与7,989万7,000円、学校給食センター管理運営事業費5,513万5,000円で、計1億3,503万2,000円となっております。調理場建設事業費は3,800万円でございます。合計の1億7,303万2,000円となっております。平成24年度の主な事業としまして、給食数は約4,400食を予定しており、給食調理場内の一部改修と学校給食センター建設に向けての調査等委託事業費とじています。

次に、社会教育課です。

歳入の総額は1億1,468万5,000円、歳出総額は4億8,954万2,000円であります。歳入の主なものは、教育使用料7,925万円で、総合体育館使用料4,200万円、生涯学習センター使用料3,300万円をはじめ各施設の使用料であります。

歳出の主なものは、社会教育総務費の1億995万円で、職員給与費6,295万4,000円や分館活動支援事業費の3,393万7,000円であります。人権教育費1,223万円、青少年育成費1,139万6,000円あります。ときめき体験事業補助金が含まれております。図書館費の8,240万円、生涯学習センター運営費の9,847万5,000円、自主事業ではじめ施設の管理運営事業と管理委託事業が主なものであります。保健体育相費の2,235万7,000円、各施設の維持管理費及び委託費と負担金及び補助金関係であります。

最後に、総合体育館運営費の1億3,943万3,000円で、自主事業をはじめ施設の管理運営事業と管理委託事業が主なものであります。

次に、都市政策部、都市整備課です。

歳入総額は6,390万9,000円。その主なものは、交通対策特別交付金1,

100万円、活性創造基盤整備交付金4,115万円です。これは、平成23年度に引き続き「阿恵大池公園」整備工事や「峰屋敷・向川原線」道路新設工事の国庫補助金です。

歳出総額は5億4,214万7,000円です。主な事業は、交付金事業であります阿恵大池公園整備工事費6,500万円、峰屋敷・向川原線道路新設工事費2,500万円、筑紫野・古賀線バイパス建設事業関連負担金3,000万円、住居表示事業856万円、千代・粕屋線街路建設負担金1億1,700万円です。

続いて、地域振興課です。

歳入総額3,102万1,000円です。主なものは、ボタ山関係土地貸付料の財産貸付収入291万3,000円、2,000万円は中小企業融資制度の預託金で町内4行へ各500万円を4月当初預託し、年度末に返金してもらうものです。

歳出総額は1億3,561万5,000円であります。その主なものは、農業振興費、農地治水工事費1,160万円、転作推進事業奨励補償金700万円、地域振興費の商工会補助金等1,210万1,000円、中小企業融資預託金2,000万円、緊急経済対策事業住宅改修工事補助金300万円です。

続いて、環境生活課です。

歳入総額1億69万2,000円、主なものは、ごみ袋売却代金7,214万1,000円です。

歳出総額は11億9,225万8,000円です。主なものは、塵芥処理費のごみ収集委託料2億9,744万4,000円や須恵町外2カ町清掃施設組合負担金6億7,153万5,000円です。駕与丁公園管理事業4,988万8,000円や緑化等推進事業費4,405万6,000円です。

次に、議会事務局です。予算は1億3,763万7,000円です。昨年度より163万7,000円に増額となっております。これは主に、議員共済負担金の増額によるものです。

次に、住民福祉部、総合窓口課です。

歳入総額12億1,608万円です。歳出総額21億2,723万2,000円。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金として7億6,273万4,000円、民生費県負担金として2億8,478万9,000円でございます。

歳出の主なものは、国民健康保険事務事業2億8,355万2,000円、後期高齢者医療事務事業3億4,621万円、子ども手当給付事業10億6,276万9,000円です。

続いて、子ども未来課です。

歳入総額5億1,881万3,000円、歳出総額10億6,903万円。

歳入の主なものは、民生費負担金2億6,769万2,000円、民生費国庫負担金1,827万円、民生費県費負担金6,250万円です。

歳出の主なものは、町立保育所運営管理事業1億6,957万2,000円です。私立保育所運営事業4億8,987万8,000円です。子育て支援事業3,673万9,000円、町立幼稚園運営事業3,996万1,000円です。

続いて、介護福祉課です。

歳入総額3億4,164万5,000円です。歳入の主なものは、民生費国庫負担金1億7,477万8,000円、民生費県負担金8,738万9,000円、民生費県補助金2,702万4,000円。

歳出総額9億1,883万6,000円です。歳出の主なものは、社会福祉総務費5,961万4,000円、隣保館費2,495万1,000円、老人福祉費8,684万6,000円、福祉センター管理費2,241万1,000円、障害者福祉費4億4,524万4,000円、介護保険費2億7,007万円、住宅管理費968万8,000円です。

最後に、健康づくり課です。

歳入総額5,116万5,000円、歳出総額の5億5,848万8,000円。

歳入の主なものは、子宮頸がんワクチン等接種促進事業費補助金3,127万7,000円、妊婦健康診査支援事業費補助金1,550万9,000円、がん検診推進事業補助金345万4,000円です。

歳出の主なものは、子宮頸がん等ワクチン接種事業6,950万6,000円、妊婦健診支援事業費が6,416万7,000円、感染症予防事業費7,842万6,000円です。

以上で、審議の報告を終わります。

予算特別委員会で審議いたしました議案第18号、粕屋町一般会計当初予算は、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことを報告して終わります。

(予算特別委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会で十分な審議が尽くされているとは思いますが、その後、特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第18号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許しま

す。3番、田川議員。

◎3番（田川正治君）

私がこの一般会計予算に反対する点は、先日予算委員会でも説明ありました老朽化した給食センターの建て替えについての予算の計上についてがあります。12月議会の私の質問や同僚議員の質問にも、建て替えをしたいという回答はありましたが、民間委託の説明はありませんでした。その後、議会への説明や総務委員会への説明も何ら行わずに、完全民間委託をするということを提案され、予算が3月議会で提出されております。そのための調査費用、予算として500万円、入札契約3,000万円を計上されましたが、私はこのことについて反対いたします。

予算委員会では、民間に委託して建設資金を民間が100%支出するので、金は財政的に助かるということでした。しかし、全国的に民間委託した場合は、その後は行政がいろいろと注文をしたりいろんな点で実施してもらうことなどを行っても難しい、困難な状況があるということがあります。

また、学校給食検討委員会では、この給食センター建て替えについては、総合的に見て自校方式が望ましいということだけど、町の財政を考えると自校方式よりセンター方式で整備していく方が現実的であるという報告になっております。ただし、その中でもセンター方式でやる場合でも、自校方式の良さを取り入れて衛生管理基準を満たす基準として行うことを求めていますけど、民間委託についての記述はありません。そういう点では、子どもたちに安心・安全な給食を提供すると、そして粕屋町の食材を地産地消で行って、町が直営で給食センターを運営することが一番求められていることだと思います。

そういう立場から、予算のこの点について、反対する立場から発言をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。15番、川口議員。

◎15番（川口 學君）

今回、いきなり給食センター建設費が3,800万円予算化されています。PFI、この法律ができたのはコラムによると1999年、今から13年前に法律化されたそうです。一般的な調理の民間委託では、1年から数年で契約が切れ、改めて入札が開催されますが、PFI方式は施設運営から民間事業として行うため、15

年以上の長期契約となります。そのため、事業者には運営メリットが発生しますが、当事者、当局においては非常に危険なものだと言われています。滋賀県の近江八幡市の市立病院がPFI方式で整備したところ、1年足らずで経営破たん陥ったという例もあり、経営破たんの不安がこれにはつきまっています。

自治体が学校給食センターでPFI方式を検討する場合には、情報公開が義務づけられています。これも何一つやっておりません。可能性調査、実施方針、要求水準など、その議論経過や計画過程、入札過程に至るまで必ず公表しなければならない義務づけがされています。これをやらずして、いきなり予算を組んで議会の議決を得たからといってこれを実施することは許されません。そのような無茶な政治をした政治家は今までおりません、粕屋町には。しかも教育委員会たるものが何ということですか。絶対反対です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。7番、本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

今年の一般会計は114億2,600万円、昨年と比べますと7.2%の減でございます。その中で、扶助費などの国・県支出金が減っているのが6億円ありますが、私が評価できるのは繰入金6,900万円、それから町債が1億円減っています。それは本当に行財政改革の内部マネジメントの推進による予算をしっかりと町が見つめてやった結果なのかなというふうに思って、これは高く評価ができると思います。しかも、今回ですね、粕屋町公共施設整備基金条例をつくって現在の公共施設をですね、補修・保全までの分を基金をつくってやろうという、町の姿勢は私は高く評価できると思っています。

先ほど、補正のところでは私が申し上げた件で、学校教育のですね、教育補助員、これの賃金を大幅アップ、それまで粕屋郡内で最低だった賃金を粕屋郡内で最高に上げると。これはここまで来るのにやっぱり5年以上はかかっています。そういう、これは一つの英断だろうと思っていますので、非常に高く評価をしています。

ところがですね、心配なのは、人件費が6,700万円の減なんです。そして、そのかわり物件費が5,100万円上がっております。正規の職員が減って、多分嘱託、それから臨時職員の人数が増えているという状況にあるのではないかと。これをとても危惧しています。粕屋町は今205人の正規の諸君でやっていると思いますが、さらにこの3月で退職者が、予定外の退職者が何人かあるように聞いてお

ります。

そういった中で、前に座っておられる皆さんが、この114億円の一般会計の予算をですね、本当に効果があるものとしてやっていかれるのに、私は議会の一員として非常に心配をしております。これはですね、今までの流れ、粕屋町の非常に歳費削減といいますか、人件費を削減しながらやってきた。ところが、急きよですね、行財政改革で国がですね、人件費を減らしなさいと。それまで減らしていたにもかかわらず、さらに減らしなさいという要求を国が突き付けて、それをはねのけることができなかつた。実際に自治体でそれをやってない自治体は結構あります。例えば、鳥取県の片山元知事は、一切それに応じなかつたということだそうです。

そういう中で、でもこれは仕方がないんですね。これをどうにかクリアしていかないといけない。粕屋町は非常に優れた施策がございました。特に、人づくり、子どもの教育に関して。

ところが、今回私は2点のことで非常に危惧しております。それは、先ほど2人の議員が言われた学校給食センター。これをですね、三十何年か前に中学校に給食がないということで、それこそ当時の町長が英断で、すべての中学生に給食をということでされましたが、今回それが老朽化ということで、PFIという方式でおられます。急きよそれを出されたそのやり方、それに疑問を感じております。

それからもう一つ、乳幼児療育事業1,300万円の委託金。私は乳幼児のことに関しては、健診、それからすこやか事業、そすこの療育、それあわせてこの粕屋町の子どもたちの健全に育てたい、そういう流れの中で事業があつて、非常に優れた事業、言葉の教室という優れた事業を取り入れて、利用者にも一般の町民の皆さんにも高く評価されていましたが、昨年からこれが委託が進み、今回は全面委託のこの予算をあげておられます。

現町長は、昨年11月に就任されたので、どの程度これにかかわっておられるかはわかりませんが、今の町長がですね、福祉課におられたときに非常に優れた施策を次々に出されたということも聞いております。時代の流れの中でどうしてもしようがないのかなというふうに思いますが、私は特に子どものことに関しての予算を組む場合、もう少しですね、説明をしながら丁寧にですね、それこそ各常任委員会に相談といいますか、提案をしながら進めていく。そして3月の予算の委員会でそれを皆さんの前に提案する。そういう流れが必要だと思っておりますが、今回、子どものこの施策、2つの施策に関してはそういう流れが全くなかつたような気がいたします。非常に優れた内容、優れた予算の組み方、それは評価しますが、子どもの教育、子育て、まちづくりという観点で、今から委託がどんどん進んでいく可能性がありまして、それを危惧しています。ここで何とかですね、皆さんとともに考

えて、どうしてもより良い方法をつくっていきたい。そういうために、私はここで反対をするほか方法がありませんので、この2点に関して非常に危惧している。評価はしますが、危惧をしているということで、反対をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第19号、平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第21号、平成24年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第22号、平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。向野委員長。

（予算特別委員長 向野 正幸君 登壇）

◎予算特別委員長（向野正幸君）

議案第19号から議案第22号までの4議案は、議員全員によります予算特別委員会で慎重審議いたしましたので省略して、審議の経過並びに結果についてご報告いたします。

平成24年度国民健康保険特別会計当初予算につきまして、歳入歳出それぞれ3

9億9,502万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億3,278万3,000円、国庫支出金10億1,409万9,000円です。また、歳出の主なものは、保険給付費25億1,451万6,000円、共同事業拠出金5億7,112万4,000円であります。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

次に、議案第20号、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ4億112万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億1,937万2,000円です。また、歳出が後期高齢者医療広域連合納付金3億8,027万8,000円が主なものであります。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

議案第21号は、平成24年度粕屋町介護保険特別会計予算について。

予算総額を歳入歳出それぞれ16億1,819万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険料が3億2,402万9,000円、国庫負担金2億7,219万1,000円、支払基金交付金4億3,956万6,000円、県負担金2億1,547万5,000円、一般会計繰入金2億6,985万8,000円でございます。

次に、歳出の主なものは、総務費7,563万8,000円、保険給付費15億51万7,000円であります。

次に、介護サービス勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ870万9,000円とするものです。

歳入の主なものとしては、介護予防サービス計画給付費収入848万5,000円、歳出の主なものは、一般管理費777万8,000円でございます。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

最後に、議案第22号、平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ385万1,000円とするものであります。

す。

歳入の主なものとしましては、貸付金元利収入285万円であります。また、歳出の主なものとしましては、一般会計繰入金360万円であります。

慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきましても、既に当初予算特別委員会で審議済みであります、その後、特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第19号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。3番、田川議員。

◎3番(田川正治君)

国民健康保険特別会計予算に反対する立場から発言します。

これは予算特別委員会の中でもこの内容については、私だけでなく他の議員からも異論が出たりしですね、問題を指摘された点があります。これは、昨年度の当初予算の一般会計が繰入額が4,000万円でありました。病院にかかる人たちが増えてですね、医療費が増えるというようなことなどもあったり、そういう状況で、補正で4,000万円繰り入れるという状況になったわけでありまして。そういう点で言えば、今の生活、経済状況から見て、そういう疾病、病気持つ人たちが増えていっているということにもあると思いますし、当初の、昨年の4,000万円だけの予算を今年度も計上するというものであります。しかし、粕屋町の国保税は今までも議員の質問など、意見などもありますように、国保税は200万所帯で37万あり、福岡県内でも高く粕屋地区内では一番高いと、このような状況にあるわけでありまして。そういう点で言えば、一般会計からの繰り入れということを増やすことが求められるわけですが、少なくとも昨年実績の8,000万円を上回る一般会計の繰り入れということが行っていくことが当然であると思います。

先ほど、介護保険の問題で述べましたように、国の国庫補助金の削減が介護保険も同じように削減されてきたことが国保財政を厳しくしているということは間違いありません。

そういう点もありますけど、昨年の実績も含めた予算とすべきことを意見を述べ

て、反対討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第20号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。3番、田川議員。

◎3番（田川正治君）

予算反対の立場からです。

◎議長（進藤啓一君）

反対の立場ですか。

◎3番（田川正治君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎3番（田川正治君）

ちょっと遅れたみたいで申しわけありませんが、後期高齢者医療制度の問題につ

いては、国のこの保険制度そのものに対する反対という立場から、一刻も早く廃止をして国民保険、また老人保健制度に戻して、そういう点では75歳以上の高齢者を差別する医療制度をなくすべきだと。世界にもこういう制度がないような制度でありますので、その立場から反対するわけでありますけど。

今回は、その上に保険料が均等割が今年の5万2,213円から5万5,045円、所得割が9.87%が10.88%、1人当たりの平均の保険料が7万4,324円から7万9,271円ということになって4,947円の負担増になっております。これは全国的に後期高齢者医療制度の県の連合の中で保険料が増えるという状況が生まれてきているわけでありまして、そういう点でこの制度に反対し、負担を増やすことについても含めて反対の討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第21号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第22号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、議案第23号、平成24年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第24号、平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といたします。本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。向野委員長。

(予算特別委員長 向野 正幸君 登壇)

◎予算特別委員長（向野正幸君）

議案第23号、平成24年度粕屋町水道事業会計当初予算の審議の経過と結果に

ついでご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が9億3,960万6,000円、支出が9億915万9,000円であります。

収入の主なものは、給水収益などの営業収益が9億3,400万1,000円、また一般会計繰入金などの営業外収益が560万3,000円であります。

支出の主なものは、浄水場等の委託に関する費用が5,770万円、水道企業団の受水費が3億4,200万円、また減価償却費2億1,100万円であります。

資本的収支につきましては、収入が20万円、支出につきましては3億6,471万3,000円あります。支出の主なものは、老朽化した配水管布設替工事、浄水場等の機器更新工事の費用2億3,110万円、企業債償還金1億1,151万3,000円あります。収入が支出に対して不足しています額につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

予算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第24号、平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算の審議の経過と結果についてご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が10億2,102万5,000円、支出が10億6,734万7,000円あります。

収入の主なものは、下水道使用料が5億8,170万円、一般会計からの繰入金4億3,429万円あります。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金3億7,000万円、減価償却費2億8,339万3,000円、企業債利子2億5,430万1,000円あります。

資本的収支につきましては、収入が8億4,213万8,000円です。支出が11億925万5,000円あります。

収入の主なものは、企業債が5億2,890万円、一般会計負担金1億6,865万8,000円、国庫補助金1億4,600万円あります。

支出の主なものは、浸水対策事業また汚水管の工事請負費が3億8,327万8,000円、流域下水道建設負担金7,597万7,000円、企業債償還金6億3,300万円あります。収入が支出に対して不足しています額につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

予算特別委員会で審査いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告し終わります。

(予算特別委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に当初予算特別委員会で審議済みであります。その後、特に質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第23号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第24号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第25号、町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任委員会委員長からの報告を求めます。建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第25号、町道路線の認定及び変更についてであります。付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

路線番号688号ヒラキ四線及び689号ヒラキ五線は、花ヶ浦ヒラキ土地区画整理事業として町道認定が必要とされるものであります。

また、路線番号497号ヒラキ一線、656号ヒラキ二線及び687号ヒラキ三線は、新たな土地区画整理事業の道路計画により、路線名称と終点を変更するものであります。

路線番号690番日守六線及び576番瓦ヶ田二線は、宅地開発により公衆用道路とし、新たに町が帰属を受け管理が必要となったものであります。

路線番号691番コモハラ戸井ノ元線は、道路改良工事を行うために町道認定を行うものであります。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第25号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第26号、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 伊藤 正君 登壇）

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

報告します。

議案第26号、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてであります。付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

住居表示につきましては、これまで駕与丁区、花ヶ浦区、若宮区、原町区、乙仲原東区が実施されています。今回、実施すべき区域を甲仲原区の大半を占める区域及び酒殿の一部の区域を計画するものであります。住居表示を実施することにより、緊急車両の現場への到着が早くなり、郵便・小包などの配達がスムーズとなり、さらに住所が順序よく表示され、わかりやすいまちづくりが実現できます。また、住居表示の方法につきましては、外国などでよく見られる「〇〇ストリート」といった道路方式もありますが、わが国では主に「1丁目1番1号」といった街区方式が一般的であり、本町も街区方式を採用いたします。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（建設常任委員長 伊藤 正君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今、住居表示の説明がございました。本来、住居表示はわかりやすい住所位置にするため推進されたものであり、自治会の枠組みにとらわれず住民の利便向上上、大きな道路や水路等で区切られるよう区割されてまいりました。

今回の住居表示地区の図面を見ますと、川を越えて住居表示がされているように思われます。この辺の、どうしてそういうふうに分割されたのか、事情があればお知らせいただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤委員長。

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

その件につきましては、都市政策部長の方から報告させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市施策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

本来でございますと、議員が言われますように大きな道路、また大きな河川等でこの街区方式を採用するわけなんです、粕屋町、ここの集落につきましてはですね、それぞれの事情がございまして、昔からの集落区域といいますか、そこを基準といたしまして、今回は区域を定めております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

13番、山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

多分自治会の問題というふうに、今答弁を聞いてて思ったんですが、原町でもですね、原町地区の住居表示の場合でも、阿恵区の自治会の方とか若宮区の方、逆にこちらから若宮区のほうに住居表示がされたとか、そういったことがあるわけですね。本来、今入りくんでる状況だとですね、本来の住居表示の意味がないのではないかなというふうにちょっと思っています。これが、その住居表示が全部できたときに、ここだけ入りくんでてですね、やっぱり住所を探すときにはじめて来られた方はやっぱりわかりづらいという部分があるかと思えます。そういった意味で、やはり大きな川で挟まれている以上はですね、やっぱりちょっと。私たちも事情があってこういうふうに分割しますよという説明を受けてですね、でも自治会は変わりませんよというお話もいただきましたし、そういう説明がね、なされたの

か。この辺の詳しい事情がまたわかれば答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤委員長、ありますか。

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

はい。都市整備課長の方から。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市整備課長。

◎都市整備課長（野中清人君）

ただいまの質問に対しましてですが、まず地図を開けていただいたらわかると思いますが、南側は、これは志免町に入りまして行政界となります。それから、ルクルの付近につきましては、これより先に住居がないというところで川を越えていったところがございます。それから、図面のですね、右の方といいますか、駕与丁池に近い方につきましては、当初町の方はですね、県道東環状線をもってですね、区域としようとして地域に下しまして説明会を行ってきまして、酒殿区側からのですね、何というんですか、歴史に基づいた要望の声が非常に大きくてですね、このままでは今年度がまた来年度まで超えていくような恐れがありましたので、こういう線に見直しとなっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

13番、山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

いろんな事情があってですね、そういうふうにするのはわかるんですね。だけど、本来の住居表示のスタンスがですね、わかりやすい住居表示ということでやられてるわけですよ。そういう意味からして、いろんな酒殿からの反対とか、私たち反対もありましたよ、いっぱい。だけどそれを妥協してですね、やっぱり町のわかりやすい住居表示を進めるためにみんな協力をしてきたわけですよ。そういった中で、ここだけ反対、あそこだけ反対っていったら、これからどんどんどんどんですね、そういったことで本来の住居表示の意味合いが全くなくなるんですよ。その辺をやっぱりね、行政側は強くアピールをしてですね、やっぱりやっていただきたいというふうに要望をして終わりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

この件につきましてはですね、私も若干なりとは存じておりますが、後ほどですね、担当部署から詳しく説明をしとってください。

ほかに質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第26号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

発議第1号、粕屋町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。安川議会活性化特別委員会委員長。

(議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎議会活性化特別委員長（安川俊彦君）

発議第1号は、粕屋町議会基本条例の制定についてであります。

付託を受けました議会活性化特別委員会での審議の経過は、議員全員による審議でありまして、省略をさせていただき、結果につきまして報告をいたします。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告して、終わります。

(議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。この議案につきましては、既に議会活性化特別委員会で審議済みであります。その後、特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、発議第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は、可決であります。

本案は、議会活性化特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

発議第2号並びに発議第3号、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。安川議会活性化特別委員会委員長。

（議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎議会活性化特別委員長（安川俊彦君）

発議第2号、発議第3号は、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

発議件名が関連しておりますので、両議案を一括いたしまして報告いたします。付託されました議会活性化特別委員会での審議の経過につきましては、議員全員による審議のため省略をさせていただき、結果につきまして報告をいたします。

付託されました発議第2号、第3号につきまして、全員による当委員会で慎重に審議いたしました結果、両発議とも賛成少数により否決されましたことを報告いたしまして、終わりたいと思います。

（議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの議会活性化特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。この各議案につきましては、既に議会活性化特別委員会で審議済みであります。その後、特に質疑はありませんか。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、発議第2号の討論に入ります。本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は否決であります。

まず、原案、議員定数を10人にする条例改正のことでございますけれども、これに賛成の方の発言を許します。6番、因辰美議員。

◎6番（因辰美君）

昨日ですね、特別委員会で審議されたわけでございますが、定数削減を発議しますとですね、あれだけの集中砲火を浴びるのかと。私もですね、もうびっくりいたしましたして、しかしながら非常に勉強になりました。これからもですね、信念を曲げることなくですね、議論していきたいと私も思っております。

提案者がですね、討論すべきものではないと思っておりますけれども、お願いしたいことがありますので討論させていただきます。

今回、議員を7人削減し、代替案として議員は常勤し報酬を上げ、議会のレベルアップを図ることは将来の粕屋町議会の生き残りをかける発議であると今も確信しております。しかしながら、採決の結果は残念ながら否決となりました。議員の中では無謀な提案と思われておりますが、住民から見ると議員は多すぎるという考えが多数を占めています。今後、議員定数の議論は続けていかなければなりません。これから地域で総会があり皆さんも出席されると思っておりますので、議員定数について多くの住民と議論され、情報収集していただくことを要望し、討論を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。原案とは、議員定数を17人から10人に改める条例改正案のことであります。

発議第2号、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立少数であります。

よって、発議第2号は否決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、発議第3号の討論に入ります。本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は、発議第2号と同様否決であります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。原案とは、先ほど申しましたように、議員定数を17人から15人に改める条例改正案のことであります。

発議第3号、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立少数であります。

よって、発議第3号は否決されました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第1号、総合福祉法案（仮称）策定にあたっての意見書（案）を議題と

いたします。

意見書案第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第1号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決とすることに決定しました。

◎議長(進藤啓一君)

意見書案第2号、福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書(案)を議題といたします。

意見書案第2号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第2号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は可決とすることに決定しました。

◎議長(進藤啓一君)

意見書案第3号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(案)を議題といたします。

意見書案第3号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第3号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は可決とすることに決定しました。

◎議長(進藤啓一君)

意見書案第4号、基礎自治体への円滑な権限委譲に向けた支援策の充実を求める意見書(案)を議題といたします。

意見書案第4号に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第4号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は可決とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号、粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願を議題といたします。

請願第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。請願第1号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

陳情第1号、国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第1号は採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

陳情第2号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題といたします。

陳情第2号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第2号は採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、12月議会におきまして継続審査となっておりました陳情第2号、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情第2号に対する建設常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第2号は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

意見書・請願書・陳情書に係る草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書・請願書・陳情書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。因町長。

（町長 因 清範君 起立）

◎町長（因 清範君）

平成24年度第1回粕屋町議会定例会の閉会にあたりまして、一言自席からではございますけれども、ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日に招集いたしました今定例会におきまして、提案を申し上げました26件の議案、大変22日間にわたる長丁場ではございましたけれども、慎重にご審議をいただきまして、26議案すべて可決承認いただきましたことを、まずもってお礼申し上げます。

さて、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から早1年が過ぎました。被

災者の方々には衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げると同時に、一日も早い復旧、復興を願うものでございます。絶対に日本国民としてこの日を忘れないことが、最大の供養であろうと思います。また、記憶と教訓は絶対に風化させてはならないと思います。

本町も防災計画の見直し、それから地域自治防災組織の確立に向けまして、自主・自助・共助・公助、そして地域の絆の大切さを教訓に、住民の皆様と一緒に連携をして確固たる防災計画をつくっていきたいと思っております。

私にとりまして、初年度となります平成24年度の当初予算で、町民の皆様が粕屋町に生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたいと思われ感じられる安全で安心して優しい、幸せを感じながら暮らしていただくまちづくりを目指し、さまざまな施策を計上いたしましたつもりでございます。住民の皆様はもとより、議員各位からいろんなご意見を賜りましたことに対しましては、厳しい財政状況のもとではございますけれども、職員の士気を高め真摯に受け取り、今後の行政施策に織り込んでまいりたいと思います。また、一層の行財政改革に満身創痍で取り組んでまいります。今後とも町政に対しまして、温かいご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、季節の変わり目で十分に議員の皆様方、お体にご自愛をいただきまして、健やかに過ごしていただきますことを祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、3月議会のお礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 着席)

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

よって、平成24年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、平成24年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしますが、この3月議会は、年度としては平成23年度最後の議会でした。この年度をもって定年を迎えられた方も含め、9名の職員さんが退職されると聞いています。長い間のお勤め、ご苦労様でした。うち、管理職4名の方はこの議場に列席であります。皆さんのこれまでのご精励に敬意を表しますとともに、退職後も健康に留意され、それぞれの立場で充実した日々を送られますことをご祈念いたします。お疲れ様でした。

また、議員の皆さん、理事者側の皆さん、今議会は長丁場の会議でありました故、お疲れだったろうと思います。すべての皆さんに御礼を申し上げ、平成24年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後0時23分)

会議録調製者 長 克 義

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 安 川 俊 彦

署名議員 安河内 利 明